

平成24年版／平成23年度決算

日新火災の現状 2012

はじめに

日頃より日新火災をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。
このたび、当社の経営方針、事業概況、財務状況についてご説明する
ため、ディスクロージャー誌「日新火災の現状2012」を作成しました。
本誌が当社をご理解いただく上で、皆さまのお役に立てれば幸い
です。

2012年7月

※本誌は「保険業法(第111条)」および「同施行規則(第59条の2および第59条の3)」
に基づいて作成したディスクロージャー資料(業務および財産の状況に関する説
明資料)です。



会社の概要 (2012年7月1日現在)

社名 日新火災海上保険株式会社
本店所在地 東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地
TEL 03-3292-8000 (大代表)
取締役社長 村島 雅人
創業 1908年(明治41年)6月
資本金 203億円
従業員数 2,606名
代理店数 13,907店
URL <http://www.nisshinfire.co.jp>

子会社等
日新火災総合サービス株式会社
日新情報システム開発株式会社
ユニバーサルリスクソリューション株式会社
日新火災インシュアランスサービス株式会社

※従業員数・代理店数は2012年3月31日現在



当社のシンボルマークは、ブルーの半円に表されている未来と、それに続くしなやかな緑の曲線で描かれている道によって構成されています。このシンボルマークには、100年を超える歴史を背景に、より輝かしい未来に向かって歩み続ける日新火災の意志が込められています。

メインコーポレートカラーであるグリーンは「いきいきとした活動力・生命力」を、また、サブカラーである鮮やかなブルーは「積極性・知性」を象徴しています。

日新火災の現状 2012

目次

日新火災の現状

トップメッセージ・経営理念	2
お客さまにご満足いただくために	4
東日本大震災への対応	10
トピックス	12

経営について

東京海上グループ概要	14
経営戦略	16
代表的な経営指標	19
2011年度の事業概況	24
内部統制基本方針	26
コーポレート・ガバナンスの状況	28
CSR(企業の社会的責任)の取り組み	30
コンプライアンスの徹底	34
情報開示	38
勧誘方針	39
リスク管理	40
資産運用	43
お客さま情報への対応	44
募集制度	47

商品・サービスについて

保険の仕組み	50
個人向け保険商品	54
個人向けサービス	56
企業向け保険商品	58
企業向けサービス	59
新商品の開発状況および約款・料率の改定	60

業績データ

事業の状況	62
経理の状況	74

コーポレートデータ

沿革	114
株式の状況	115
会社の組織	117
役員の状況	118
従業員の状況	121
企業集団の状況	122
設備の状況	124
損害保険用語の解説	125
店舗の一覧	128
店舗ネットワーク	135

現
状

経
営
に
つ
い
て

商
品
・
サ
ー
ビ
ス
に
つ
い
て

業
績
デ
ー
タ

コ
ー
ポ
レ
ー
ト
デ
ー
タ

トップメッセージ・経営理念



取締役社長 村島 雅人

日頃より、当社業務につきましては、格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当社は、「お客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社」を目指すことを経営理念として掲げ、それを実現させていくための諸施策を実行しております。

当社は、リテール損害保険会社として地域で顔の見える代理店とのパートナーシップを強固にし、代理店とともに高品質の損害保険サービスを提供することでお客さま満足度の増大を目指しております。

そのような中で発生した東日本大震災に際しましては、損害保険会社としての社会的責任を果たすべく、事故対応・保険金支払対応を最優先課題として全社を挙げて取り組み、保険金を迅速かつ確実にお支払いすることにより、被災されたお客さまへの支援を果たしてまいりました。



日新火災は、お客さま本位の安心と補償をお届けし、 最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指します。

- 安心を実感していただける的確で誠実な対応を常に心がけ、お客さまにとってわかりやすい商品とご満足いただけるサービスを提供します。
- 健全性・収益性を確保し企業価値の向上をはかるとともに、積極的な情報開示に努め、株主の負託に応えます。
- 代理店の自主性・独立性を尊重するとともに、お客さま本位の価値観を共有し、相互の発展をはかります。
- 従業員一人ひとりがお客さま本位を実践し、いきいきと働くことができる企業風土を築きます。
- 損害保険事業を通じて地域社会の発展に貢献するとともに、従業員・代理店の地域活動や社会貢献活動への参画を支援します。

当年度は東京海上グループおよび当社の新中期経営計画の初年度にあたります。当社といたしましては、「お客さまと代理店に選ばれるリテール損害保険会社として成長する」ことを目指し、独自のビジネスモデルを先鋭化し、リテールマーケットでお客さまサービスに全力を傾けてまいります。あわせて、「安定的に利益を創出する」ことを目指し、商品の収益性を改善するとともに効率的な事業運営を一層、進めてまいります。

これからも当社は、経営理念の実現に向け、また、東京海上グループにおけるリテール損害保険会社として存在感のある企業となるべく、さまざまな取り組みを進めてまいります。今後とも一層のご愛顧、お引き立てを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成24年7月

お客さまにご満足いただくために

当社は、「お客さまに最も身近で信頼される損害保険会社」を目指し、全社員がお客さまの声に真摯に耳を傾け、お客さま満足度の向上に向けて会社業務全般の改善に取り組んでいます。

「お客さまの声」への対応

「お客さまの声」対応基本方針

当社は、2008年4月に「お客さまの声」対応に関する姿勢を明確にするため、経営理念をもとに「お客さまの声」対応基本方針を策定しました。「お客さまの声」をもとに商品・サービスや会社業務全般の品質を改善し、また「お客さまの声」対応プロセスを継続的に改善することで、「最も身近で信頼されるリテール損害保険会社」としての社会的責任を果たすとともに、お客さま本位の事業展開を実現します。

「お客さまの声」対応基本方針

「お客さまの声」を積極的に受け止め、安心を実感していただける的確で誠実な対応を行うとともに、お客さまにとってわかりやすい商品とご満足いただけるサービスの提供に活かします。

「ISO 10002」規格への自己適合宣言

「お客さまの声」への対応プロセスを全社で標準化するために、国際標準化機構（ISO）において発行された苦情対応マネジメントシステム「ISO10002（品質マネジメントー顧客満足ー組織における苦情対応のための指針）」に準拠した苦情対応態勢の仕組みの見直しを図りました。

そして、当社の「お客さまの声」対応が「ISO 10002」に適合していることを第三者の支援を得て自ら確認し、創立100周年となる2008年7月1日に自己適合宣言を行いました。

※「ISO10002」は2004年に発行された国際規格です。苦情対応のためのガイドライン（指針）を示すものであり、審査登録機関による第三者認証制度は存在せず、企業自らの責任で適合を宣言することができます。

「お客さまの声」をお聴きする仕組み

「お客さまの声」の受付窓口

当社ではお客さまのご契約を担当する代理店を通じて、また全国の営業店や損害サービスセンターの各拠点、テレフォンサービスセンター等のお客さま相談窓口等で「お客さまの声」を承っています。特に苦情に関しては、関連部門とも連携し、迅速かつ適切な対応を行っています。

なお、いずれの窓口にご連絡いただきましても専門スタッフが責任をもって対応しています。

■最寄りの営業店・損害サービスセンター

（P.128「店舗の一覧」をご参照ください。）

ご契約に関するご質問やご相談は最寄りの営業店に、事故の経過確認・解決についてのご相談はお客さまの事故対応を担当する損害サービスセンターにお問い合わせください。

（受付時間 9:00～17:00・土日祝除く）

■テレフォンサービスセンター（0120-25-7474）

万一のときの事故受付をはじめ、各種商品内容やサービス内容に関するご照会等をいつでもお気軽に

ご相談いただけるよう「テレフォンサービスセンター」を設置し、休日・夜間でも専門スタッフが対応しています。（受付時間 24時間365日）

・2011年度受付件数 159,702件（うち苦情 1,803件）

■お客さま相談室（0120-17-2424）

本社のお客さま相談対応窓口として「お客さま相談室」を設置しています。お客さまからの各種商品内容やサービス内容に関するご照会、当社の営業活動や事故対応等に係るご意見・ご要望および当社や当社代理店へのご不満に専門スタッフが対応しています。

（受付時間 9:00～17:00・土日祝除く）

・2011年度受付件数 10,515件（うち苦情 1,112件）

■ホームページ照会窓口

（<http://www.nisshinfire.co.jp>）

当社ホームページ上にお客さまからのご照会専用窓口を設置し、商品やサービスあるいは損害保険全般についてのお問い合わせや、日新火災へのご意見等を承っています。

アンケートの実施

当社ではお客さまの満足度やご意見を積極的に
お聴きする取り組みとして、各種アンケートを実施し
ています。

アンケート等を通じてお客さまニーズの把握に努
め、代理店とともにお客さま満足を追求し、今後の
サービス品質の向上を図っていきます。

■「お客さまの評価」アンケート

ご契約時や保険金支払時に、当社および代理店
のお客さま対応に関する評価を直接お聴きする取り
組みとして随時実施しています。

ご契約時のアンケートはインターネット上にて、保
険金支払時のアンケートは郵送にて実施しており、
2011年度は延べ約3万5千名のお客さまからご回答
をいただいています。

お客さまからいただいたご意見や分析結果につ
まましては、今後の業務改善にいかしていきます。

■自動車保険に関するアンケート

2004年度から自動車保険のご契約者を対象に実
施しています。

2011年度のアンケートは全国のご契約者の中か
ら無作為に抽出した3,000名を対象に実施し、696名
のお客さまからご回答をいただきました。

調査項目は「自動車保険の選択理由」をはじめ、
「契約時のご説明に対する満足度」や「今後の代理店
との取引継続意向」等、全40項目にわたっています。

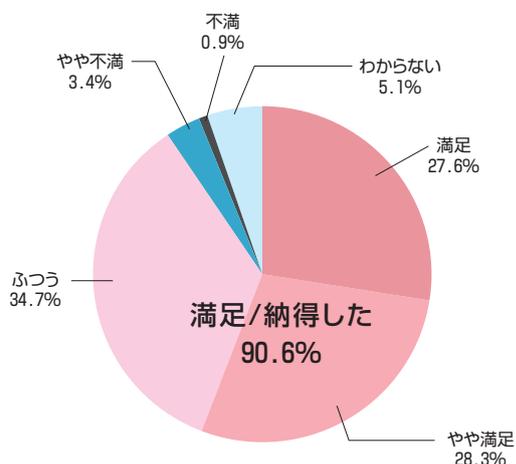
「自動車保険を契約する際の、代理店の対応や補
償・サービスを含めた全体の満足度」では、90.6%
のお客さまから「満足」「やや満足」「ふつう」とい
う、「満足／納得した」の評価をいただきました。

また、「今後の代理店との取引継続意向」につ
いては85.0%のお客さまから、取り引きを「継続し
たい」「やや継続したい」と回答をいただきました。

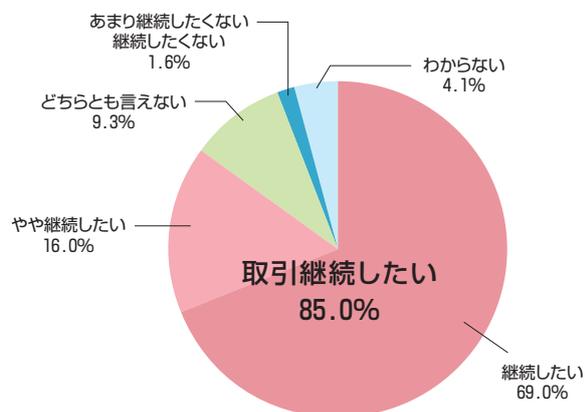
ご意見欄では「事故を起こした事がありますが、そ
の後のサポートもとても良く、特にメンタル面でも頼
りになり、助けてもらった。大変信頼できた」「保険商
品全般に対してとても研究しているようで、家族構成
に合った商品の提供やアドバイスもいただいている」
「トラブルがあったとき、迅速に対応していただいた
ので安心できた」といったお褒めの声もいただいで
います。

2011年度 自動車保険に関するアンケートより

●自動車保険の総合満足度



●代理店との取引継続意向



お客さまにご満足いただくために

お客さまからの苦情への対応

「苦情」とは

当社では、苦情を「お客さまから不満足の説明があったもの」と定義し、幅広く受け止めています。寄せられた苦情には、迅速かつ丁寧に対応するとともに、お客さまからの貴重なご意見として業務改善にいかしています。

「お客さまの声(苦情)」受付状況

当社では全国の拠点から全社員が入力可能な「お客さまの声活用システム」を稼働させるなど、全社を挙げて積極的に「お客さまの声」を把握し、その内容を登録する取り組みを行っています。なお、苦情受付件数や苦情事例・改善事例等はホームページにも開示しています。(当社ホームページ: <http://www.nisshinfire.co.jp>)

■2011年度苦情受付件数

	累 計
1.契約・募集行為	
(1)商品内容(補償内容等)	50
(2)契約継続手続き(手続き漏れ・遅れ等)	243
(3)募集行為(お客さまへの意向確認不足等)	175
(4)契約内容・条件等の説明不足・誤り	702
(5)契約の引受(条件・制限等)	35
(6)保険料の計算誤り	47
(7)接客態度	55
(8)帳票類(申込書・請求書・パンフレット等)の内容	76
(9)その他	134
小 計	1,517
2.契約の管理・保全・集金	
(1)証券未着・誤り	1,167
(2)分割払・口座振替対応	126
(3)契約の変更手続き	275
(4)契約の解約手続き	271
(5)満期返戻処理(手続き遅延、返戻金額等)	8
(6)接客態度	20
(7)その他	122
小 計	1,989
3.保険金	
(1)保険金のお支払い金額	510
(2)対応の遅れ・対応方法	1,110
(3)保険金お支払いの可否	89
(4)接客態度	523
(5)その他	9
小 計	2,241
4.その他(個人情報の取り扱いに関する苦情を含む)	40
合 計	5,787

手続実施基本契約を締結している 指定紛争解決機関

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保

険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽ ADR センター」(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めるとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士等が中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽ ADR センター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADR センターの連絡先は以下のとおりです。

ナビダイヤル(全国共通・通話料有料) 0570-022-808
IP 電話や PHS から 03-4332-5241
(受付時間: 平日の午前9時15分~午後5時)

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<http://www.sonpo.or.jp/>)

「そんぽADRセンター」以外の 損害保険業界関連の紛争解決機関

一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払をめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取り扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)のお支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページ(<http://www.jibai-adr.or.jp>)をご参照ください。

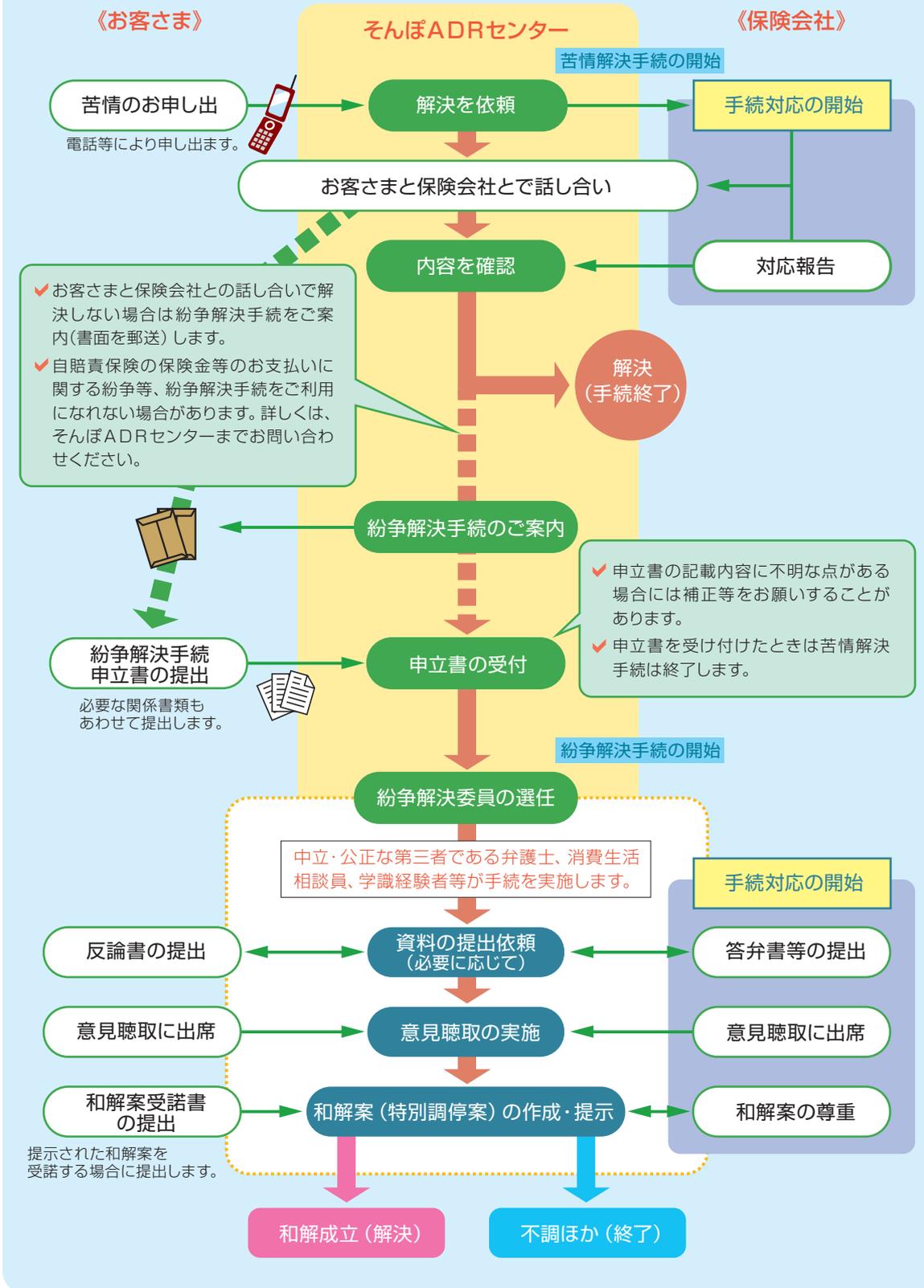
公益財団法人 交通事故紛争処理センター

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、公益財団法人 交通事故紛争処理センターがあります。全国10ヵ所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

詳しくは、同センターのホームページ(<http://www.jcstad.or.jp>)をご参照ください。

苦情解決手続および紛争解決手続の主な流れ

※標準的な手続の進行例です。



現状

経営について

商品・サービスについて

業績データ

コーポレートデータ

お客さまにご満足いただくために

「お客さまの声」を施策にいかす取り組み

お客さまサービス部

お客さまからお寄せいただいた苦情やアンケート等のご意見については、「お客さまの声」を施策にいかすための専任組織であるお客さまサービス部において一元管理し、苦情再発防止策を検討するとともに、業務プロセスや商品の改善など当社の施策に役立てていきます。

お客さまの声をかたちに。委員会

お客さまにご満足いただけるサービス提供を実現するため、代表取締役を委員長とする取締役会委員会「お客さまの声をかたちに。委員会」を設置しています。

本委員会は、「お客さまの声」をもとに商品・サービスや会社業務全般の品質改善の取り組みを統括、推進しています。

お客さまの声活用システム

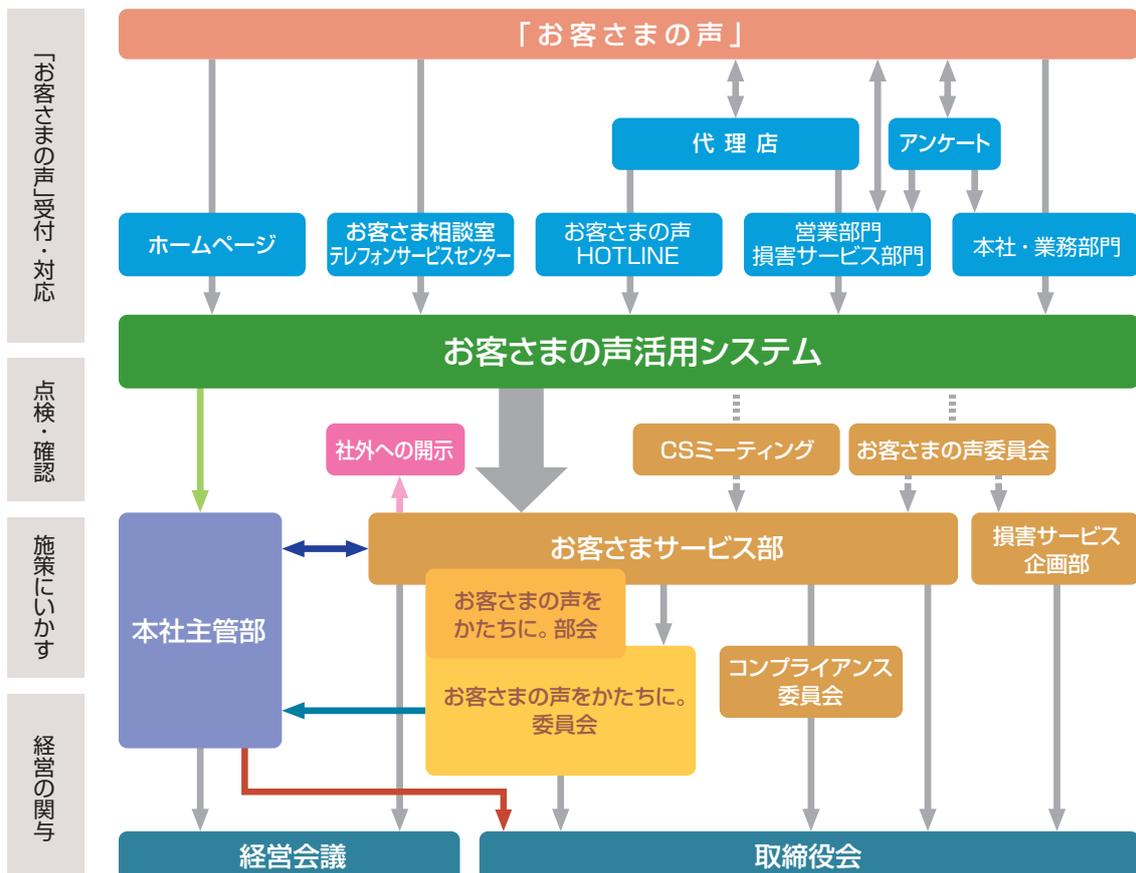
「お客さまの声」や「代理店の声」、またお客さまの視点に立った「社員の声」等を一元管理するために、2005年8月からお客さまの声活用システムを稼働しています。受付情報および対応経過も全て一元管理され、閲覧が必要な社員は即時に情報共有することができます。

・2011年度入力総件数 7,366件

お客さまの声委員会

損害サービス部門における苦情への対応や保険金をお支払いできなかった事案の点検等を行うため、「お客さまの声委員会」を本社および各損害サービス業務部に設置し、適正かつ円滑な保険金支払に努めています。

「お客さまの声」対応態勢



「お客様の声」をもとに実施した改善事例

事例1 保険金支払通知書に保険金の内訳の記載を追加

<お客様の声>	<改善事例>
<p>保険金支払通知書が届いたが、「通院日額がいくらで」「何日通院して」などの内訳がなく、保険金の総額しか記載されていない。そのため、支払われた保険金額が本当に正しいのかどうかすぐにはわからない。</p>	<p>保険金の内訳を表示するように保険金支払通知書を改定しました。</p>

事例2 ロードサービスのGPS対応化

<お客様の声>	<改善事例>
<p>ロードサービスをお願いしたが、自分の居場所がわからなくて困った経験がある。</p>	<p>GPS対応になり、お客様の位置情報がロードサービス業者(弊社委託業者)に通知されるようになりました。</p>

事例3 付保証明書の印影のカラー化

<お客様の声>	<改善事例>
<p>○付保証明書を役所へ提出したところ、会社の印が白黒のため、なかなか認めてもらえなかった。</p> <p>○送られてきた付保証明書がコピーのようだったので原本がほしいと伝えたら、原本とのことだった。あまり原本らしくない。</p>	<p>印影を赤色に変更しました。また、カラーで印刷できない場合は、証明印を押すタイプの帳票も用意しました。</p>

事例4 事故から解決までの流れ ご説明ツール作成

<お客様の声>	<改善事例>
<p>傷害保険の保険金を受け取ったが、支払いまでの流れがよくわからなかった。</p>	<p>事故直後の対応から、保険金のお支払いまでの基本的な流れと各段階における注意事項を説明したチラシ「保険金お支払までの流れ」を作成し、保険金請求書類とともにお客様に送付するようにしました。また、当社ホームページにも同様の内容を掲載しました。</p> <p>●日新火災ホームページ http://www.nisshinfire.co.jp</p>

事例5 保険料支払方法の多様化

<お客様の声>	<改善事例>
<p>○コンビニ払の用紙に車両番号が記載されていないので、複数台の契約がある場合にどの車両の分なのかわからない。</p> <p>○すまいの保険「住自在」もクレジットカードでの保険料支払いをできるようにしてほしい。</p> <p>○クレジットカード払(携帯電話方式)について、スマートフォンで対応できず、不便。</p>	<p>○「コンビニ払ご案内書」と「コンビニ払込票」に登録番号を印字しました。</p> <p>○すまいの保険「住自在」の保険料もクレジットカード払(携帯電話方式)が選択できるようにしました。</p> <p>○スマートフォンからのクレジットカード情報の登録対応を行いました。</p>

東日本大震災への対応

当社の取り組み

当社では、地震発生直後に東京本社内に社長を本部長とする災害対策本部を立ち上げ、全社一丸となり、被災されたお客さまへの各種対応を行いました。

保険金お支払い体制の強化

首都圏および東北地方8ヵ所に現地対策本部（室）を設置するとともに、全国各地から応援社員を派遣するなど、被災されたお客さまへ迅速に地震保険の保険金をお支払いする体制を整備しました。



早期お支払いに向けたお客さまサポート

地震保険の保険金請求手続きについて、被保険者が死亡・行方不明の場合で一定の要件を満たす場合には、必要書類の一部を省略するなどの特別措置を実施し、迅速な保険金支払を可能としました。

また、当社は社団法人 日本損害保険協会（現「一般社団法人 日本損害保険協会」。以下、「損保協会」という。）の一員として、地震保険の保険金を早期にお支払いするためのさまざまな取り組みを実施しました。

保険金を漏れなくお支払いするための取り組み

当社では、被災された地震保険のお客さまへ保険金を漏れなくお支払いするために、地震保険の保険金のご請求手続きについて、当社ホームページのほか、新聞広告・ラジオCMなどを通じてお客さまへご案内しました。

また、被害が甚大であった地域を中心にして、事故報告をいただいていないお客さまに対して、「地震お見舞ハガキ」やお電話「お見舞コール」により、地震保険の内容とご請求の方法をご案内する取り組みを進めました。

ご契約に関する特別措置の実施

このたびの震災により不自由な日常生活を余儀なくされているお客さまがいらっしゃることから、「更改契約の締結手続きの猶予」、「保険料支払の猶予」の特別措置を実施しました。

保険金お支払いの進捗状況

当社では、2012年5月31日時点で、東日本大震災に関連し受け付けた事故の99%以上の対応を完了しており、同日時点で17,463件、329億円（うち、家計地震保険は、17,329件、316億円）の保険金をお支払いしました。

義援金の寄贈

当社では、被災地、被災者の方への支援を目的に、社員・代理店から義援金の募集を行いました。集まった義援金約900万円は、被災された方への見舞金として寄付したほか、東京海上グループ全体として、被災地で救援・復興のために活動するNPO等に寄付しました。また、損保協会を通じて、義援金を寄付しました。

損害保険業界としての取り組み

2011年3月に発生した東日本大震災では、地震保険における「被災者の生活の安定に寄与する」という社会的使命を遂行するため、会員各社の枠を超え、損保協会に「地震保険中央対策本部」を設置し、損害保険業界が一丸となり、以下の取り組みを進めました。

その結果、損害保険業界全体で5月31日現在1兆2千億円地震保険金のお支払いを完了しました。

お客さまへの情報発信の充実

ポスター（約8万枚）やチラシ（約54万6千部）を作成し、被災地域の自治体や避難所等へ掲示・配布を行いました。また、マスメディアも活用し、会員各社相談窓口の一覧を新聞（18紙）に掲載、損保協会相談窓口のラジオCM（500本）を放送、さらには地震保険金の請求勧奨に関する広告（被災地の地方テレビ局12局）を実施しました。

また、福島第一原発事故に伴う警戒地域等を対象とした特例措置を設け地震保険金のお支払いの実施については、福島県紙（2紙）により案内しました。

契約保険会社不明のお客さまへの対応強化

損保協会内に「地震保険契約会社照会センター」を開設し、被災によって保険証券がお手元にないなどの事情により、地震保険やその他損害保険の契約保険会社をご不明なお客さまに対し、専用のフリーダイヤルやホームページを通じて、ご契約されている損害保険会社の確認を実施しました。また、会員各社においても同様に、契約保険会社をご不明なお客さまからの照会に対応しました。

地震保険の損害認定・調査の効率化による保険金支払の迅速化

岩手県・宮城県・福島県の沿岸部地域においては、津波や火災によって広い地域で被災したことから、損保業界として初めて共同調査を実施しました。共同調査では、損害程度を同じくする地域を決定し、航空写真・衛星写真や現場踏査を通じて、壊滅的な被害を受けた地域を「全損地域」と認定しました。全損地域に所在する地震保険契約については、会員各社は損害調査を省略し、迅速に地震保険金額全額をお支払いしました。

また、お客さまのご請求にお役立ていただくため、「全損地域」を損保協会ホームページで公表しました。

地震保険金請求手続きの簡素化

地震災害を被った木造建物やその収納家財の損害調査において、現場立会調査に加え、一定の条件に合致する場合には、現場立会調査を省略し、お客さまが撮影された写真等による自己申告に基づく書面での損害調査を導入しました。

また、立入りが規制されている福島第一原発事故に伴う警戒区域等に関しても、自己申告に基づく書面調査を実施しました。

義援金の寄贈

損保協会は、東日本大震災により被災された皆さまへの支援に役立てていただくため、会員会社26社からの拠出を受け日本赤十字社に対して義援金10億円を寄付しました。

トピックス

新総合自動車保険「ユーサイド」発売記念 写真コンテストを開催

当社は、新総合自動車保険「ユーサイド」の発売を記念して写真コンテストを開催いたしました。本コンテストは、「ユーサイド」という商品名に込めた「いつもあなたのそばでお守りする自動車保険でありたい」という私たちの願いに関連して、「あなたが守りたいもの」をテーマに広く一般の方から作品を募集したものです。おかげさまで757名の皆さまから1,568点のご応募をいただきました。

選考は、特別審査委員の川合麻紀氏、当社の社内審査委員によって行い、最優秀賞（1作品）、優秀賞（5作品）、佳作（10作品）の各賞を決定しました。最優秀賞には石田めぐみさんの作品「その先へ」が選ばれました。

今回ご応募いただいた作品の被写体は、人物、動植物、風景等さまざまでしたが、その中でも多かったのはご家族を撮影した写真でした。多くの方が、ご家族との日常生活を大切にしていらっしゃることが伝わってきました。

なお、当社では、今回のコンテストにご応募いただきました作品数に応じた金額（156,800円）を、東日本大震災により被災された交通遺児等への支援のための義援金として「特定非営利活動法人 交通遺児等を支援する会」へ寄贈させていただきました。

当社においては、目指す企業像である「お客さまに最も身近で信頼される損害保険会社」として、今後も皆さまに安心と補償をお届けしてまいります。



最優秀賞 石田めぐみさん「その先へ」

代理店の保険販売話を競う トークコンテスト開催

2012年2月、保険販売話を競う「トークコンテスト」の決勝大会を日新火災東京本社で開催しました。このコンテストは、当社の中核を担うプロ代理店等で構成されるTALKクラブのファミリー会員が、お客さま（ご契約者）に対する適切な商品説明スキルや販売スキルの向上を目的として毎年開催されます。

5回目の開催となる今大会では、新総合自動車保険「ユーサイド」の商品特長についての説明や契約手続きのプロセスについてロールプレイング方式で競いました。

制限時間30分という条件のもと、参加者は工夫を凝らした場面設定を行い、オリジナルのツールを織り交ぜながら、お客さま役の当社社員に対してロールプレイングを披露しました。

審査は、TALKクラブ役員を務める代理店代表者と日新火災役職員のほか、保険ジャーナリストの鬼塚真子氏を特別審査員に招き、「商品説明」「ニーズ喚起と提案力、対応力」「マナー、接客態度」「オリジナリティ」「業務の適切性」「チームワーク」など計8つの審査項目により、説明の正確性のほか、わかりやすさなど、さまざまな観点から審査が行われました。

審査の結果、優勝者は、ハザードマップを利用し地域特有の災害の可能性を説明しながら保険の必要性を訴えた株式会社高木総合保険センターの高木哲さん（茨城県）、2位は有限会社鈴木総合事務所の鈴木孝政さん（愛知県）、3位は株式会社ネクト保険の針間芳昭さん（山口県）となりました。

コンテストの内容は映像化し、お客さまにご満足いただける販売品質の維持と向上を図るため、代理店向けの研修教材として利用するほか、今後の販売ツール類等の改善に向けた参考資料として活用していきます。



経営について

東京海上グループ概要	14
経営戦略	16
代表的な経営指標	19
2011年度の事業概況	24
内部統制基本方針	26
コーポレート・ガバナンスの状況	28
CSR(企業の社会的責任)の取り組み	30
コンプライアンスの徹底	34
情報開示	38
勧誘方針	39
リスク管理	40
資産運用	43
お客さま情報への対応	44
募集制度	47

東京海上グループ概要

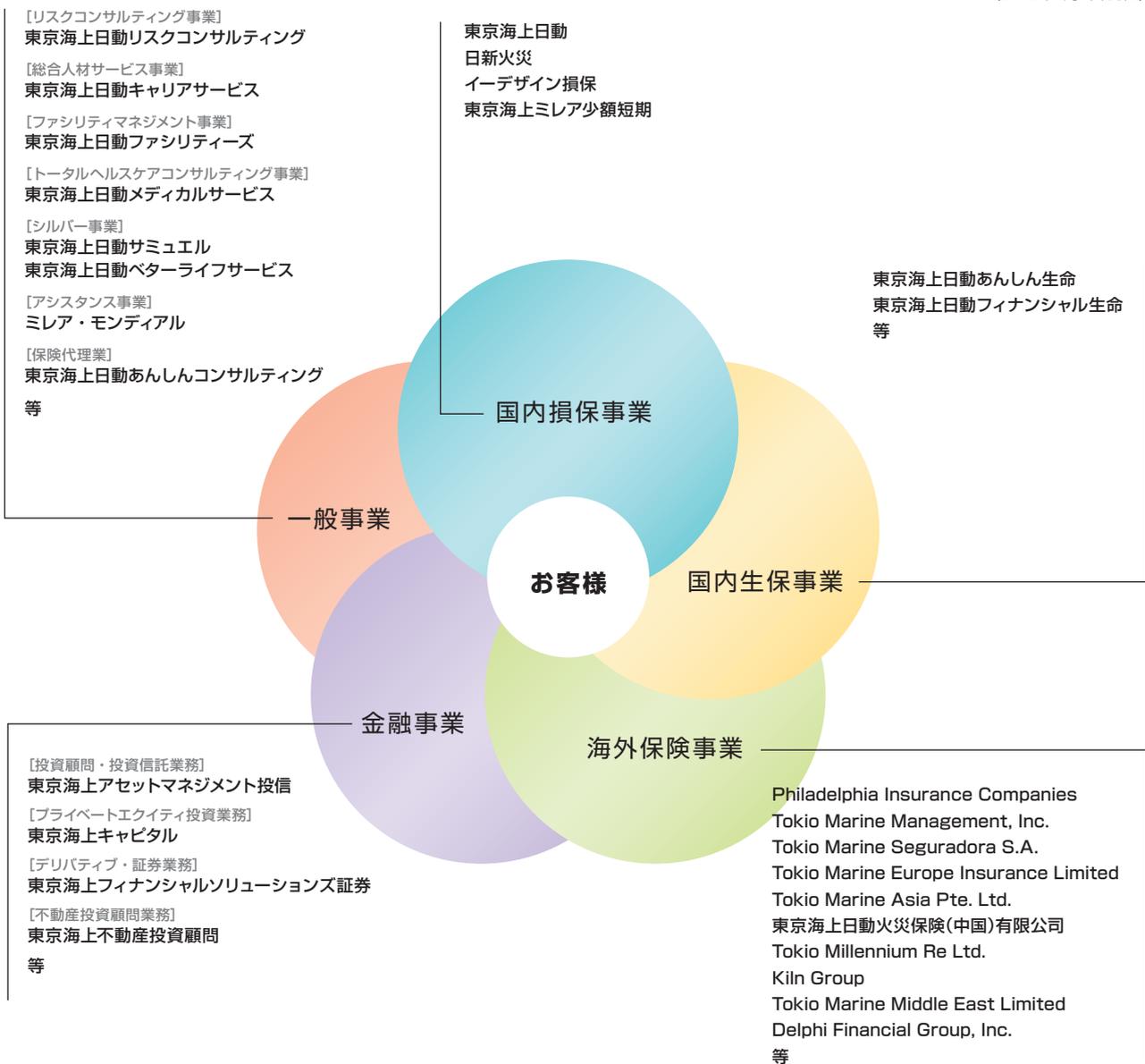
東京海上ホールディングスの業務内容

東京海上ホールディングスは、東京海上グループ全体の経営戦略・計画立案、グループ資本政策、グループ連結決算を担うとともに、コンプライアンス・内部監査・リスク管理等の基本方針を策定し、子会社等の経営管理を行っています。また、上場企業としてIR・広報および、CSR推進機能を備えています。

これにより、企業価値の最大化に向けて、中長期的なグループ戦略の立案と収益性・成長性の高い分野への戦略的な経営資源の配分を行い、グループ全体の事業の変革とグループ各社間のシナジー効果を追求します。

東京海上グループの事業領域と主なグループ会社

(2012年7月1日現在)



主な保険事業会社

国内損害保険事業

東京海上日動火災保険株式会社

創業：1879年8月1日
資本金：1,019億円
正味収入保険料：1兆7,830億円
総資産：8兆3,680億円
従業員数：17,465名
本店所在地：東京都千代田区丸の内1-2-1
(2012年3月31日現在)



日新火災海上保険株式会社

創業：1908年6月10日
資本金：203億円
正味収入保険料：1,366億円
総資産：4,089億円
従業員数：2,606名
本店所在地：東京都千代田区神田駿河台2-3
(2012年3月31日現在)



国内生命保険事業

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

設立日：1996年8月6日
資本金：550億円
保有契約高(個人保険+個人年金保険)
：19兆7,781億円
総資産：3兆8,831億円
従業員数：2,254名
本社所在地：東京都中央区銀座5-3-16
(2012年3月31日現在)



東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社

設立日：1996年8月13日
資本金：680億円
保有契約高(個人保険+個人年金保険)
：2兆7,067億円
総資産：2兆2,393億円
従業員数：263名
本社所在地：東京都品川区大崎2-1-1
ThinkPark Tower
*2012年8月13日以降：東京都杉並区上荻1-2-1
(2012年3月31日現在)



海外保険事業

Philadelphia Insurance Companies

創業：1962年
正味収入保険料：2,034百万米ドル
総資産：7,417百万米ドル
従業員数：1,573名
本社所在地：米国ペンシルバニア州
バラキンウィッド
(2011年12月31日現在 現地財務会計ベース、従業員数は2012年3月31日現在)



Kiln Group

創業：1962年
正味収入保険料：462百万英ポンド
総資産：1,343百万英ポンド
従業員数：372名
本社所在地：英国ロンドン
(2011年12月31日現在 現地財務会計ベース、従業員数は2012年3月31日現在)



Delphi Financial Group, Inc.

創業：1987年
保険料及び手数料収入：1,564百万米ドル
総資産：8,634百万米ドル
従業員数：1,964名
本社所在地：米国デラウェア州
ウィルミントン市
(2011年12月31日現在 現地財務会計ベース)



海外ネットワーク

海外拠点：38の国・地域、446都市

- 駐在員数：202名
- 現地スタッフ数：約23,000名
- クレームエージェント：全世界236の国・地域をカバー

(2012年3月31日現在)

経営戦略

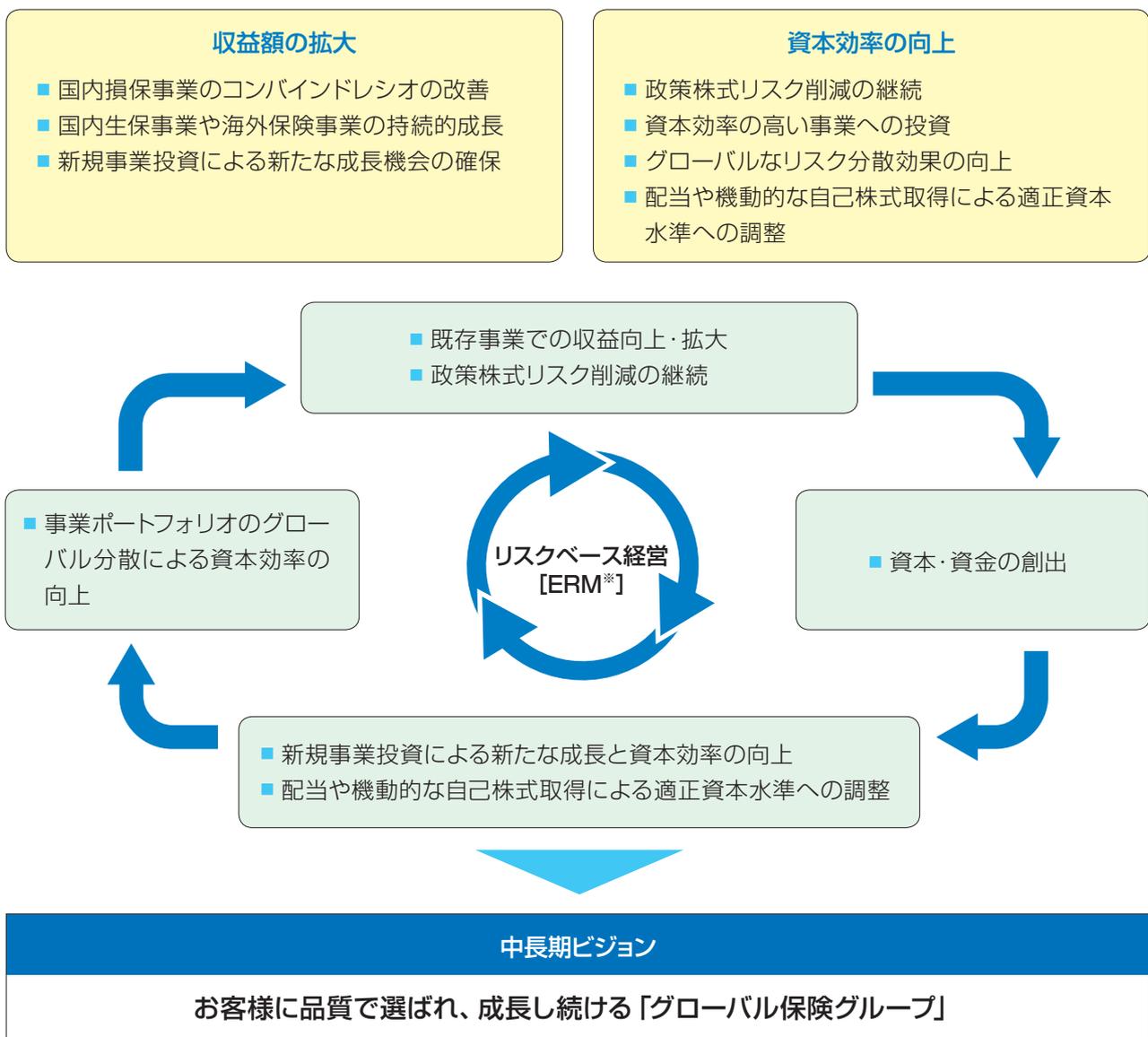
東京海上ホールディングスの経営戦略

東京海上グループは、「お客様の信頼をあらゆる活動の原点におく」という経営理念に基づき、収益性、成長性および健全性を兼ね備えた企業グループとして、着実に企業価値の拡大を図っていきます。

2012年度からスタートした3か年のグループ中期経営計画「変革と実行 2014」では、厳しい事業環境の中でも持続的な成長を実現していくために、これまでの取り組みを着実に前進させ、中長期ビジョンである「お客様に品質で選ばれ、成長し続ける『グローバル保険グループ』」の実現に向けて、グループ一丸となって取り組んでいきます。

グループ中期経営計画「変革と実行 2014」

1. 全体像



*ERM: Enterprise Risk Management

2. 主要課題

(1) 収益額の拡大

各事業での持続的な収益成長を目指します。特に、グループの中核事業である国内損害保険事業において、コンバインドレシオ(※)の改善を図ります。国内生命保険事業や海外保険事業においては、引き続き、持続的成長と収益拡大を図ります。

また、グループ総合力、シナジー発揮による国内外での収益成長実現に向けた取り組みについても、引き続き、積極的に展開していきます。

※コンバインドレシオは、保険料を分母、保険金+経費を分子としてパーセンテージで表示する損害保険会社の収益指標です。100%は収支均衡を示し、100%を下回るほど保険引受面での収益性が高いことを示します。

(2) 資本効率の向上

各事業の収益拡大等によって創出された資本・資金を成長分野への再投資や株主還元に向け振り向けることなどにより、グループ全体の資本効率向上を図っていきます。

同時に、前中期経営計画において、グループ経営の基本的な考え方として導入し、発展させてきたリスクベース経営(ERM)を定着させ、「持続的収益成長」、「ROE向上」、「財務の健全性確保」の3つを同時にバランスよく達成することを目指します。

3. グループ中期経営計画「変革と実行 2014」において目指す姿

事業ドメイン		2010年度実績	2011年度実績	2012年度計画	2014年度に目指す姿 【想定レベル】(※4)
修正利益(※1)	国内損害保険事業	204億円	△261億円	420億円	800-900億円
	東京海上日動	237億円	△187億円	450億円	
	日新火災	13億円	△16億円	20億円	
	その他	△46億円	△57億円	△50億円	
	国内生命保険事業	275億円	159億円	530億円	600-700億円
	あんしん生命	492億円	764億円	540億円	
	フィナンシャル生命 他	△217億円	△605億円	△10億円	
	海外保険事業(※2)	248億円	△119億円	680億円	900-1,000億円
	損害保険事業	505億円	△397億円	670億円	
	元受	337億円	△364億円	560億円	
	再保険	168億円	△33億円	110億円	
	生命保険事業	30億円	10億円	20億円	
	自然災害保険金の追込み(※3)	△279億円	279億円	—	
	金融・一般事業	△7億円	26億円	20億円	30-50億円
グループ合計	720億円	△195億円	1,650億円	2,300-2,600億円	
グループ合計ROE(※1)	2.4%	△0.7%	5.8%	7%以上	

※1. 収益・ROEは、企業価値を的確に把握し、その拡大に努める観点から「修正利益ベース」で定めます。

※2. 海外保険事業合計では、内訳(損害保険事業(元受・再保険)、生命保険事業)には賦課されていない費用を差し引いています。

※3. 海外保険事業については、2011年1～3月に発生した自然災害保険金を2010年度実績に計上しています。

※4. 自然災害の発生が平年ベースであること等を前提とした場合に見込まれる利益水準。

株価・為替・金利は、いずれも2012年3月末日ベース。

<修正利益の定義>

(1) 損害保険事業

修正利益＝当期純利益＋異常危険準備金等繰入額＋価格変動準備金繰入額

－ALM債券・金利スワップ取引に関する売却・評価損益－保有株式・不動産等に関する売却損益・評価損－その他特殊要素
(各調整額は税引き後)

(2) 生命保険事業

修正利益＝エンベディッド・バリューの当期増加額－増資等の資本取引

(3) その他の事業

財務会計上の当期純利益

経営戦略

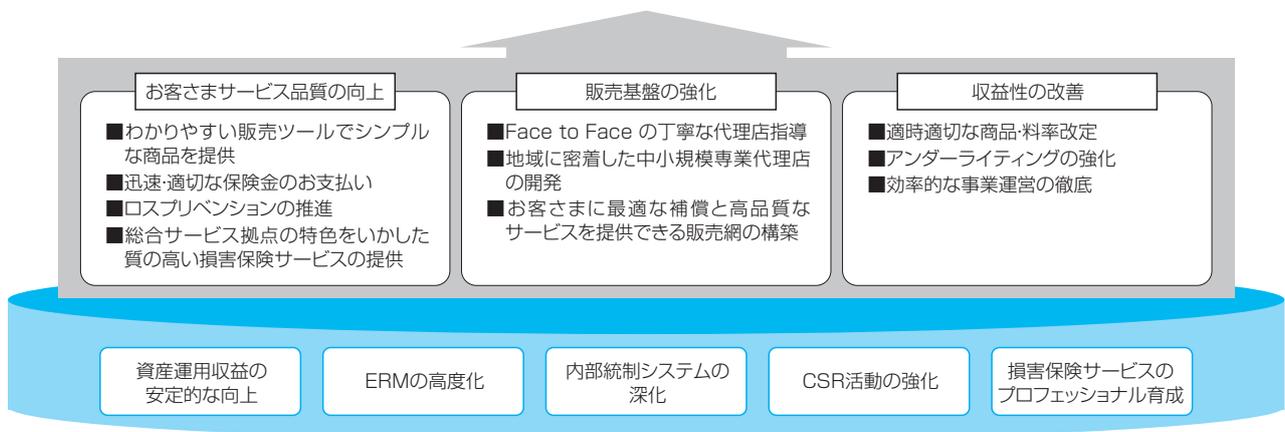
日新火災の中期経営計画

当社は、2012年4月から3か年の中期経営計画をスタートさせました。

本計画は「お客さまと代理店に選ばれるリテール損害保険会社として成長するとともに安定的に利益を創出する」ことにビジョンを定め、数値目標はコンパイドレシオで95%水準としました。

このビジョンを達成するために、当社は2012年度からの3年間、独自のビジネスモデルを先鋭化し、「損害保険サービス業」としてお客さまサービスの提供に全力を傾けていきます。

【ビジョン】 お客さまと代理店に選ばれるリテール損保として成長するとともに、安定的に利益を創出する。
【数値目標】 コンパイドレシオ95%水準の収益確保



中期経営計画の概要

- コミュニケーションを重視したFace to Face の丁寧な代理店指導を強化し、お客さまに最適な補償と高品質なサービスを提供できる販売網を構築していきます。
- 地域に密着した中小専門代理店の開発を強化していきます。
- 商品の選択と集中、改善を進めることにより、お客さまの視点に立ったシンプルな商品を、わかりやすい販売ツールで提供していきます。
- 迅速・適切な保険金支払の徹底により、お客さまに安心していただける損害サービスを提供していきます。
- お客さまを事故からお守りするために、ロスプリベンション（損害予防策）を積極的に推進していきます。
- 営業・損害サービスを融合した総合サービス拠点の特色をいかし、募集から保険金のお支払いに至るまで、質の高い損害保険サービスを提供していきます。
- 適時適切な商品・料率改定の実施、アンダーライティングの強化、効率的な事業運営の徹底による事業費の削減により保険事業での収益性を改善していきます。
- 利息・配当金収入を中心とした安定的な資産運用利益の確保、ストレスに耐え得る強固なポートフォリオの構築を進めていきます。
- リスク管理態勢の向上に向けてERM（リスクベース経営）の高度化、内部統制システムの着実な運用による業務の有効性と効率性の確保等、内部統制を深化させることにより事業基盤の強化を進めていきます。
- 地域・社会の一員としてともに成長していくために、地域・社会貢献活動を全社をあげて推進していきます。
- 社員の人材育成を強化することで、当社のビジネスモデルを実践する「損害保険サービスのプロフェッショナル」の育成に努めます。

代表的な経営指標

2011年度 代表的な経営指標

年度		2010年度(平成22年度)	2011年度(平成23年度)
正味収入保険料(対前期増減率)		134,063百万円 (1.7%)	136,602百万円 (1.9%)
正味損害率		66.2%	76.4%
正味事業費率		37.3%	34.9%
保険引受利益(対前期増減率)		△5,868百万円 (-)	△3,048百万円 (-)
経常利益(対前期増減率)		2,517百万円 (△60.8%)	4,211百万円 (67.3%)
当期純利益(対前期増減率)		1,520百万円 (△64.5%)	△4,759百万円 (△413.0%)
単体ソルベンシー・マージン比率 ^(注)		742.2%	570.4%
総資産額		428,509百万円	408,959百万円
純資産額		66,346百万円	63,960百万円
その他有価証券評価差額		9,766百万円	12,387百万円
リスク管理債権の状況	破綻先債権	326百万円	42百万円
	延滞債権	976百万円	779百万円
	3カ月以上延滞債権	-	-
	貸付条件緩和債権	546百万円	241百万円
	リスク管理債権額	1,850百万円	1,063百万円
資産の自己査定結果	Ⅱ 分類	1,936百万円	1,785百万円
	Ⅲ 分類	916百万円	888百万円
	Ⅳ 分類	686百万円	83百万円
	分類額計(Ⅱ+Ⅲ+Ⅳ)	3,538百万円	2,757百万円

(注) 単体ソルベンシー・マージン比率は、2010年度までの比率と2011年度の比率がそれぞれ異なる基準で算出されています。算出の基準については「P22 単体ソルベンシー・マージン比率」をご参照ください。

現
状

経
営
情
況
に
関
し
て

商
品
・
サ
ー
ビ
ス
に
関
し
て

業
績
デ
ー
タ

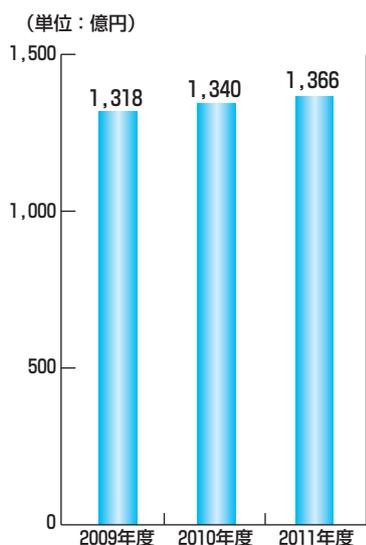
コ
ー
ポ
レ
ー
ト
デ
ー
タ

代表的な経営指標

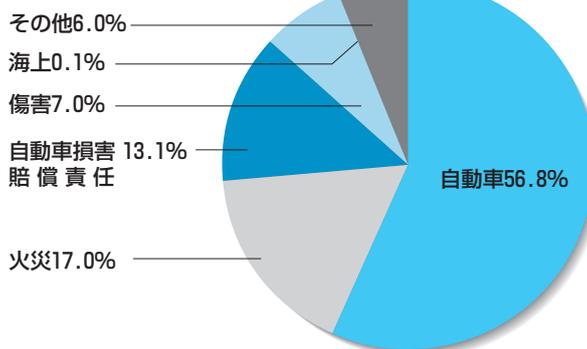
正味収入保険料(対前期増減率)

1,366億円(1.9%)

●正味収入保険料の推移



種目別構成比



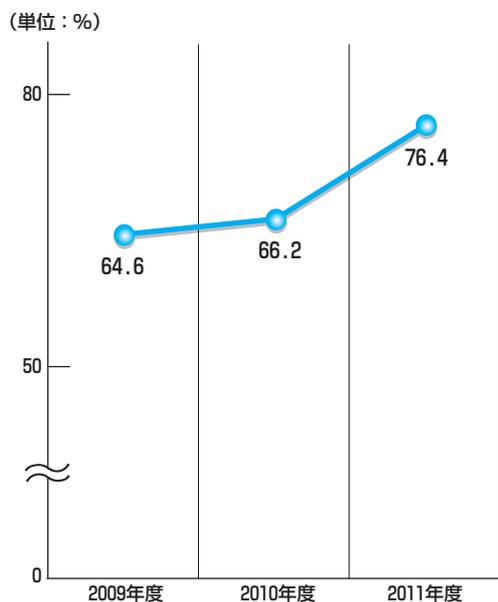
●正味収入保険料

ご契約者から直接受け取った保険料(元受保険料)に、保険金支払負担平均化・分散化を図るための他の保険会社との保険契約のやりとり(受再保険料および出再保険料)を加減し、さらに将来ご契約者に予定利率を加えて返戻すべき原資となる積立保険料を控除した保険料です。

正味損害率

76.4%

●正味損害率の推移



●正味損害率

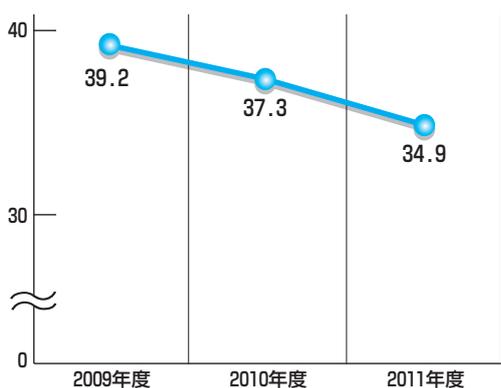
正味収入保険料に対する支払った保険金の割合のことであり、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。具体的には、損益計算書上の「正味支払保険金」に「損害調査費」を加えて、前述の「正味収入保険料」で除した割合をさしています。

正味事業費率

34.9%

●正味事業費率の推移

(単位：%)



●正味事業費率

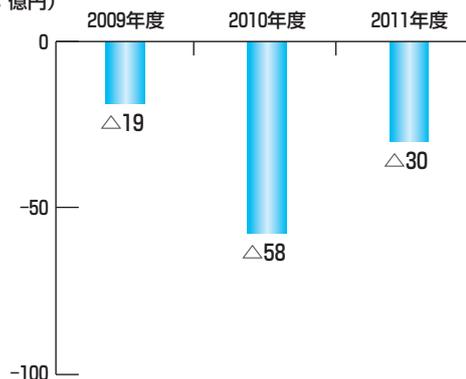
正味収入保険料に対する保険会社の保険事業上の経費の割合のことであり、正味損害率と同様に保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。具体的には、損益計算書上の「諸手数料及び集金費」に「営業費及び一般管理費」のうち保険引受に係る金額を加えて、前述の「正味収入保険料」で除した割合をさしています。

保険引受利益(対前期増減率)

△30億円(一)

●保険引受利益の推移

(単位：億円)



●保険引受利益

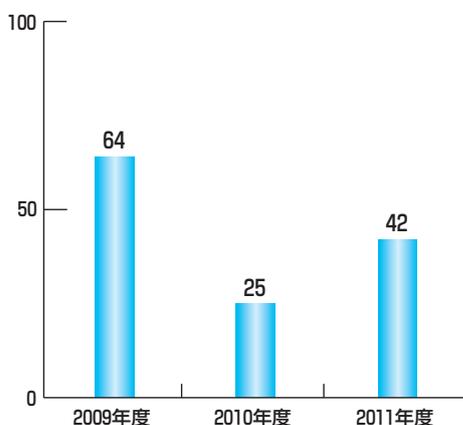
正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査費・満期返戻金等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものであり、保険本業における最終的な損益を示すものです。なお、その他収支は自賠責保険等に係る法人税相当額等です。

経常利益(対前期増減率)

42億円(67.3%)

●経常利益の推移

(単位：億円)



●経常利益

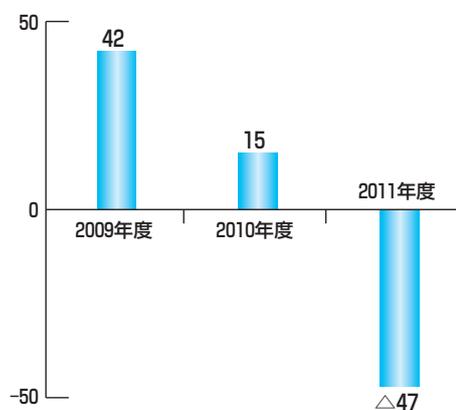
正味収入保険料・利息及び配当金収入・有価証券売却益等の経常収益から、保険金・満期返戻金・有価証券売却損・有価証券評価損・営業費及び一般管理費等の経常費用を控除したものであり、経常的に発生する取引から生じた損益を示すものです。

当期純利益(対前期増減率)

△47億円(△413.0%)

●当期純利益の推移

(単位：億円)



●当期純利益

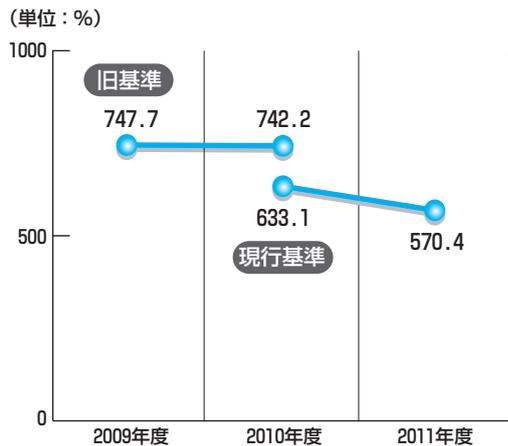
経常利益に固定資産処分損益や価格変動準備金繰入額等の特別損益・法人税及び住民税・法人税等調整額を加減したものであり、事業年度に発生した全ての取引によって生じた損益を示すものです。

代表的な経営指標

単体ソルベンシー・マージン比率

570.4%

●単体ソルベンシー・マージン比率の推移



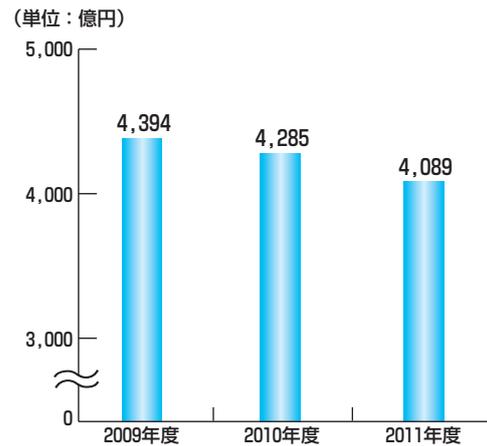
●単体ソルベンシー・マージン比率

巨大災害の発生や、保有資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超えて発生しうる危険に対する、資本金・準備金等の支払余力の割合を示す指標です。単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標の1つであり、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

総資産

4,089億円

●総資産の推移



●総資産

損害保険会社が保有する資産の総額であり、具体的には貸借対照表上の「資産の部合計」です。損害保険会社の保有する資産規模を示すものです。

(注) 単体ソルベンシー・マージン比率とは、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

なお、「現行基準」は平成22年内閣府令第23号および平成22年金融庁告示第48号によりソルベンシー・マージン総額およびリスクの合計額の算出基準についてなされた一部変更(リスク計測の厳格化等)を反映した基準であり、2011年度末より適用されました。

「旧基準」とは当該改正内容を反映する前の基準です。

上記グラフにおける2010年度の現行基準の数値は、参考表示しているものです。

取得格付 (2012年7月1日現在)

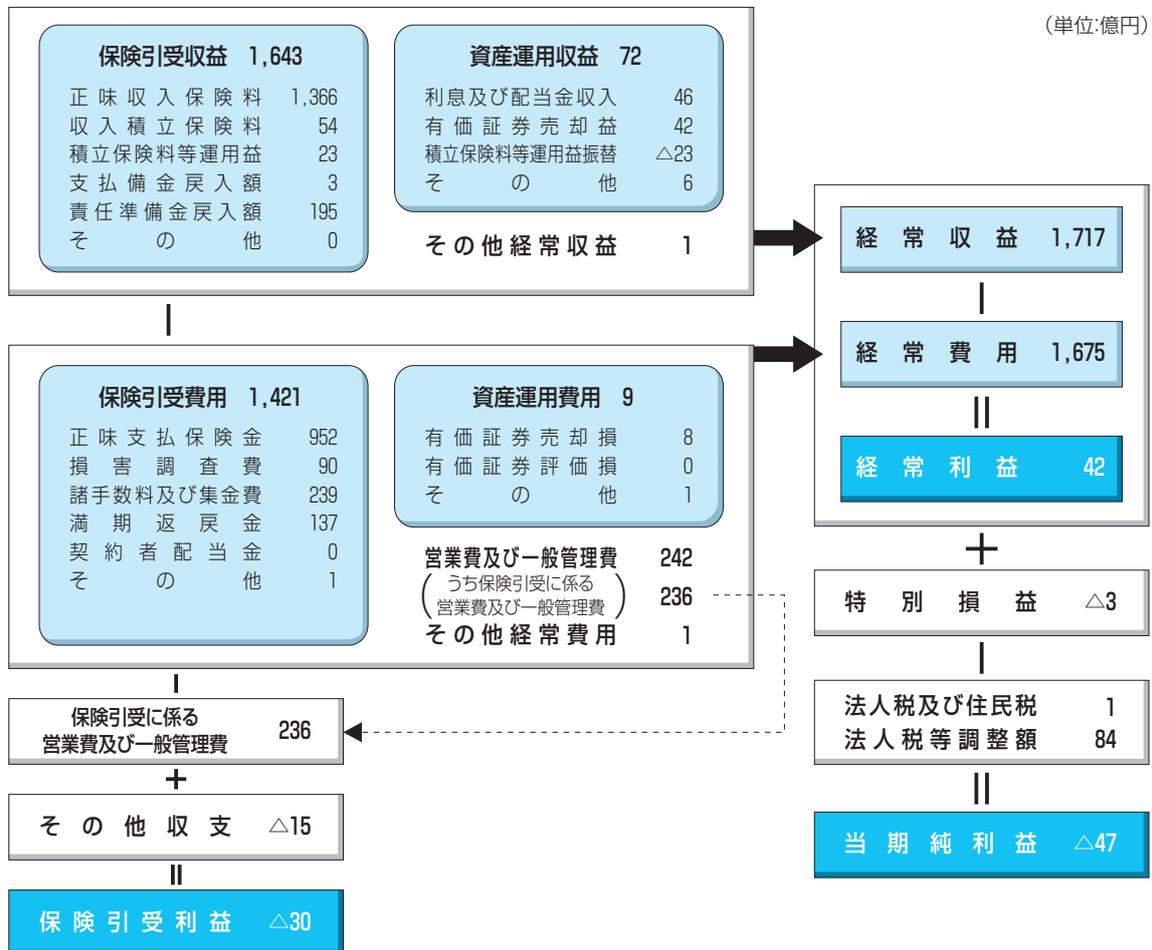
●スタンダード アンド プアーズ(S&P) **A+** *1

●格付投資情報センター(R&I) **AA** *2

*1 保険財務力格付 *2 発行体格付

※最新の格付は、各格付会社のホームページ等でご確認ください。

決算の仕組み(2011年度)



代表的な経営指標の用語説明

●純資産額

損害保険会社が保有する資産の合計である「総資産額」から、責任準備金等の「負債額」を控除したものが「純資産額」であり、具体的には貸借対照表上の「純資産の部合計」です。損害保険会社の担保力を示すものです。

●その他有価証券評価差額

「金融商品に係る会計基準(いわゆる時価会計)」により、保有有価証券等については、売買目的、満期保有目的等の保有目的で区分し、時価評価等を行っています。その他有価証券は、売買目的、満期保有目的等に該当しないものであり、保有有価証券等の大宗を占めています。この、その他有価証券の時価評価後の金額と時価評価前の金額との差額(いわゆる評価損益)が、その他有価証券評価差額です。財務諸表においては、税金相当額を控除した純額を、貸借対照表上の純資産の部に「その他有価証券評価差額金」として計上しています。

●リスク管理債権

貸付金のうち、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロに基づき開示している不良債権額です。貸付金の価値の毀損の危険性、回収の危険性等に応じて、「破綻先債権」「延滞債権」「3か月以上延滞債権」「貸付条件緩和債権」の4つに区分されています。

●自己査定

損害保険会社としての資産の健全化をはかるために、不良債権等については適切な償却・引当等の処理が必要です。自己査定は、適切な償却・引当を行うために、損害保険会社自らが、保有資産について価値の毀損の危険性等に応じて、保有資産を分類区分することです。具体的には、債務者の状況および債権の回収可能性を評価して、資産を回収リスクの低い方から順に、I、II、III、IVの4段階に分類します。このうち、I分類は、回収の危険性または価値の毀損の可能性について問題の無い資産です。II、III、IV分類は、何らかの回収の危険性または価値の毀損の可能性のある資産であり、これらの合計額が「分類額計(II+III+IV)」です。

2011年度の事業概況

営業の経過および成果と今後の課題

2011年度のわが国経済は、東日本大震災により深刻な打撃を受け、厳しい状況からのスタートとなりました。震災後の復旧・復興努力により、サプライチェーンの急速な立て直しが図られ、景気は持ち直しに転じましたが、夏以降に生じた急速な円高の進行、国内の電力供給懸念、欧州政府債務危機の顕在化による世界経済の減速から、景気の持ち直しは緩やかなものとなりました。

損害保険業界は、主力の自動車保険の契約件数増加・料率改定、および震災以降のリスク意識の高まりや住宅着工の回復に伴う火災保険の契約件数の増加等により、収入保険料は増加いたしました。一方で、東日本大震災や台風等の自然災害に伴う保険金支払の増加や、自動車保険の損害率の高止まり等の影響を受けており、収益性の回復が各社の課題となっています。また、東日本大震災に関しては、損害保険業界として迅速な保険金支払いの的確なお客さま対応等、その責務を確実に果たしてきました。

こうした状況の中、当社は、東日本大震災による事故対応・保険金支払対応を最優先課題として全社を挙げて取り組むとともに、2006年度に始まった5カ年の中期経営計画を締めくくる年度として同計画における目標に近づけるよう、「サービス品質・収益力を高める具体策の推進」、「継続的な成長性の確保」等を主要テーマに置き、各課題を着実に遂行しました。

当期の業績

経常収益は、正味収入保険料が増収するとともに、法人税率引下げに関する法律が公布され、これに伴い一部責任準備金の戻入が発生したこと等によって、前期に比べ62億円増加して1,717億円となりました。

経常費用は、東日本大震災や台風を中心とした自然災害の影響により正味支払保険金が増加したこと等から前期に比べ45億円増加し、1,675億円となりました。

その結果、経常利益は前期と比べ16億円増加し、42億円となりました。

特別損失を4億円計上し、税引前当期純利益は38億円となりました。一方、2012年度以降の法人税率引下げに伴う繰延税金資産の取り崩し等の影響を受けて法人税等合計は85億円となり、当期純利益は47億円の損失となりました。

事業部制の導入

当社は、ご契約から保険金のお支払いまでのお客さまに関する業務を一貫して円滑に遂行できる総合サービス店舗を2007年度から導入しています。2011年度からはこれを部レベルまで引き上げた事業部を中心とした組織体制をスタートさせました。この事業部制の導入により、営業・損害サービスの互いの連携強化から得られる情報を共用・活用し、よりレベルの高いお客さま本位のサービスを実現すべく取り組みました。

販売網の拡充

2011年度は、2010年度に引き続き増収基調への明確な転換を図るため、販売網の開拓や募集品質の向上を中心とした営業政策を推進しました。当社の経営理念・ビジネスモデルをより多くの代理店に広め、お客さまに信頼される地域に密着した質の高い数多くの代理店を新たなパートナーとして迎えることにより、「お客さま本位」を実践する強固な販売網の基盤整備を図りました。

商品開発

商品開発につきましては、2011年度も引き続き、お客さまにとって高品質でわかりやすい商品を提供する取り組みを推進しました。2011年4月に発売した新総合自動車保険「ユースライド」では、補償内容のシンプル化を大胆に行う一方で、新たな補償やサービスも追加し、一層の補償の最適化を図りました。

損害サービス

損害サービスにつきましては、2010年度末に発生した東日本大震災により被害に遭われたお客さまへ適切に損害サービスを提供することを最重要業務として取り組み、万全を期して迅速かつ確実に保険金をお支払いすることで、被災されたお客さまへの支援を果たしました。また、2010年度に引き続き、「お客さまサービス品質の向上」「適時適切な保険金支払」を基本方針として、損害サービスモデルの優位性を確保し、お客さまへの高品質なサービスを提供すべく取り組みました。

品質改善・内部統制

お客さまからいただいたご意見・ご要望等につきましては、これらを積極的に受け止め、取締役会委員会である「お客さまの声をかたちに。委員会」による集約・分析に基づいた提言を踏まえ、「お客さまの声」を最大限にいかした商品開発・各種サービス等の会社業務全般の品質向上に取り組みました。

内部統制につきましては、東京海上グループに係る各種基本方針等に基づいて、当社の主要な社内規程を整備すること等を通じて、内部統制システムを適切に構築し、年間を通じて統制手続きの実施状況のモニタリングを行うなど改善・強化を図りました。

当社が対処すべき課題

2012年度のわが国経済は、本格的な復興施策の集中的な推進によって着実な需要の発現と雇用の

創出が見込まれ、国内需要が成長を主導するものと見込まれています。一方で、損害保険業界につきましては、少子高齢化等の影響等により市場の拡大が見込みにくい状況が続くものと予想されます。

2012年度は東京海上グループおよび当社の新中期経営計画の初年度にあたります。当社といたしましては、新中期経営計画の中で「お客さまと代理店に選ばれるリテール損保として成長する」をビジョンに、独自のビジネスモデルを先鋭化し、リテールマーケットでお客さまサービスに全力を傾けていきます。あわせて、「安定的に利益を創出する」ために効率的な事業運営を一層、進めていきます。

当社はこのような施策を通じ、2012年度も引き続き、お客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指していきます。

保険引受の概況

保険引受収益の1,643億円のうち正味収入保険料につきましては、全種目合計で1,366億円となり、前期と比べて25億円、1.9%の増収となりました。また、保険引受費用1,421億円のうち正味支払保険金につきましては、全種目合計で952億円となり、前期と比べて136億円、16.8%の増加となりました。正味損害率は、76.4%となり、前期に比べて10.2ポイント上昇しました。

一方、保険引受に係る営業費及び一般管理費につきましては、236億円となり前期に比べて18億円の減少、諸手数料及び集金費は239億円となり前期に比べて6億円の減少、正味事業費率は34.9%となり前期に比べて2.5ポイントの改善となりました。これらに収入積立保険料、満期返戻金、支払備金戻入額および責任準備金戻入額等を加減した結果、保険引受利益は前期の58億円の損失から、30億円の損失となりました。

●保険種目別の概況

保険種目	正味収入保険料	正味損害率
火災保険	232億円	110.6%
海上保険	0.9億円	146.9%
傷害保険	95億円	65.1%
自動車保険	775億円	65.8%
自動車損害賠償責任保険	179億円	92.0%
その他の保険 [※]	82億円	57.8%

※賠償責任保険、動産総合保険、労働者災害補償責任保険、運送保険等が主なものです。

内部統制基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則ならびに東京海上ホールディングス株式会社（以下「東京海上HD」）との間で締結された経営管理契約および東京海上HDが定めた各種グループ基本方針等に基づき、取締役会において「内部統制基本方針」を以下のとおり決定し、本方針に従って内部統制システムを構築・運用しています。

1. 東京海上グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、東京海上グループ経営理念、東京海上HDとの間で締結された経営管理契約、「東京海上グループ グループ会社の経営管理に関する基本方針」をはじめとする各種グループ基本方針等に基づき、適切かつ健全な業務運営を行う。
 - ① 当社は、事業戦略、事業計画等の重要事項の策定に際して東京海上HDの事前承認を得るとともに、各種グループ基本方針等に基づく取り組み、事業計画の実施状況等を取締役会および東京海上HDに報告する。
 - ② 当社は、子会社との間に管理運営に関する覚書を締結し、各種グループ基本方針等に基づき、適切に子会社の経営管理を行う。
- (2) 当社は、「東京海上グループ 経理に関する基本方針」に基づき、当社の財務状態および事業成績を把握し、株主・監督官庁に対する承認・報告手続、税務申告等を適正に実施するための体制を整備する。
- (3) 当社は、「東京海上グループ 財務報告に係る内部統制に関する基本方針」に基づき、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備する。
- (4) 当社は、「東京海上グループ 情報開示に関する基本方針」に基づき、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備する。
- (5) 当社は、「東京海上グループ グループ内取引等の管理に関する基本方針」に基づき、グループ内取引等の管理体制を整備する。

2. 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、「東京海上グループ コンプライアンスに関する基本方針」に基づき、以下のとおり、コンプライアンス体制を整備する。
 - ① 役職員が「東京海上グループ コンプライアンス行動規範」および「日新火災行動規範」に則り、事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図る。
 - ② コンプライアンスを統轄する部署を設置するとともに、コンプライアンス方針および年度コンプライアンスプログラムを策定して、コンプライアンスに関する取り組みを行う。また、取締役会の下に社外委員を含むコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要な事項を審議する。
 - ③ コンプライアンス・マニュアルを策定するとともに、役職員が遵守すべき法令、社内ルール等に関する研修を実施して、コンプライアンスの周知徹底を図る。
 - ④ 法令または社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほか、社内外にホットライン（内部通報制度）を設け、その利用につき役職員に周知する。
- (2) 当社は、「東京海上グループ 顧客保護等に関する基本方針」に基づき、お客さま本位を徹底し、顧客保護等を図るための体制を整備する。
- (3) 当社は、「東京海上グループ 情報セキュリティ管理に関する基本方針」に基づき、情報セキュリティ管理体制を整備する。
- (4) 当社は、「東京海上グループ 反社会的勢力等への対応に関する基本方針」に基づき、反社会的勢力等への対応に関する基本方針を定め、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (5) 当社は、「東京海上グループ 内部監査に関する基本方針」に基づき、被監査部門から独立した内部監査担当部署を設置するとともに、内部監査規程を制定し、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備する。

3. リスク管理に関する体制

- (1) 当社は、「東京海上グループ リスク管理に関する基本方針」に基づき、以下のとおり、リスク管理体制を整備する。
 - ① リスク管理基本方針を定め、当社の事業遂行に関わる様々なリスクについてリスク管理を行う。
 - ② リスク管理を統轄する部署を設置するとともに、リスク管理基本方針において管理対象としたリスク毎に管理部署を定める。
 - ③ リスク管理についての年度リスク管理計画を策定する。
 - ④ 取締役会の下にリスク管理委員会を設置して、当社のリスク管理体制の整備状況やリスク管理の実施状況の確認等を定期的実施する。

- (2) 当社は、「東京海上グループ 統合リスク管理に関する基本方針」に基づき、統合リスク管理方針を定めるとともに、グループ全体の統合リスク管理の一環として、保有リスク量とリターンの状況を定期的にモニタリングする。
- (3) 当社は、「東京海上グループ 危機管理に関する基本方針」に基づき、危機管理方針を定め、危機管理体制を整備する。

4. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、経営管理契約に基づき、グループの経営戦略および経営計画に則って、事業計画(数値目標等を含む。)を策定し、当該計画の実施状況をモニタリングする。
- (2) 当社は、業務分担および指揮命令系統を通じて効率的な業務執行を実現するため、職務権限に関する規程を定めるとともに、事業目的を達成するために適切な組織機構を構築する。
- (3) 当社は、経営会議規則を定め、取締役等で構成する経営会議を設置し、経営上の重要事項について協議・報告を行う。
- (4) 当社は、「東京海上グループ ITガバナンスに関する基本方針」に基づき、ITガバナンスを実現するために必要な体制を整備する。
- (5) 当社は、「東京海上グループ 人事に関する基本方針」に基づき、社員の働きがい、やりがいの向上、透明公正な人事、およびあるべき人材像の浸透の徹底により、生産性および企業価値の向上の実現を図る。

5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書等の保存に関する規程を定め、重要な会議の議事録等、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存および管理を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき職員および当該職員の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 当社は、監査役の求めに応じ、監査役の監査業務を補助するための監査役直轄の事務局を設置し、監査業務を補助するために必要な知識・能力を具備した専属の職員を配置する。
- (2) 監査役事務局に配置された職員は、監査役の命を受けた業務および監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。
- (3) 当該職員の人事考課、人事異動および懲戒処分は、常勤監査役の同意を得た上で行う。

7. 監査役への報告に関する体制

- (1) 役職員は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告を行うとともに、業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
- (2) 役職員は、ホットライン(内部通報制度)の運用状況および重要な報告・相談事項について定期的に監査役に報告を行う。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べるができるものとする。
- (2) 監査役は、重要な会議の議事録、取締役および執行役員が決裁を行った重要な稟議書類等については、いつでも閲覧することができるものとする。
- (3) 役職員は、いつでも監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。
- (4) 内部監査担当部署は、監査に協力することなどにより、監査役との連携を強化する。

2006年(平成18年) 5月19日 制定
 2007年(平成19年) 3月30日 改定
 2007年(平成19年) 12月25日 改定
 2008年(平成20年) 7月 1日 改定
 2010年(平成22年) 4月28日 改定
 2011年(平成23年) 4月28日 改定

コーポレート・ガバナンスの状況

コーポレート・ガバナンス態勢

当社は、お客さま、株主、代理店、社員、地域・社会という各ステークホルダーに対する責任を果たすためコーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題として位置づけ、持株会社である東京海上ホールディングスが策定した「コーポレート・ガバナンス方針」およびグループの「内部統制基本方針」に基づいた健全で透明性の高いコーポレート・ガバナンスを構築しています。

1. 取締役会・監査役会

当社の取締役会は、現在、9名の取締役（任期1年）で構成されています。監査役会は、社外監査役2名を含む4名の監査役で構成されています。

社外監査役と当社との間には、特別な利害関係はありません。

2. 指名委員会・報酬委員会

当社の持株会社である東京海上ホールディングスは、「コーポレート・ガバナンス方針」に基づき、指名委員会および報酬委員会を設置しています。両委員会は、それぞれ3名の社外委員を含む4名の委員で構成し、委員長は社外委員から選出しています。両委員会は、当社役員（取締役・監査役・執行役員）の選任、解任および選任要件ならびに当社役員の報酬体系および業績評価等（ただし業績評価については監査役を除く）についても審議を行い、東京海上ホールディングス取締役会に答申します。

3. コンプライアンス態勢・品質の向上に向けた態勢

(1) コンプライアンス委員会

当社におけるコンプライアンス推進態勢を構築し、推進状況を的確に管理していくために、コンプライアンス委員会を設置しています。当委員会は、コンプライアンスに関する諸施策の検討、コンプライアンスプログラムの推進状況の検証、不祥事件の報告、再発防止策の検討、法令違反リスクの管理に関する諸施策および推進状況の検討等の役割を担っています。

(2) お客さまの声をかたちに。委員会

当社では、「お客さまの声」をもとにした業務改善の取り組みを統括および推進し、お客さまにご満足いただけるサービスの提供を実現するため、「お客さまの声をかたちに。委員会」を設置しています。当委員会は、「お客さまの声」をもとにした取り組みに関する基本方針や改善策を策定し、重点取組課題の進捗状況や改善結果の把握等の役割を担っています。

4. リスク管理態勢

保険引受リスクおよび資産運用リスク等の分野別のリスク管理状況を把握するとともに、会社全体としての事業に係るリスク量を的確に管理していくために、リスク管理委員会を設置しています。当委員会は、リスク管理に関する基本方針およびリスク管理計画の策定、リスク管理態勢の整備状況の点検と改善策の立案等の役割を担っています。

5. 社外・社内の監査・検査態勢

(1) 社外の監査・検査

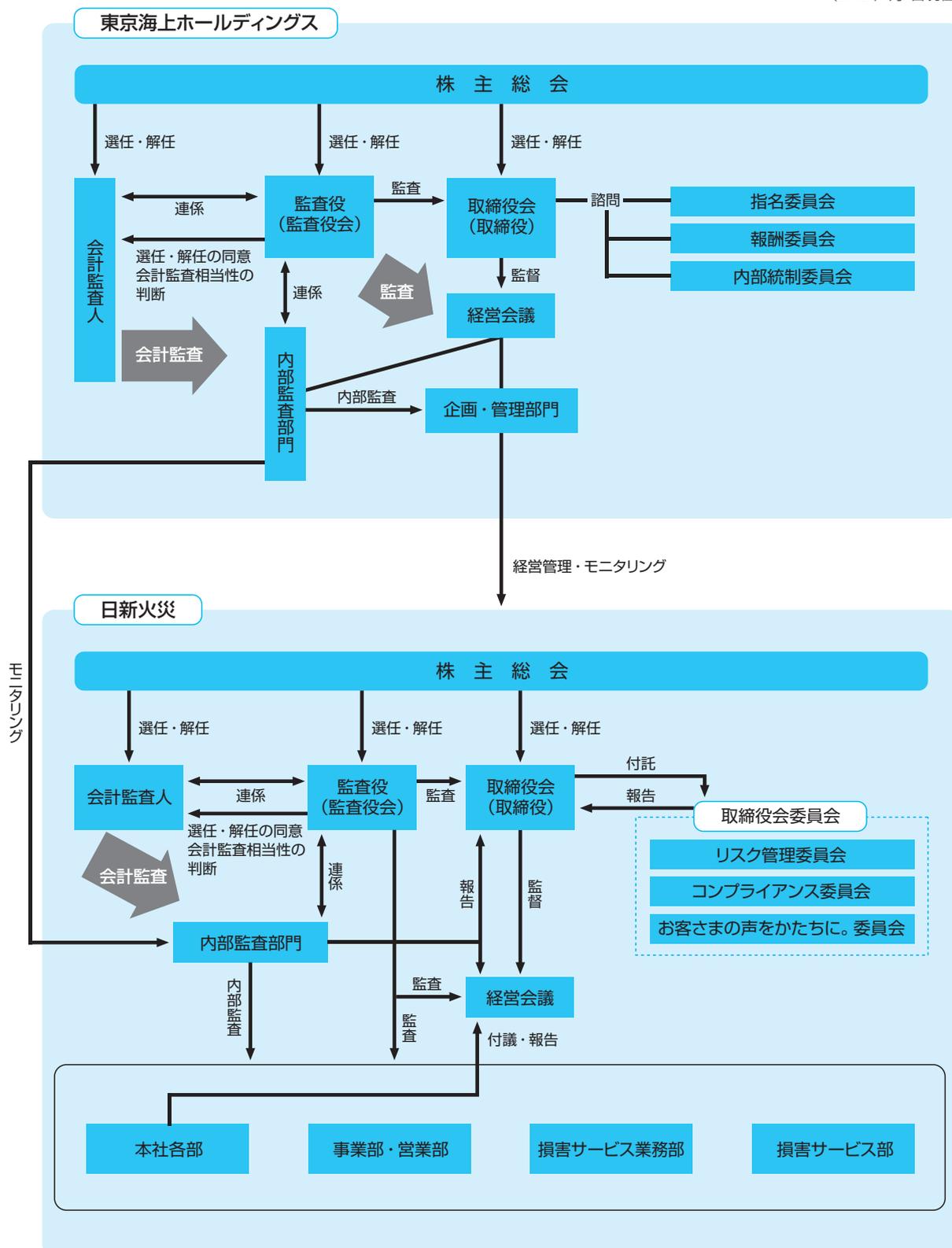
当社は、社外の監査・検査として、「会社法および金融商品取引法に基づく監査法人による外部監査」ならびに「保険業法に基づく金融庁による検査」を受けています。

(2) 社内の監査態勢

当社では、内部監査を「経営目標の効果的な達成を図るために、すべての業務を対象とした内部管理態勢（法令等遵守態勢・リスク管理態勢を含む）等の適切性、有効性を検証するプロセスであり、内部事務処理等の問題点の発見・指摘にとどまらず、内部管理態勢等の評価および問題点の改善方法の提言等を実施する」と定義して、事業部門・損害サービス業務部門をはじめ本社部門（法令等に抵触しない範囲で子会社、関連会社、代理店および外部委託先を含む）等すべての部門を対象に内部監査を実施しています。また、内部監査結果については、定期的に取り締り役会等に報告しています。

東京海上ホールディングス・日新火災のコーポレート・ガバナンス

(2012年7月1日現在)



現
状

経
営
に
つ
い
て

商
品
・
サ
ー
ビ
ス
に
つ
い
て

業
績
デ
ー
タ

コ
ー
ポ
レ
ー
ト
デ
ー
タ

CSR(企業の社会的責任)の取り組み

当社の事業活動は、多くのステークホルダーの皆さまからのご支持があつてこそ成り立つものです。当社では、CSR(企業の社会的責任)は「経営理念の実践」そのものであるととらえ、「東京海上グループCSR憲章」に基づきCSR活動を徹底的に実践していくことで、ステークホルダーの皆さまに提供する価値を高めていきたいと考えています。

東京海上グループ CSR 憲章

東京海上グループでは、CSRを実践するための行動指針として、「東京海上グループCSR憲章」を定めています。

東京海上グループ CSR憲章

東京海上グループは、以下の行動原則に基づいて経営理念を実践し、社会とともに持続的成長を遂げることにより、「企業の社会的責任(CSR)」を果たします。

- 商品・サービス
 - ・広く社会の安心と安全のニーズに応える商品・サービスを提供します。
- 人間尊重
 - ・すべての人々の人権を尊重し、人権啓発に積極的に取り組みます。
 - ・安全と健康に配慮した活力ある労働環境を確保し、人材育成をはかります。
 - ・プライバシーを尊重し、個人情報管理を徹底します。
- 地球環境保護
 - ・地球環境保護がすべての企業にとって重要な責務であるとの認識に立ち、地球環境との調和、環境の改善に配慮して行動します。
- 地域・社会への貢献
 - ・地域・社会の一員として、異なる国や地域の文化や習慣の多様性を尊重し、時代の要請にこたえる社会貢献活動を積極的に推進します。
- コンプライアンス
 - ・常に高い倫理観を保ち、事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンスを徹底します。
- コミュニケーション
 - ・すべてのステークホルダーに対して、適時適切な情報開示を行うとともに対話を促進し、健全な企業運営に活かします。

当社のCSRの主な取り組み

当社では、東京海上グループCSR憲章をふまえてCSR活動に取り組んでいます。主な取り組みは次のとおりです。

1. 地域・社会貢献の取り組み

■社員参加型の社会貢献活動の推進

社員参加型の社会貢献活動として、清掃活動等の地域・社会との調和を図る取り組みを実施しています。当社は、今後も社員へ社会貢献に対する意識啓発を行うとともに、積極的な社会貢献活動を続けていきます。



石巻市での東日本大震災災害復興ボランティア

■チャリティー募金イベントの実施

東京本社ビル前において、2008年度より毎年、チャリティー募金イベントを実施しています。

このイベントは、一般の方や社員からの寄付金を募り、寄付にご協力いただいた方にお礼として、当社の社員から集めた中古の本やCD等の中から好きなものを選んでいただくものです。東京本社のある御茶ノ水は、音楽・楽器関係の店舗が多く、書籍街にも隣接しており、その立地上の特色をいかした取り組みです。

2011年度は多くの方に立ち寄っていただき、162,422円の寄付金が集まりました。ご協力いただいた寄付金は、「特定非営利活動法人 交通遺児等を支援する会」へ全額寄付し、交通事故で親を亡くした子どもたち（交通遺児）の支援に活用されています。



■AED講習会の実施

社会公共性の高い損害保険会社として、当社の役職員が事故や災害の場所に居合わせた際、人命救助に有効とされているAEDを速やかに使用できるようにするために、役職員に対するAED講習会を実施しています。



■企業献血の実施

東京本社やさいたま本社等を中心とした大都市拠点にて、企業献血を実施しています。

■使用済み切手等の収集

全国の各拠点にて収集した使用済み切手・使用済みカード類・未使用切手を「社団法人 日本キリスト教海外医療協力会」をはじめ3団体に寄贈しています。

使用済み切手は、海外の保健医療事情に恵まれない地域に医師や看護師・保健師等の医療従事者を派遣するための費用や、現地の医療従事者に対する学資援助の資金として役立てられます。使用済みカード類は、発展途上国の農村の生活改善や人材育成をはじめとした活動資金として、また、未使用切手は、骨髄バンクのドナー登録の募集等のために利用されています。

2. 環境負荷削減の取り組み

■環境マネジメントシステムの導入

環境マネジメントシステムを導入して、環境負荷データ（電気、ガス、水道、紙使用量やガソリン使用量等）を把握し、PDCAによる目標管理（モニタリング）を行っています。

■環境負荷削減に寄与する商品・サービス

環境配慮型自動車保険「アサンテ[※]」によるリサイクル部品の利用促進や、紙の約款に代えてWeb上で保険約款を参照いただく「インターネット約款」による紙資源の節約に取り組んでいます。

2011年度は、収益の一部である1,066,080円（「アサンテ」に係る寄贈額117,150円、インターネット約款に係る寄贈額948,930円）をケニア共和国の環境保護活動家、故ワンガリ=マータイ氏が始めたグリーンベルト運動（植林活動）に活用していただくため、毎日新聞社に寄託しました。

※新総合自動車保険「ユースライド」に「リサイクル部品使用特約」および「指定修理工場入庫条件付車両保険特約」をセットした商品です。

CSR(企業の社会的責任)の取り組み

損害保険業界としての社会貢献活動

当社は当社独自の社会貢献活動のほか、一般社団法人 日本損害保険協会の一員として、次のとおり「社会の安全・安心への貢献事業」に参画し、損保業界全体として社会貢献活動に取り組んでいます。

主な取り組みは以下のとおりです。

1. 環境問題への取り組み

(1) リサイクル部品活用の推進

自動車の利用者に、自動車を修理する際に部品を交換するのではなく、できるだけ補修をすることで廃棄される部品を減らせることや、交換が必要な場合でも、新品ではなく、リサイクル部品を利用することで、廃棄物と同時に製造時に発生するCO₂排出量も減らせることを訴えるため、業界統一ロゴを作成し、チラシや専用ホームページで啓発をしています。



2011年度は、会員各社自らが社有車の修理に積極的にリサイクル部品を活用することを宣言するとともに、個社ごとの取り組みを実施したほか、2011年11月～12月には関係省庁の後援および関連団体の協賛を得て、リサイクル部品活用推進キャンペーン(チラシ配布等による啓発とリサイクル部品の利用状況と満足度アンケート調査)を実施しました。

(2) エコ安全ドライブの推進

環境にやさしく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の普及啓発のため、自動車教習所でのビデオクリップ放映、各種リーフレット・ステッカーの作成・交付を行っています。



(3) 環境問題に関する目標

損保業界では、地球温暖化の大きな原因であるCO₂の削減および循環型社会形成に向けた廃棄物の削減に関する目標を定め、取り組んでいます。

2. 防災・自然災害対策

(1) 地域の防災力・消防力強化への取り組み

① 軽消防自動車の寄贈

小型動力ポンプ付軽消防自動車を全国自治体や離島に寄贈しています。

② 防火標語の募集と防火ポスターの制作

防火意識の高揚、普及、啓発を目的として防火標語の募集を行い、入選作品である「全国統一防火標語」を掲載した防火ポスターを制作し、全国の消防署をはじめとする公共機関等に寄贈し、全国各地の防火意識の啓発・PR等に使用いただいております。



③ ハザードマップを活用した自然災害リスクの啓発

各市町村作成のハザードマップを通じて、洪水や地震等の自然災害リスクの周知・理解促進を行い、自然災害に対する備えの重要性を知ってもらう啓発活動を進めています。

(2) 地域の安全意識の啓発

① 実践的安全教育プログラム「ぼうさい探検隊」の普及

子どもたちが楽しみながらまちを探検し、まちにある防災、防犯、交通安全の施設等を発見してマップにまとめる実践的安全教育プログラムである「ぼうさい探検隊」の普及を通じ、安全教育の促進を図っています。



② 地域防災リーダーの育成

大学生が災害時に地域防災リーダーとして活躍してもらうことを目的として作られた防災ボランティアプログラムの紹介・実践を通じ、地域防災リーダーの育成を図っています。

③ 幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」の作成・普及

幼児向けに、遊びながら災害から身を守るポーズが学べるカードゲームを作成・普及し、防災意識の定着を図っています。

3. 交通安全対策

(1) 交通事故防止・被害者への支援

自賠責保険事業から生じた運用益を以下のような自動車事故防止対策・自動車事故被害者支援等に活用しています。

- ・自動車事故防止対策
 - 若年者向け交通マナー教育拡充事業支援、飲酒運転根絶事業支援等
- ・自動車事故被害者支援
 - 高次脳機能障害者支援等
- ・救急医療体制の整備
 - 救急外傷診療研修補助、ドクターヘリ体制整備補助等
- ・自動車事故の医療に関する研究支援
- ・適正な保険金支払のための医療研修等

(2) 交通安全啓発活動

① 交差点事故防止活動

事故の多い交差点（その付近も含む）での事故防止を目的に、47都道府県単位で事故の多い交差点5カ所の特徴や注意点等をまとめた「全国交通事故多発交差点マップ」を一般社団法人 日本損害保険協会のウェブサイトで公開しています。



② 自転車事故防止活動

自転車事故の実態やルールとマナーを解説し、また、事故に備える保険や自転車事故による高額賠償事例を紹介した冊子「知っていますか？自転車の事故」や「小学生のための自転車安全教室～たのしくまなぶルールやマナー～」を作成して、自転車事故防止の啓発を行っています。

③ シニアドライバーの事故防止活動

シニアドライバーの交通安全啓発の取り組みとしてチラシ「シニアドライバーのための交通安全のすすめ」を作成しています。チラシでは、事故が起きやすい場面の例や、交通事故原因を、わかりやすくイラストやグラフで記載し



ているほか、安全運転力のチェック項目を記載し、「事故防止のためには、自分の運転を客観的に評価し、常に安全運転の基本動作が出来ているか意識することが重要」であることを呼びかけています。

④ 飲酒運転防止活動

飲酒運転を許さない社会の構築と飲酒運転事故撲滅を目指して、冊子「飲酒運転防止マニュアル」の作成や講習会への講師派遣、イベント等における啓発展示等の活動を行っています。

4. 犯罪防止対策

(1) 盗難防止の日(10月7日)の取り組み

一般社団法人 日本損害保険協会では、自動車盗難、車上ねらい、住宅侵入盗難に対する防止啓発を目的として10月7日を「盗難防止の日」と定め、2003年から毎年、全国47都道府県の約60カ所の街頭で損保社員、警察関係者等が盗難防止啓発チラシとノベルティを配布し、盗難防止を訴えています。

(2) 自動車盗難の防止

一般社団法人 日本損害保険協会では、「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」に2001年の発足当初から民間事務局として参画し盗難対策に取り組み、また、イモビライザー（自動車盗難防止装置）の標準装備や防犯性能の高いカーナビの普及等を実現するため、関係省庁・団体に要望提言を行っています。

(3) 啓発活動

犯罪や事故について大人と子どもが一緒に考えることで防犯意識を高めることを目的に「子供を犯罪・事故から守る手引き」を作成しています。また、身近に起こる犯罪対策と防犯活動を取りまとめた「くらしの防犯カルテ」や防犯啓発ビデオも作成しています。

コンプライアンスの徹底

当社は最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指し、健全かつ公正な経営を旨とすることを経営理念に掲げ、コンプライアンスの徹底を経営の基本に位置づけています。

さらに、当社は、損害保険会社として社会・公共的使命の遂行と人間尊重を信条とし、社会から信頼され続けるために、日新火災行動規範を定めています。すべての役職員は日新火災行動規範を誠実に遵守し実践します。

日新火災行動規範<骨子>

1. 人間尊重の原則

日新火災は人間尊重を行動の基本精神とし、事業に関わる全てのみなさまの権利を尊重し、お客さま本位を実践するために誠意を持って行動します。

2. 法令等遵守

日新火災は企業行動の基本である法令やルールについてその制定された目的を十分に理解し、それを誠実に遵守していきます。

3. 適切な事業活動

日新火災は損害保険会社としての社会的および公共的使命を果たすため、高い企業倫理と透明性を維持し、公正かつ自由な競争の促進と内部統制の強化に努めます。

4. 積極的な社会参画

日新火災は、損害保険事業の社会的存在意義を更に高めるため、社会貢献活動や環境問題の取り組みなど、社会に対して有益な働きかけを積極的に行います。

また、東京海上グループとして東京海上グループ各社の全役職員が遵守すべきコンプライアンス行動規範を定めています。

<コンプライアンス行動規範>(骨子)

●法令等の徹底

法令や社内ルールを遵守するとともに、公正で自由な競争を行い、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を行います。

●社会との関係

社会、政治との適正な関係を維持します。

●適切かつ透明性の高い経営

業務の適切な運営をはかるとともに、透明性の高い経営に努めます。

●人権・環境の尊重

お客様、役職員をはじめ、あらゆる人の基本的人権を尊重します。また、地球環境に配慮して行動します。

コンプライアンス態勢

当社では、お客さま本位の安心と補償をお届けし、お客さまの信頼を得られるように日常業務のすべてをコンプライアンスの取り組みとしています。

役職員一人ひとりが常にコンプライアンスを念頭においた業務を遂行することに取り組んでいます。

会社全体としてコンプライアンスを徹底するため、委員に社外委員を含む「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する基本方針と年次計画の策定や実施状況の点検と監視を行っています。

また各部では、部長をコンプライアンス責任者とし、マネージャーは部長を補佐するコンプライアンス担当者の役割を担い、本社には全部門のコンプライアンスを推進するコンプライアンスリーダーを配置

しています。さらに各地区にはコンプライアンススタッフを配置し、管轄する部門のコンプライアンスの徹底を図っています。

なお、コンプライアンス上の問題を発見した場合には、速やかにコンプライアンス業務部等に報告や相談をすることを義務づけています。何らかの理由で、通常の報告や相談をすることが適当でない場合には「コンプライアンス相談窓口(コンプライアンス業務部長直通の専用電話)」や「コンプラ110番(社内イントラネットによるコンプライアンス業務部長へのEメール)」、また社外ホットライン「東京海上グループや弁護士事務所(直通電話およびEメール)」等を利用して匿名でも報告や相談をすることができます。

コンプライアンス委員会

コンプライアンスの徹底にあたって、社外からの視点で幅広く意見を得るため、社外の有識者が委員として加わるコンプライアンス委員会を設置しています。本委員会は取締役会直属の機関として、会社施策の点検や監視を行うとともに、直接経営に提言しています。各委員より専門領域をふまえた有益な意見や提言を得ています。

コンプライアンス・プログラム

コンプライアンスの徹底にあたり、毎年度、取締役会において会社全体のコンプライアンス実施計画を策定しています。その計画に従って各部支店はコンプライアンスの徹底に取り組んでいます。これらのコンプライアンスの取組状況は、取締役会に定期的に報告しています。

コンプライアンス・マニュアル

「コンプライアンス・マニュアル」を作成して、全役職員がいつでも参照できるようにしています。「コンプライアンス・マニュアル」には①コンプライアンスの考え方、当社の経営理念、行動規範②コンプライアンス態勢③問題を発見した場合の対応④遵守すべきルールとその解説を記載しています。その他にコンプライアンスの重要事項を携帯用カードに掲載し全役職員に配付することにより徹底を図っています。

コンプライアンス研修

コンプライアンスの徹底と推進を目的として、全役職員を対象に「コンプライアンス研修」を実施しています。階層別や職場別の集合研修や社内イントラネットを利用した研修を継続的に実施しています。研修内容には「コンプライアンスの考え方」等の基本的な項目から「実務に即したケーススタディ」までを盛り込んだ実効性のある研修の実施に努めています。

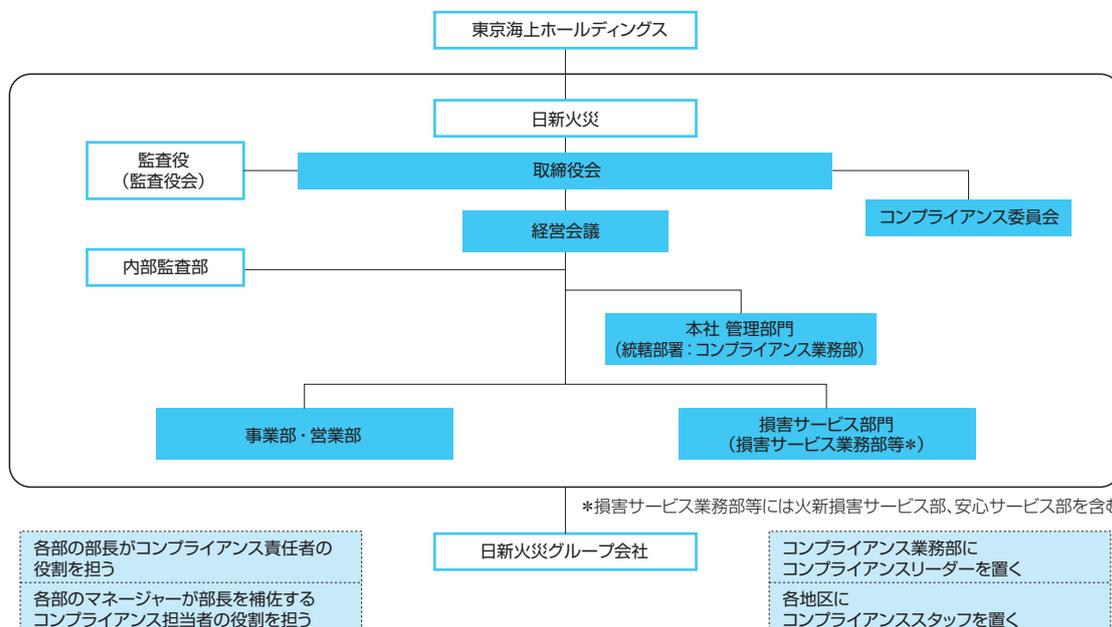
モニタリング

業務が適切に遂行されているかについて、各部による自己点検や、「コンプライアンスリーダー」、「コンプライアンススタッフ」による「モニタリング」を組み合わせ、コンプライアンスの取り組みやルールの遵守状況を継続的に点検しています。

ホットライン制度

コンプライアンスに関連する問題が発生した場合や発生しそうな場合等に、報告や相談ができる各種の「ホットライン制度」を設けています。また、社外のホットライン制度も複数設置して、報告者や相談者が利用しやすい手段を選択できるように配慮しています。なお、当社の「ホットライン制度」は公益通報者保護法に対応しており、報告者の個人情報 は 厳 重 に 管 理 さ れ、報告者が不利益な取り扱いを受けることはありません。

2012年度コンプライアンス推進体制



コンプライアンスの徹底

反社会的勢力への対応

当社は、内部統制基本方針に基づき、「反社会的勢力等への対応に関する基本方針」を定め、本方針にしたがって反社会的勢力等に対する態勢整備と毅然とした対応に努めています。

反社会的勢力等への対応に関する基本方針(概要)

1. 基本的な考え方

当社は、経営理念および日新火災行動規範に則り、反社会的勢力等との関係の遮断および不当要求等に対する拒絶を経営理念の実践における基本的事項として位置づけ、適切な対応を行うことに努めます。

2. 対応方針

反社会的勢力等に対し、以下の(1)から(5)に基づき対応します。

(1) 組織としての対応

反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、担当者や担当部署だけに任せず、会社組織全体として対応します。また、反社会的勢力等からの不当要求等に対応する役職員の安全を確保します。

(2) 外部専門機関との連携

反社会的勢力等からの不当要求等に備えて、平素より、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携関係の構築に努め、不当要求等が行われた場合には必要に応じ連携して対応します。

(3) 取引を含めた関係の遮断

反社会的勢力等とは、業務上の取引関係を含めて、一切の関係を持つことのないよう努めます。また、反社会的勢力等からの不当要求等は拒絶します。

(4) 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

(5) 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力等からの不当要求等が、当社の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽するための裏取引は絶対に行いません。また、反社会的勢力等への資金提供は、リベート、利益上乗せ、人の派遣等、いかなる形態であっても絶対に行いません。

3. 態勢整備

反社会的勢力等との関係を遮断するために、以下の態勢を整備します。

- (1) 社内体制(報告・相談体制等)の整備
- (2) 研修活動の実施
- (3) 対応マニュアル等の整備
- (4) 警察等外部機関等との連携 等

利益相反取引等の管理

当社では、「東京海上グループ 利益相反取引等の管理に関する方針」に則り、お客さまの利益が不当に害されることのないように、利益相反取引等の管理に努めています。

東京海上グループ 利益相反取引等の管理に関する方針(概要)

1. 利益相反取引等

「利益相反取引等」とは、東京海上グループが行う取引等のうち、以下に掲げるものをいいます。

- (1) お客様の利益と東京海上グループの利益とが相反するおそれのある取引
- (2) お客様の利益が東京海上グループの他のお客様の不利益となるおそれのある取引
- (3) 東京海上グループが保有するお客様に関する情報をお客様の同意を得ないで利用する取引(個人情報保護法または東京海上グループ会社に適用されるその他の法令等の規定に基づき、あらかじめ特定された利用目的に係る取引を除きます。)
- (4) 上記(1)から(3)までに掲げるもののほか、東京海上グループのお客様の保護や東京海上グループの信用維持の観点から特に管理を必要とする取引その他の行為

2. 利益相反取引等の管理体制

持株会社である東京海上ホールディングスによる一元的な東京海上グループの利益相反取引等の管理のもと、当社においても、利益相反取引等の管理を統轄する部署を設置するなどの体制整備を行い、利益相反取引等を適切に管理してまいります。

3. 利益相反取引等の管理の方法

東京海上グループは、利益相反取引等の管理を、以下の方法により実施してまいります。

- (1) 東京海上グループ各社は、利益相反取引等のおそれがある取引等を行うおとす場合には、事前に東京海上ホールディングスに報告することとします。
- (2) 東京海上ホールディングスでは、報告された取引等について、お客様の利益を不当に害するまたは害する可能性があるかと判断した場合には、以下の方法による措置を講じます。
 - ① 当該取引を行う部門と当該取引に係るお客様とその他の取引を行う部門を分離する方法
 - ② 当該取引または当該取引に係るお客様とその他の取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 当該取引に伴い、当該取引に係るお客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該取引に係るお客様に適切に開示する方法
 - ④ 当該取引等に伴い、東京海上ホールディングスおよび東京海上グループ会社が保有するお客様に関する情報を利用することについて、当該お客様の同意を得る方法
 - ⑤ 当該取引等または当該取引に係るお客様とその他の取引を中止する方法
 - ⑥ その他、東京海上ホールディングスが必要かつ適切と認める方法

4. 利益相反取引等の管理体制の検証

東京海上グループの利益相反取引等の管理体制の適切性および有効性については、東京海上ホールディングスが定期的に検証してまいります。

情報開示

当社は、お客さまをはじめとするあらゆるステークホルダーの皆さまから適正にご評価いただくために、重要な情報（財務的・社会的・環境的側面の情報を含む）の公正かつ適時・適切な開示に努めます。

ディスクロージャー誌

当社の事業活動についてご理解いただくために、毎年「日新火災の現状」を発行しています。当社の概要、業績の概況をはじめ、経営方針、当社の取り組み、決算・財務情報についてわかりやすく説明しています。

また、当社の持株会社である東京海上ホールディングスにおいては、東京海上ホールディングスおよびその事業子会社の業務および財産の状況をわかりやすくご理解いただくため、毎年「東京海上ホールディングスの現状」を作成しています。

ホームページ

商品・サービス、各種お手続きのご案内等の情報を掲載しています。各コンテンツとも、お客さまにとってのわかりやすさを追求しています。また、当社で発表しているニュースリリースについてもご覧いただけます。

■ 日新火災ホームページ

<http://www.nisshinfire.co.jp>

CSR報告書

東京海上グループではCSRに関する取り組みについて「東京海上グループCSR報告書」を作成し、ステークホルダーの皆さまとのコミュニケーションツールとして活用しています。

東京海上グループのCSRにおける3つの主要課題（「気候変動・自然災害リスクへの対応」「地域・社会への貢献」「CSRマネジメント」）の活動を中心に報告しています。

勧誘方針

当社では、お客さまに対する商品の販売・勧誘活動を適正に行うため、「金融商品の販売等に関する法律」を遵守するとともに、同法に基づき以下の勧誘方針を定め、全国の店舗で公表しています。

また、当社代理店にも同法の遵守および勧誘方針の策定、公表を指導しています。

〔当社の勧誘方針〕

1. 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な保険販売に努めます。
2. 保険商品の販売に際しましては、お客さまに重要事項を正しくご理解いただけるよう努めます。また、販売形態に応じて適切な説明に努めます。
3. お客さまの保険商品に関する知識、経験、財産の状況および契約を締結する目的等を総合的に勘案し、お客さまのご意向と実情に適合した保険商品の説明と提供に努めます。
4. 保険金の不正取得を防止する観点から、適切な保険販売を行うよう努めます。
5. 保険商品の販売・勧誘にあたっては、深夜や早朝等お客さまにご迷惑をおかけする時間帯や場所、方法での勧誘はいたしません。
6. 保険事故が発生した場合には、保険金のお支払いについて迅速かつ的確に処理するように努めます。
7. お客さまの様々なご意見・ご要望等の収集に努め、商品開発や保険販売にいかしてまいります。
8. 保険商品の適切な販売を確保するために、社内体制の整備と販売にあたる者の研修に取り組みます。
9. お客さまに関する情報については、業務上必要な目的の範囲内で使用し、漏洩防止等の管理を厳格に行います。
10. お客さまのご質問、苦情等につきましては、お客さま相談室にて速やかに対応させていただきます。

現
状

経
営
に
つ
い
て

商
品
・
サ
ー
ビ
ス
に
つ
い
て

業
績
デ
ー
タ

コ
ー
ポ
レ
ー
ト
デ
ー
タ

リスク管理

保険事業運営上のリスクが高度化・複雑化・多様化してきたことをふまえ、リスク管理が経営の重要課題の1つとなっています。東京海上グループでは、リスクベース経営(ERM:Enterprise Risk Management)態勢の強化を通じて、グループの健全性の維持と、収益性(資本効率)の向上に取り組んでいます。当社としましては、東京海上グループ全体のリスク管理に関わる基本方針に沿って、リスクを定性的・定量的側面からとらえた総合的なリスク管理態勢を構築し、主体的にリスク管理を行っています。

リスク管理の基本方針

当社では取締役会がリスク管理に関する基本指針として「リスク管理基本方針」を制定するとともに、この方針に則って「統合リスク管理方針」「危機管理方針」および「個別リスク管理方針」を定めています。

リスク管理態勢

当社のリスク管理全般を推進するために、取締役会委員会として「リスク管理委員会」を設置するとともに、当社の業務遂行に関わる主要リスクごとに主管する部署を定めてそれぞれのリスク管理に取り組んでいます。



注)法務リスクのうち法令違反に係るリスクはコンプライアンス委員会の所管事項としています。

統合リスク管理に関する方針

当社では、保険引受リスク、資産運用リスク等リスクカテゴリーごとのリスク量の合計額を資本の範囲内に収めることにより、格付の維持および倒産の防止を図るリスク管理(「統合リスク管理」といいます。)を実施しています。それぞれのリスクは確率論に基づく計測手法により計量化を行っており、リスク量がビ

ジネスユニットごとに定めた限度額を超過していないことを定期的に検証しています。

また、大規模な自然災害や金融市場の混乱等を想定したストレスシナリオによるストレステストを実施し、影響を評価・分析しています。

危機管理に関する方針

リスクの顕在化により、お客さま・代理店との関係に広範かつ重大な影響が生じたり、当社の業務に著しい支障が生じるような事態（緊急事態）に的確に対応するため、「危機管理方針」を定めています。当社ではこの方針のもと、大規模地震等の広域災害における迅速な損害サービス・保険金支払を可能とする

システム・事務処理対策や巨大災害・パンデミック発生時の東京・さいたま両本社機能および重要業務（事故受付・保険金支払・保険契約締結）を維持・確保する対策等、当社が被る経済的損失を極小化し通常業務に復旧するために迅速で適切な行動・措置をとることとしています。

個別リスクに関する管理方針

保険引受リスク

保険引受リスクは、①商品開発リスク（商品の開発または改定を行うにあたり、適切な保険約款、保険料率の設定がなされないこと等により損失を被るリスク）、②元受保険引受リスク（契約の引き受けにあたり、引受方針等が適切に設定されないことや引受規程を逸脱した引き受けがなされること等により損失を被るリスク）、③再保険等リスク（保有するリスクに応じた適切な出再対応等がなされないこと等により損失を被るリスク）、④受再保険引受リスク（受再保険の引き受けにあたり、受再引受方針等が適切に設定されないことや引受規程を逸脱した引き受けがなされること等により損失を被るリスク）の4つからなります。

当社では、商品部門が商品の開発や改定、引受条件の設定を行うにあたり、関係部門による協議体制を構築し、複数部門による検証・検討を行うとともに、商品の開発・改定後の販売環境や収支の状況等を踏まえ、必要に応じて保険料率水準を見直すなど、適切な対応策を実施しています。また、再保険等の手配により、引き受けたリスクの平準化や分散を図っています。

商品部門から独立したリスク管理部門は、これらのリスク管理の実施状況をモニタリングしリスク管理委員会等に報告するとともに、リスク管理手法の検証や見直しを適時に行っています。

資産運用リスク

当社では、資産運用リスクを「市場リスク」「信用リスク」「不動産投資リスク」に分類した上で、運用部門は当該年度の資産運用計画を踏まえ、それぞれのリスク特性に応じた手法によりリスク管理を実施しています。また、運用部門から独立したリスク管理部門は、その実施状況をモニタリングしリスク管理委員会等に報告するとともに、リスク管理手法の検証や見直しを適時に行っています。

1. 市場リスク

市場リスクとは、金利・為替・株価等の変動によって損失を被るリスクです。当社では、適切な分散投資と保有限度額の設定により損失発生の可能性を制御するとともに、リスク・リターン之最適化を目指しつつ、より望ましい運用資産ポートフォリオの構築に取り組んでいます。また、積立型保険等の長期の保険負債およびその対応資産については、負債と資産が金利の変動によって受ける影響の総合管理を行っています。

2. 信用リスク

信用リスクとは、与信先の倒産等に伴い貸付金・債券等の元利金の回収が困難になるリスクです。当社では、相手先の信用度を判定する「社内格付制度」の充実を図って信用力判定に活用するとともに、特定業種や特定企業グループに与信が集中することを回避するために、与信枠を設けて厳格に運営しています。

3. 不動産投資リスク

不動産投資リスクとは、賃貸料の変動等による不動産収益の減少、または市況の変化等による不動産価格減少のリスクです。当社では、不動産の投資利回りや含み損益の状況等を的確に管理し、リスクの軽減、投資効率の向上に努めています。

流動性リスク

流動性リスクとは、巨大災害に伴う多額の保険金支払や市場の混乱等により資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされること等により損失を被るリスクです。当社では、保険金支払に十分な流動性資産と多様な資金調達手段の確保に努めています。

リスク管理

システムリスク

システムリスクとは、システム開発のミスや遅延、システム運用の誤り、システムトラブル等により損失を被るリスクです。当社では、システムリスクを「IT投資リスク」「IT開発リスク」「ITインフラリスク」等に分類し、IT投資・開発に係る検討体制の強化、テスト・モニタリングの強化、社外とのネットワーク接続面も含めたさまざまなセキュリティ対策の強化等、リスク特性に応じた手法によるリスク管理を実施しています。さらに地震等の有事・災害対策としてバックアップセンターを設置し、メインセンターが被災した場合の迅速なシステム復旧体制を構築しています。

事務リスク

事務リスクとは、社員・代理店等の不適正な事務処理や事故等により損失を被るリスクです。当社では、事務処理の厳正化に向けて、各種規程の整備や事務処理部門における業務研修、チェック・サポート体制等を強化しています。また、内部監査を全社において実施するなど、リスクの防止・縮減に向けた取り組みを推進しています。

その他のリスク

当社では、前記のリスク以外に「法務リスク」「子会社関連会社リスク」「情報漏えいリスク」「レピュテーションリスク」「事故・災害・犯罪リスク」「人事労務リスク」についてそれぞれ管理ルールを定め、リスクに応じた手法によるリスク管理を実施しています。

健全な保険数理に基づく第三分野保険の責任準備金の確認についての合理性及び妥当性

第三分野保険の特徴

第三分野保険とは、医療保険、がん保険、所得補償保険、介護費用保険、その他の疾病または介護を事由とする保険および特約をいいます。

通常、ご契約期間が長期にわたることが多く、また医療政策等の外的要因の影響を受けやすいことから、将来の危険発生率が、他の保険と比べて過去の実績からの予測が難しく、不確実性を有しているといえます。そのため、責任準備金は、その不確実性も含めて十分に積み立てておく必要があります。

責任準備金の十分な積み立てに向けて

当社では、現状の責任準備金が、十分に積み立てられているかどうか、以下のとおり実績の事故データをを用いた事後的な確認を行っています。確認の結果、十分に積み立てられていなければ追加して責任準備金を積み立てることとしています。

1. 第三分野保険における責任準備金の積み立ての適切性を確保するための考え方

保険業法第121条第1項第1号に基づき、保険計理人は第三分野保険を含む各種保険の責任準備金が

健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうかを確認しています。この確認は、関係法令のほか社団法人日本アクチュアリー会が定める「損害保険会社の保険計理人の実務基準」に基づき行っています。また、長期（保険期間1年超）の第三分野保険に関しては、平成10年大蔵省告示第231号に基づくストレステストを実施しています。さらに、検証結果を保険計理人が確認することで、責任準備金の十分性を確認しています。

2. ストレステストにおける危険発生率の設定水準の合理性及び妥当性

ストレステスト実施においては、平成10年大蔵省告示第231号に基づき、実施要領を定めています。具体的には、ストレステストにおける危険発生率は、実績の発生率を基礎として将来10年間に見込まれる支払保険金を99%の信頼度でカバーする水準としています。

3. テストの結果

ストレステストの結果、長期の第三分野保険の2011年度末（平成23年度末）責任準備金は不足していないことが確認できたため、ストレステストに基づく責任準備金の積み立ては行っていません。

資産運用

資産運用の概況

資産運用方針

当社は、保険料として収受した資金等の運用を行っています。運用する資産は、長期火災保険や積立保険等の複数年にわたる保険契約に対応する負債対応資産とそれ以外に区分して管理しています。

負債対応資産については、将来、保険金や満期返戻金等を確実にお支払いするために、保険負債とのバランスを考え、資産・負債総合管理(ALM)を行っています。ALMにおいては、保険負債が抱える金利リスクを適切にコントロールしつつ、高格付債券を中心として一定の信用リスクをとる運用を行い、安定的な剰余の価値(運用資産価値－保険負債価値)の拡大を目指しています。

負債対応資産以外については、保険金のお支払いに備える流動性の維持も考慮しつつ、安定的な収益の獲得に向けて、投資対象の分散や資産運用の効率性の向上等に取り組んでいます。投資にあたっては、投資対象ごとのリスク・リターン特性のバランスを考慮し、債券、株式および貸付金をはじめ、幅広い投資対象への分散投資を行っています。また、保有する資産に係るリスクの軽減や、一定のリスクの範囲内での収益獲得を目的として、為替予約取引やデリバティブ取引も活用しています。

こうした取り組みによって、短期的な収益のプレを抑えながら運用収益を安定的に拡大させ、中長期的な純資産価値の拡大および財務基盤の健全性の維持につなげることを目指しています。

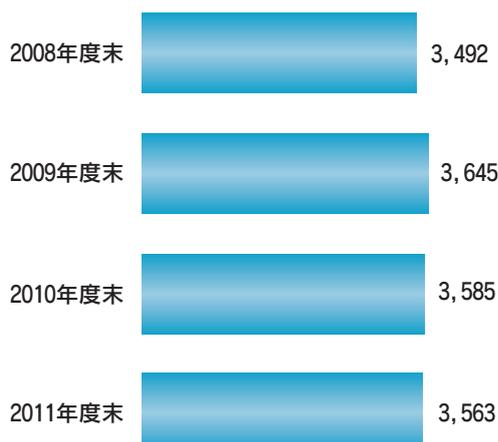
資産運用概況

2011年度末の総資産は4,089億円となり、2010年度末に対し195億円減少しました。このうち、運用資産は3,563億円となり22億円の減少となりました。

資産運用にあたりましては、安全性、収益性および流動性に留意しつつリスク管理の面でも徹底を図り、安定的な運用収益の確保に努めました。その結果、利息及び配当金収入は、2010年度に比べて8億円減少し46億円となり、これに有価証券売却益、積立保険料等運用益振替等を加減した資産運用収益は、有価証券売却益が21億円減少したことなどから2010年度に比べて29億円減少し72億円となりました。一方、資産運用費用は、有価証券評価損が11億円減少したこと等から、2010年度に比べて6億円減少し9億円となりました。

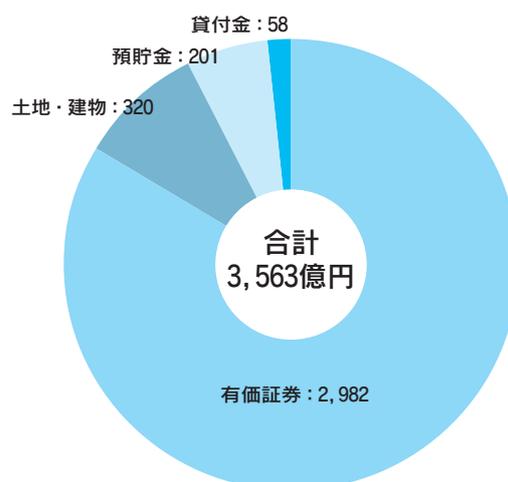
●運用資産の推移

(単位：億円)



●運用資産の内訳(2012年3月31日現在)

(単位：億円)



お客さま情報への対応

当社はお客さま情報の取り扱いについて、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」、その他関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、損保指針等にわたって、適切な措置を講じています。

お預かりしたお客さまの個人情報が適正に取り扱われるように、代理店および従業員等への教育や指導を徹底するほか、個人情報の取り扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善しています。

当社の個人情報に対する取り組み方針等は「個人情報の取扱いについて＜個人情報保護宣言＞」としてホームページに常時掲載するとともに、当社各店舗の店頭に掲示し、広く一般に公表しています。

個人情報の取扱いについて ＜個人情報保護宣言＞

2012年4月1日
日新火災海上保険株式会社

弊社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインや一般社団法人 日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」ならびに東京海上グループ プライバシー・ポリシーを遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁及び一般社団法人 日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。

弊社は、個人情報の取扱いが適正に行われるように、弊社代理店及び弊社業務に従事している者への教育・指導の徹底に努めます。また、弊社の個人情報の取扱い及び安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

1. 個人情報の取得

弊社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得いたします。

弊社は、保険契約の申込書、保険金請求書、取引書類、アンケートなどにより個人情報を取得します。

2. 個人情報の利用目的

弊社は、取得した個人情報を、以下の目的ならびに下記5.及び6.に掲げる目的（以下「利用目的」といいます。）に必要な範囲で利用します。

利用目的は、ご本人にとって明確になるよう具体的に定め、ホームページで公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努め、申込書・パンフレット等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

- (1) 損害保険契約の申込みに係る引受の審査、引受及び管理
- (2) 満期返れい金・給付金等の支払い
- (3) 損害保険契約にかかる付帯サービスの提供
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求
- (5) 弊社が取り扱う損害保険商品やサービスの案内・提供
- (6) 東京海上グループ会社・提携先企業が取り扱う商品やサービスの案内

- (7) 保険金請求に係る保険事故の調査（関係先への照会を含みます）
- (8) 保険金の支払い
- (9) 弊社が有する債権の回収
- (10) 保険金不正請求等の犯罪防止・排除
- (11) 弊社が取り扱う融資、国債窓販の各種手続き及び管理
- (12) 弊社又は弊社代理店が提供する商品やサービス等に関するアンケートの実施
- (13) 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による新たな商品やサービスの開発
- (14) 弊社社員の採用・雇用管理、販売網基盤（代理店等）の新設・維持管理
- (15) 他の事業者から個人情報の処理の全部又は一部について委託された場合等において、委託された当該業務
- (16) その他、上記(1)～(15)に付随する業務ならびにお客さまのお取引、及び弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときには、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

3. 個人データの第三者への提供

弊社は、以下の場合を除いて、ご本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供することはありません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 医療機関をはじめ、保険金の請求及び支払いに関する関係先等に対して、申込内容や告知事項に関する照会等を行う場合
- (3) 質権及び抵当権等の担保権者が、担保権の設定等に係る事務手続き及び担保権の維持・管理・行使のために個人情報を当該担保権者に提供する場合
- (4) 上記2.の利用目的を達成するために必要な業務の全部又は一部を、委託先（保険代理店を含みます）に委託する場合
- (5) 再保険会社と再保険契約の締結、再保険金の請求等を行う場合
- (6) 東京海上グループ会社・提携先企業との間で共同利用する場合（⇒下記5.をご覧ください）
- (7) 一般社団法人 日本損害保険協会及び損害保険会社等の間で共同利用する場合（⇒下記6.をご覧ください）
- (8) 損害保険料率算出機構との間で共同利用する場合（⇒下記6.をご覧ください）
- (9) 国土交通省との間で共同利用する場合（⇒下記6.をご覧ください）

4. 個人データの取扱いの委託

弊社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。弊社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

弊社では、例えば次のような場合に、個人データの取扱いを委託しています。

- ・保険契約の募集に関わる業務
- ・損害調査に関わる業務
- ・情報システムの保守・運用に関わる業務

5. グループ会社・提携先企業との共同利用

上記2. (1) から (16) に記載した利用目的のため、ならびに持株会社による子会社の経営管理のために、弊社と東京海上グループ各社・提携先企業との間で、以下のとおり個人データを共同利用いたします。

(1) 個人データの項目：住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容及び事故状況、保険金支払状況等の内容

(2) 管理責任者：弊社

※弊社のグループ会社・提携先企業については、下記14.をご覧ください。

6. 情報交換制度等

(1) 損害保険業界の情報交換制度について

弊社は、保険契約の締結又は保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で個人データを共同利用いたします。

詳細につきましては、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページ (<http://www.sonpo.or.jp>) をご覧ください。

(2) 損害保険料率算出機構との共同利用について

弊社は、自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」といいます）に関する適正な支払のために、損害保険料率算出機構との間で個人データを共同利用いたします。

詳細につきましては、損害保険料率算出機構のホームページ (<http://www.nliro.or.jp>) をご覧ください。

(3) 代理店等情報確認業務について

弊社は、損害保険代理店の適切な監督や弊社の社員採用等のために、損害保険会社との間で損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用いたします。また、損害保険代理店の委託等のために、一般社団法人 日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用いたします。

詳細につきましては、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページ (<http://www.sonpo.or.jp>) をご覧ください。

(4) 原動機付自転車・軽二輪自動車に係る無保険車防止のための「国土交通省への自賠責保険のデータ提供」について
弊社は、原動機付自転車及び軽二輪自動車の自賠責保険の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約期間が満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のはがきを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人データを国土交通省へ提供し、同省を管理責任者として同省との間で共同利用いたします。

共同利用する個人データの項目は、以下のとおりです。

- ・契約者の氏名、住所
- ・証明書番号、保険期間
- ・自動車の種別
- ・車台番号、標識番号又は車両番号

詳細につきましては、国土交通省のホームページ (<http://www.jibai.jp>) をご覧ください。

7. 信用情報の取扱い

信用情報に関する機関（ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集及び弊社に対する当該情報の提供を行うものをいいます）から提供を受けた情報の利用目的につきましては、「保険業法施行規則第53条の9」に基づき、返済能力の調査に限定されています。

弊社は、これらの情報につきましては、ご本人の返済能力の調査以外には利用いたしません。

8. センシティブ情報の取扱い

ご本人の健康状態・病歴などのセンシティブ情報の利用目的につきましては、「保険業法施行規則第53条の10」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条」により、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で利用するなど、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる場合に限定されています。

弊社は、これ以外には、センシティブ情報を取得、利用又は第三者提供いたしません。

9. ご契約内容・事故等に関するご照会

ご契約内容や事故に関するご照会については、保険証券記載もしくは最寄の弊社支店・支社・損害サービスセンター、又はご契約の取扱代理店までお問合せください。弊社は、ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

10. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、弊社「個人情報保護法に基づく開示等請求について」をご覧ください。ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、弊社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日原則として書面で回答いたします。なお、利用目的の通知請求および開示請求については、弊社所定の手数料をいただきます。

お客さま情報への対応

11. 個人データの安全管理等

弊社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他、個人データの安全管理のため取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じています。

12. お問い合わせ窓口

弊社は、個人情報の取扱いに関する苦情やご相談に対し、適切・迅速に対応します。

弊社の個人情報の取扱いや個人データの安全管理措置、保有個人データに関するご照会やご相談は、下記までお問い合わせください。また、弊社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品やサービスの案内について、ご希望されない場合は、下記のお問合せ先までお申し出ください。ただし、保険契約の維持・管理、保険金のお支払い等に関する連絡は対象となりません。

【お問合せ先】

	テレフォン サービスセンター	お客さま相談室	弊社支店・支社・ 損害サービスセンター
電話番号	0120-25-7474	0120-17-2424	お手元の保険証券もしくは保険約款に記載しております。
受付時間	24時間・365日	午前9時～午後5時 〔土日祝祭日および 年末年始を除く〕	午前9時～午後5時 〔土日祝祭日および 年末年始を除く〕

13. 認定個人情報保護団体

弊社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人 日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情や相談を受付けています。

【お問合せ窓口】

一般社団法人 日本損害保険協会
 そんぽADRセンター
 (損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京)
 所在地: 〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地
 (損保会館内)
 電話: 03-3255-1470
 (受付時間: 午前9時～午後5時
 土日祝祭日および年末年始を除く)
 ホームページ: <http://www.sonpo.or.jp/>

14. 会社一覧

上記5.に記載の弊社のグループ会社・提携先企業は、以下のとおりです。

(1) グループ会社

こちら (<http://www.tokiomarinehd.com/group/index.html>) をご覧ください。

(2) 提携先企業

個人データを弊社が提供している提携先企業はございません。

(注) 以上の内容は、弊社業務に従事している者の個人情報については対象としていません。

【日新火災の個人情報全般に関するご連絡先】

コンプライアンス業務部コンプライアンスグループ

電話: 03-5282-5658

【日新火災のホームページ】

<http://www.nisshinfire.co.jp>

以上

募集制度

代理店

当社では、全国13,907店の代理店が、お客さまの安心と安全をお守りするため、適切な保険ときめ細かなサービスをご提供しています。

代理店の役割と業務内容

当社が取り扱っている保険商品のほとんどが、当社と代理店委託契約を結んでいる代理店を通じて販売されています。

■ 代理店の役割

代理店は、保険会社の委託を受けて保険契約の募集・締結の代理を行うことを基本業務としていますが、お客さまを取り巻くさまざまな危険に対して最適な保険をご提供することも重要な仕事です。

当社では代理店の自主性・独立性を尊重するとともに、お客さま本位の価値観を共有し、相互の発展を図ることを目指しています。

■ 代理店の業務

代理店の主な業務は次のとおりです。

1. 保険契約の取り扱い

- ① 保険商品の説明
- ② 重要事項の説明
- ③ 告知の受領
- ④ 意向確認
- ⑤ 保険契約の締結
- ⑥ 保険料の領収または返還
- ⑦ 保険料領収証の発行・交付
- ⑧ 保険会社への契約報告
- ⑨ 保険契約の変更・解除等のお申し出の受け付け
- ⑩ 保険料の保管・保険会社への精算

2. 事故発生時の取り扱い

- ① お客さまからの事故連絡の受け付け
- ② 保険会社への通知
- ③ 保険金請求手続きの援助

3. 保険に関する各種サービスのご提供

- ① お客さまのニーズに合った保険の企画・設計
- ② 保険の内容に関する相談

損害保険代理店制度

損害保険代理店制度は、保険業法や当社の定める募集関係規程等に基づいて実施・運営されています。

■ 代理店の登録・届出

代理店を始めるには「保険業法」第276条に基づいて主務官庁に登録し、また代理店として保険募集をする者は同法第302条に基づいて届出をすることが義務づけられています。

■ 当社の代理店制度概要

当社の代理店制度は、自動車保険・火災保険・傷害保険・新種保険等を広範囲に取り扱う「総合代理店」と自動車損害賠償責任保険等を専門に取り扱う「専門代理店」とに分類され、それぞれの代理店制度における充実したお客さまサービスの提供に努めています。

代理店によるお客さまサービスのさらなる充実とコンプライアンスの徹底を図るため、代理店手数料体系・代理店教育体系を中心とした代理店制度を策定し、より一層の代理店資質の向上を目指しています。

● 代理店数の推移

2009年度末	2010年度末	2011年度末
14,819店	14,381店	13,907店

募集制度

代理店の教育

損害保険代理店の募集人が保険募集を行うにあたって必要な最新の知識・能力を習得し、その資質を常に向上させることによって、消費者の保護に資することを目的として募集人教育を実施しています。

■ 募集人教育（資格制度・講習制度）

当社の募集人教育は、代理店試験制度「損害保険募集人一般試験（以下「損保一般試験）」」、実務講習制度、事故対応力資格（SA資格）制度等を実施しています。

(1)代理店試験制度

募集人の保険募集にあたり、保険契約の内容等について適切かつ十分な説明を行うために必要となる募集品質の確保・向上を図ること、ならびに募集人の保険募集に関する法令等の遵守および保険契約に関する知識等の習得度の検証を目的として、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する「損保一般試験」を導入・実施しています。

(2)当社独自の資格・講習制度

高度な商品知識と優れた業務能力、迅速かつ適切な事故対応を通じてお客さまの信頼に応える代理店を育成することを目的とした実務講習制度や事故対応力資格（SA資格）制度を実施しています。

■ 代理店試験制度に合格するための講習・補助教材

代理店試験制度「損保一般試験」に合格するためにはCBT（コンピューター試験）に合格しなければなりません。当社は「損保一般試験」の受験者のための講習実施や、補助教材として練習問題集、DVD、CD-ROM等を用意しています。

■ 各種研修・セミナーの開催

代理店としての商品知識、販売技法、経営手法等の習得だけでなく、金融・経済情勢の研究や、経験交流を目的とした各種の研修やセミナーを開催しています。

代理店の育成

当社は、お客さまのさまざまなニーズに応えられる、優れた代理店の新設や育成に力を入れています。新設代理店は、まず基本的な商品知識や業務知識を習得し、保険募集を行います。さらに、より高度な商品

知識を習得することで契約の取り扱いが増え、当社の契約募集の中核となる代理店に成長していきます。



代理店経営者養成制度

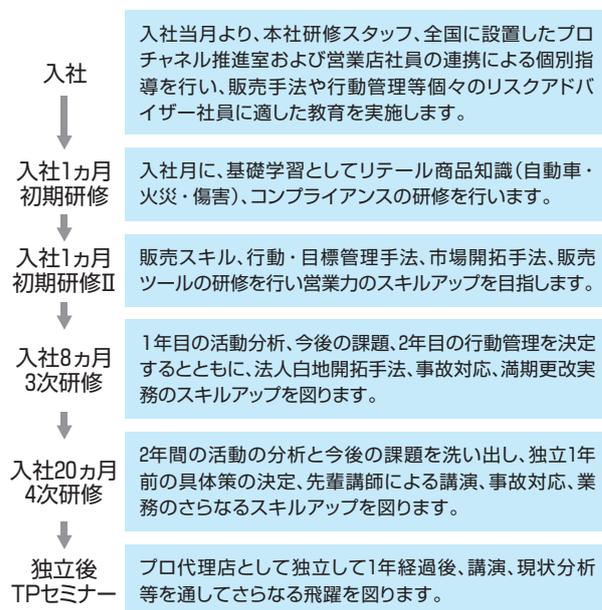
■ プロ代理店の養成制度

当社のプロ代理店養成制度（リスクアドバイザー社員制度）は専属プロ代理店を目指す方が、一定期間当社にリスクアドバイザー社員として在籍し、契約募集およびこれに関連した業務に従事しながら保険販売に必要なさまざまな知識と実務を習得する制度です。

リスクアドバイザー社員制度は精鋭主義を基本とし、育成期間中の研修内容や待遇面等を効果的に組み立て運営しているのが特色です。

入社してからプロ代理店として独立するまでの一貫した育成体系が、リスクアドバイザー社員を損害保険のプロフェッショナルへと導きます。さらに独立後のセミナーも用意し、リスクアドバイザー社員出身代理店の活動を応援しています。

こうした育成カリキュラムを修了したリスクアドバイザー社員は、損害保険のプロフェッショナルとして全国各地で活躍し、その多くが当社代理店の中核に育っています。



商品・サービスについて

保険の仕組み	50
個人向け保険商品	54
個人向けサービス	56
企業向け保険商品	58
企業向けサービス	59
新商品の開発状況および約款・料率の改定	60

保険の仕組み

保険の仕組み

保険制度

保険制度とは、偶然の事故による損害を補償するために、統計学に基づくリスクに応じた保険料を多数の人々が支払うことによって、事故発生により損害を被った際には保険金を受け取ることができる相互扶助制度です。このように保険は、「大数の法則」に基づいて相互にリスクを分散し、経済的補償を行うことにより、個人生活と企業経営の安定を支える重要な社会的役割を担っています。

損害保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が偶然な一定の事故によって生ずる損害を補償することを約束し、保険契約者はその報酬として保険料を支払うことを約束する契約です。

したがって、有償・双務契約であり、当事者の合意のみで成立する諾成契約という性格を有していますが、通常、契約引受の正確を期すために保険契約申込書を作成し、契約の証として保険証券を発行します。

保険料率

お支払いいただく保険料の算出根拠となる保険料率は、当社が金融庁から認可を取得した、または金融庁への届出を行ったものを適用しています。

保険の販売価格に相当するものは「営業保険料」で、「純保険料（保険金の原資に相当する部分）」と「付加保険料（保険会社の事業運営のコストに相当する部分）」をもとに算出されたものです。

なお、損害保険料率算出機構は、自動車保険、火災保険、傷害保険等については純保険料率（保険料率のうち将来の保険金のお支払いに充てられると見込まれる部分）を参考純率として、また、自動車損害賠償責任保険、地震保険については営業保険料率を基準料率として算出し、会員保険会社に提供しています。

約款

保険契約の具体的な内容を取り決めたものが「約款」です。「約款」には保険種類ごとに「普通保険約款」と「特別約款」「特約」があり、保険会社が作成し、金融庁への届出あるいは金融庁の認可を取得しています。

具体的には「保険金をお支払いする場合」「保険金をお支払いできない場合」「保険金のお支払基準」等の保険の効力に関する事項や、「お客さまからご通知・告知いただく事項」「保険契約の解約・解除・無効の場合」等の保険契約の維持管理に関する事項等について、ご契約者・被保険者と保険会社の双方の権利・義務を定め、双方を拘束するものとなっています。

保険料の收受、請求・返還

保険料は保険契約締結と同時にその全額を領収することが原則となっていますが、保険種類によっては各種の特約を付帯することで、分割払を利用することができます。

また、保険契約が締結されても、特に約定がある場合を除き、保険料あるいは分割払保険料の領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金が支払われないことが、保険約款に定められています。

保険期間中に生じた、お客さまのお申し出による保険契約の条件変更やお客さまのご都合による解約、保険会社が行う解除・無効等の場合は、約款の定めのほか、それぞれ所定の計算式により計算した保険料を請求または返還することとしています。

積立普通傷害保険等の積立型保険では、ご契約時に定めた満期返戻金が保険契約の満期時にご契約者に支払われます。加えて、保険期間中の運用利回りがあらかじめ予定した利率を上回った場合には、契約者配当金が支払われます。

ご契約の流れ

1. 日新火災または日新火災代理店とのご相談

損害保険の契約は、①代理店による募集、②保険仲立人（保険ブローカー）の媒介による保険会社の直接引受、③保険会社の役職員による直接の募集、のいずれかの方法によりご契約いただいています。

当社が取り扱っている保険商品のほとんどは「①代理店による募集」であり、当社と代理店委託契約を結んでいる代理店が、当社の代理人としてお客さまとの保険契約の締結にあたっています。

2. ご契約内容の決定

ご契約内容をご確認ください

損害保険は目に見えない商品であり、契約の内容は「約款」（普通保険約款・特別約款・特約）により定められています。また、約款や特約とは別に、各種保険パンフレット・重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報等）・ご契約のしおり等を作成し、商品内容をわかりやすくご説明しています。

適切な保険金額でご契約ください

保険契約は、保険事故によって被った損害を保険金で補うことを目的としていますので、適切な保険金額でご契約いただくことが重要です。たとえば、火災保険をご契約いただく場合、保険の対象となる建物等の評価額を超過した保険金額でご契約になっても、超過部分の保険金はお支払いできません。また、評価額を下回るご契約の場合も「一部保険」となり、十分な補償が受けられないことがあります。

3. ご契約のお申し込み

「ご契約内容確認書」にご記入ください

当社ではご契約にあたり、お申し込みいただく保険契約が(1)お客さまのご希望に沿った内容になっていること、(2)お客さまに適切なご契約を適切な保険料でご提供できていることを、当社がご用意する「ご契約内容確認書」でお客さまと一緒に確認させていただく「ご契約内容確認の取り組み」を実施しています。

ご契約のお申し込み時に、「ご契約内容確認書」にて保険料の決定や保険金のお支払い等に関わる重要な項目についてご確認いただき、ご記入の上ご提出ください。

申込書は正しくご記入ください

保険契約は、ご契約者による契約のお申し込みと保険会社（代理店）による承諾という双方の合意により成立し、申込書に記載された事項がご契約者と当社の双方を拘束するものとなります。

したがって、申込書の記載内容が事実と異なる場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

4. 保険料のお支払い

保険料はご契約と同時に支払ってください

保険料は、ご契約と同時に全額（分割払の場合は初回保険料）を現金または小切手でお支払いください^{*}。その際には、保険料受領の証として当社所定の保険料領収証を発行します。

保険料または分割払保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては、特に約定がある場合を除き、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

^{*}あらかじめ取り決めをすることにより、クレジットカード、デビットカード、口座振替等により、保険料をお支払いいただくことができる場合があります。

5. 保険証券のお受け取り

保険証券の内容をご確認ください

保険契約後、ご契約の証として保険証券を発行しますので、内容をご確認の上大切に保管してください。

●クーリングオフについて

ご契約のお申し込み後であっても、「保険期間が1年を超える個人契約」で、かつ「お申込日または『クーリングオフ説明書』が交付された日のいずれか遅い日から起算して8日以内」であれば、書面によりお申し込みの撤回、またはご契約の解除（クーリングオフ）を行える場合があります（一部例外もあります）。

ご契約時には「クーリングオフ説明書」を必ずお受け取りください。

●ご契約後にご注意いただきたいこと

ご契約内容に変更が生じたときは、遅滞なくご連絡ください

ご契約後に保険証券に記載されている内容に変更が生じたときは、遅滞なく当社代理店または当社にご連絡ください。

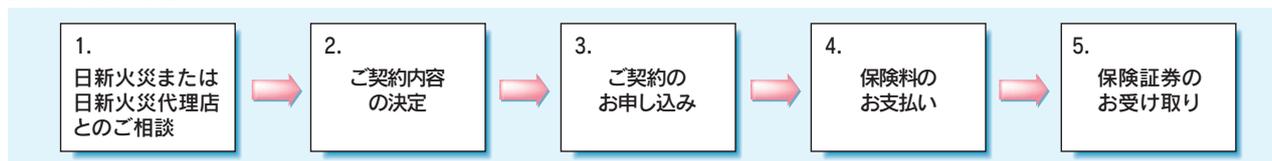
遅滞なく通知いただけなかった場合は、保険金をお支払いできないこと等があります。

保険証券はときどき見直してください

事故が起きたとき、すでに保険期間が終了していたり、ご契約内容の変更のご連絡を忘れていたということのないよう、保険証券を定期的に見直し、保険期間やご契約内容をご確認いただくことをおすすめします。

なお、ご契約内容は、全国の当社営業課支店にてご契約者ご本人のお申し出によりご照会いただけます。

【ご契約の流れの図】



保険の仕組み

事故発生から保険金お受け取りまでの流れ

不幸にしてお客さまが事故に遭われた場合、お客さまの立場に立って、迅速で適切な事故対応のアドバイスを行い、速やかに保険金をお支払いすることが保険会社の使命です。

当社は、損害サービス業務支援システムを導入し、損害サービス業務の細部にまでわたる工程管理を強化しています。

1. 事故の発生

万一事故が発生したら、まず損害の拡大を防止し、負傷者を救護してください。また同時に、警察署・消防署等へ速やかにご通報ください。自動車事故の場合は、相手の方の住所・氏名・勤務先・保険会社等を確認してください。

2. 日新火災または日新火災代理店へのご連絡

緊急措置後は、直ちに当社または当社代理店までご連絡ください。お名前(ご契約者名)・証券番号・保険種目と事故の日時・場所・状況、損害の概略、届出警察署・消防署名等を伺います。

当社のテレホンサービスセンターでは、夜間・休日を問わず、24時間体制で事故のご連絡を受け付けています。

テレホンサービスセンター 0120-25-7474

3. 日新火災による損害サービス

当社の損害サービス拠点で、お客さまよりご連絡を受けた事故について、保険種目・証券番号をもとに保険料の入金状況・担保条件・特約条項等のご契約内容を確認します。

その後、当社の専門スタッフ、一般社団法人 日本損害保険協会に登録された鑑定人等が、事故物件・罹災現場の調査や修理業者・病院への照会等、さまざまな調査活動を行います。また、お客さまには調査の進み具合を節目節目にご連絡します。

なお、解決までの相手の方との示談交渉は、お客さまとご相談の上、進めていきます。

4. 保険金請求書類のご提出

事故の内容、お支払いする保険金の種類に応じて、必要な書類を当社へご提出いただきます。

5. 保険金お支払額の決定

ご契約者・被害者・修理業者・病院等の関係者と交渉し、修理費見積書、診療報酬明細書、領収証等の資料を確認の上、お支払いする保険金の額を決定します。

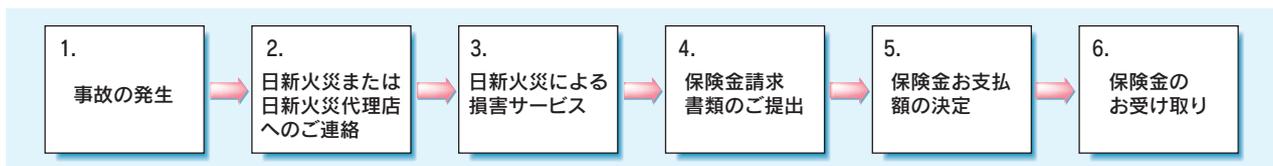
6. 保険金のお受け取り

保険金のお受け取りは、安全で迅速な銀行あるいはゆうちょ銀行の口座振込等をご指定いただけます。

〔保険金のお支払いに必要な書類の例〕

- ・ 保険金請求書
- ・ 修理費見積書
- ・ 事故車両の写真

【事故発生から保険金お受け取りまでの流れの図】



再保険

保険会社は、保険金支払責任の一部を国内外の保険会社に転嫁(出再)するとともに、他の保険会社が引き受けた契約に関わるリスクの引き受け(受再)を行うことで危険分散を行い事業成績の安定化に努めています。

このような保険会社間の保険取引を「再保険」と言います。

1. 出再の一般的な方針

保有および出再の一般的な方針はリスクの特性に応じて策定しています。

地震や台風等自然災害の集積リスク、火災保険や自動車保険等の通常リスク、発生頻度の低い巨大リスク等、それぞれのリスクについて定量的な評価、その内容や特性、収支状況、再保険市場の動向等をふまえ、事業成績が単年度で大きく変動することがないように保有と出再方針を定めています。

保有額を超過するリスクについては、効率的に再保険カバーを設定し適正にリスク転嫁を図るよう努めています。

また、出再先である再保険者の選定にあたっては確実な再保険金回収を期するため、外部格付機関による一定以上の格付を有する再保険者とするよう管理を行っています。さらに、出再後も常時再保険者の格付の変動に留意し、支払能力に不安が生じた際には速やかに適切な対応を行うように努めています。

2. 受再の一般的な方針

受再の引き受けにあたっては、個々のリスクの把握が難しく、成績の変動が激しいことから慎重な引き受けを行っています。

引き受けに際しては、引受条件・責任額・成績等を十分精査し、地理的分散やリスクの集積を考慮し優良な案件を選択することで、当社保有リスクの分散化を図っています。なお、一般的にリスクが高いとされる再保険代理店を通じた引き受けや米国の賠償責任保険のみの引き受けは行っていません。

また、引き受け後も成績動向やリスク状況の変化について監視・検証を行い、引受方針の見直しを定期的に行っています。

個人向け保険商品

当社は、お客さまのニーズに合ったさまざまな商品をご用意しています。

くるまの保険

自動車保険の確かな実績と全国に張り巡らせたサービス網で、カーライフに安心をお届けします。

●ユーサイド(新総合自動車保険)

相手の方への補償、ご自身とご家族の補償やご契約のお車の補償等、自動車保険の基本的な補償をわかりやすく、お客さまのニーズに合わせた形で、ご契約条件をご提案します。



●アサンテ

お車の事故の際、日新火災が指定する優良工場でリサイクル部品を使用して修理していただくことで、車両保険料を約10%割り引く環境配慮型自動車保険です。当社の指定工場で修理していただきますので、質の高い修理とご満足いただけるサービスをご提供できます。



※アサンテは、ユーサイド(新総合自動車保険)に「リサイクル部品使用特約」および「指定修理工場入庫条件付車両保険特約」をセットした商品のことをいいます。

住宅・家財の保険

事故や災害からお客さまの財産を守り、暮らしの安心をお約束します。

●住宅安心保険

火災リスクをはじめ、風災・水災等の自然災害リスク、盗難・水ぬれ等の日常災害リスク等から建物や家財の損害を幅広く補償することができます。



●LプランSupport

賃貸用のマンション・アパートにお住まいの方向けの家財専用火災保険です。火災や盗難等による家財の損害を補償するほか、家主に対する賠償責任や修理費用、日常生活における第三者への賠償責任等もまとめて補償します。



からだの保険

お客さまご自身やご家族等の予測できない事故によるケガに対して、確かな補償をお届けします。

●ジョイエ傷害保険

日常生活で偶然に起きた事故によるケガや、日常生活上の賠償責任を補償します。ご契約の満期時には、満期返戻金をお支払いします。



商品ラインナップ(主要商品一覧)

くるまの保険



- 新総合自動車保険(クーサイド)
- 自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)

住宅・家財の保険



- 住宅安心保険
- 住宅安心保険(マンション共用部分用)
- 住宅安心保険(賃貸住宅ご入居者用=LプランSupport)
- すまいの保険(住自在)
- 地震保険

からだの保険



- 普通傷害保険
- 家族傷害保険
- 総合補償保険
- 交通事故傷害保険
- ファミリー交通傷害保険
- 学生・生徒総合補償保険(こども総合保険)
- 所得補償保険
- 積立家族・普通傷害保険
- 積立いきいき生活傷害保険(プライムAA)
- 年金払積立傷害保険
- ジョイエ傷害保険

スポーツ・レジャーの保険



- 海外旅行保険
- 国内旅行傷害保険
- ゴルファー保険

その他



- 個人賠償責任保険

現
状

経
営
に
つ
い
て

商
品
・
サ
ー
ビ
ス
に
つ
い
て

業
績
デ
ー
タ

コ
ー
ポ
レ
ー
ト
デ
ー
タ

個人向けサービス

事故時のサービス

当社では、全国の損害サービス拠点で専門スタッフが丁寧な損害サービスを提供しています。また、テレホンサービスセンター「サービス24」をはじめ、次のとおり多様なサービスを展開しています。

サービス24

24時間・365日、お客さまからの事故のご連絡の受付および事故相談等、さまざまなサービスをご提供しています。

フリーダイヤル 0120-25-7474



安心受付センター

夜間・休日等当社の営業時間外に受け付けた自動車事故については、翌営業日を待つことなく「安心受付センター」にて専門スタッフによる初期対応を行っています。

安心受付センターでは、夜間・休日に事故のご連絡をいただいた事案について、事故対応の専門スタッフが、事故に遭われたお客さまや被害者の方へのご連絡をはじめ、事故後のアドバイスや保険適用の判断、修理工場・病院との打ち合わせ、代車の手配等の初期対応を迅速に行っています。



各種サポート24

24時間・365日、以下のサポートサービスをご提供しています。

フリーダイヤル 0120-097-365

■ ドライビングサポート24

自動車保険をご契約のお客さまを対象として、ロードサービス（レッカー急行、けん引、緊急軽修理、高速・有料道路上でのガス欠時給油、脱輪・落輪引き上げなど）を実施しています。

なお、無料ロードサービスの対象車種は下記のとおりです。

- ・人身傷害補償保険（実損払）がセットされたご契約車両
- ・「アサステ」のご契約車両
- ・フリートのご契約車両



■ すまいのサポート24

住宅安心保険をご契約のお客さまを対象として、トイレ・台所等の給配水管の詰まりによる応急処置や、鍵の破損・紛失等による建物の鍵開けサービスを実施しています。



その他のサービス

■ 入院事故クイックサービス

事故受付日から3営業日以内にお客さまと相手の方に対して面談を行い、お客さまの不安を取り除きます。

■ ご安心4コール

お客さまにご安心いただき、何でもご相談いただけるよう、事故の発生から解決に至るまでの節目節目で、お電話による経過等のご連絡を行っています。

①ご安心コール

事故受付後、直ちにお客さま(ご契約者・当事者)とご連絡をとり、事故状況を確認し、当面の対応から解決までの流れをご説明します。お客さまに担当者の連絡先をご案内し、事故処理に関する不明な部分をご説明することによってお客さまの不安を取り除きます。

②リターンコール

ご安心コール後、相手の方・修理業者・病院等との打ち合わせ内容を迅速にご報告します。

③経過コール

進捗状況を節目節目でご報告します。

④解決コール

事故が解決(示談完了)したことを、いち早くお客さまにご報告します。また、確定した支払保険金額についてもお知らせします。

■ 事故受付通知・途中経過報告サービス

訪問・電話・ハガキ等により、お客さまおよび関係者の方に事故解決までの進捗状況を随時お知らせしています。

海外旅行サポートサービス

海外旅行保険をご契約のお客さまが、海外で病気やケガ等のトラブルに見舞われたときのために、日本語受付センターを設置し、24時間体制でアシスタンスサービスをご提供しています。

■ 病院紹介サービス

病気やケガをされた場合に、お客さまのご希望・状態に応じて最寄りの適切な病院をご紹介します。

■ キャッシュレス医療サービス

病気やケガをされ、当社提携病院で治療を受けられる場合、その費用をお客さまに代わり当社提携病院へお支払いします。

■ 保険金請求に関する相談サービス

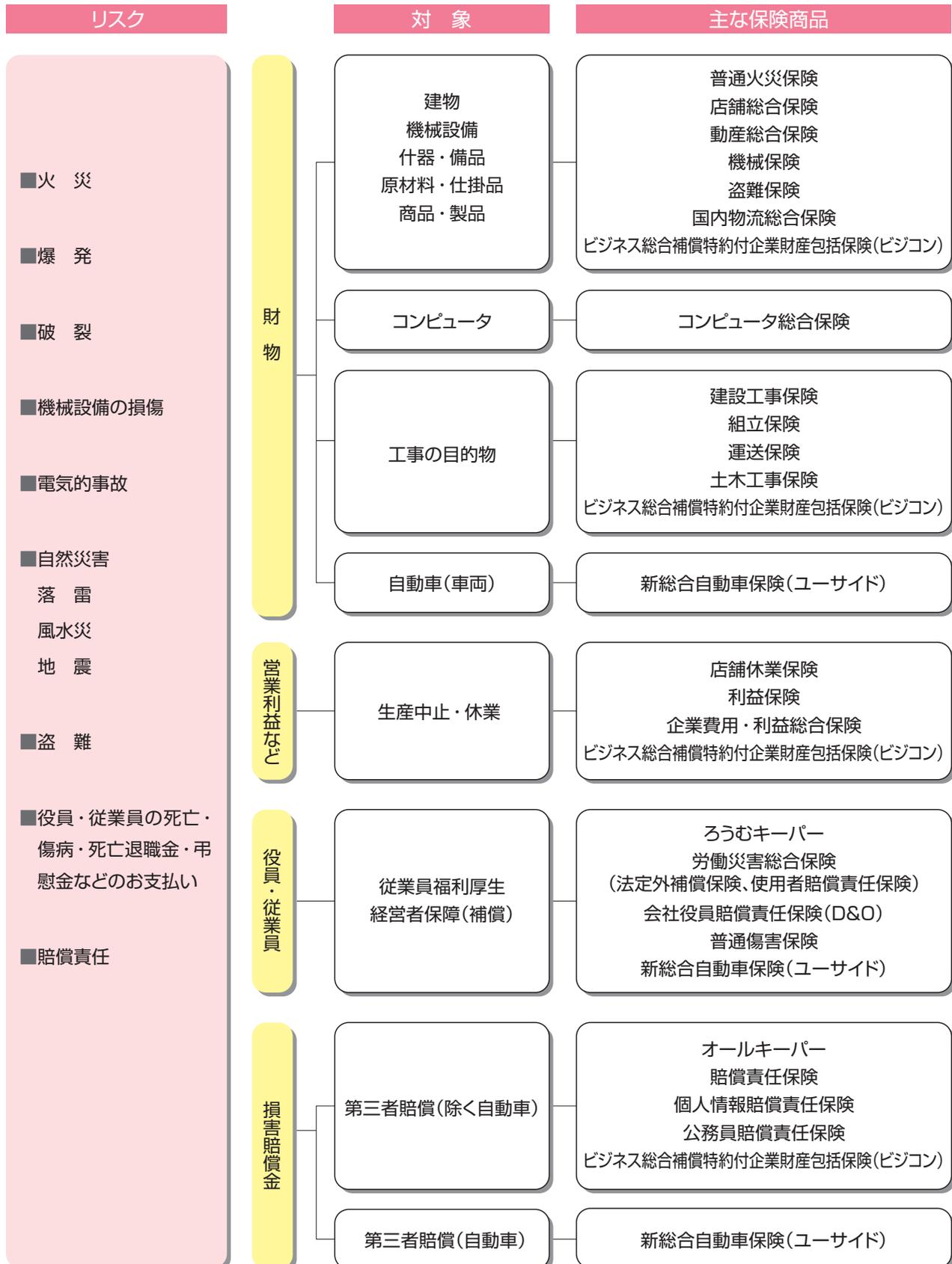
ご加入いただいている保険の契約内容や保険金のご請求方法に関するご相談に、日本語で対応します。

■ その他のアシスタンスサービス

- ・ 通訳の手配
- ・ 弁護士の手配
- ・ 緊急帰国のための航空券の手配 等

企業向け保険商品

当社は、企業を取り巻くさまざまなリスクに対応した商品をご用意しています。



企業向けサービス

企業を取り巻くさまざまなリスクに対し、各リスクの特性やお客さま固有のリスクを見極め、費用対効果を考えた適切な対策をご提案しています。

自動車防災サービス

■ 自動車事故防止総合プログラム「SD3」

企業や団体における交通事故防止対策強化のため、安全運転者(Safe Driver)を育成し、企業の自己防衛力(Self Defense)を「3つのステップ」で強化する自動車事故防止のためのサポートツール「SD3」を提供しています。自動車事故防止のためのさまざまな情報やサービスを、幅広く、きめ細かく、わかりやすくお客さま企業に提供し、お客さまの事故防止対策が効果をあげるようサポートを行っています。



<SD3の概要>

【ステップ1】交通事故防止対策をご紹介

42項目の一般的な自動車事故防止対策の中から、お客さまが現在実施していない対策や、思うように効果のあがっていない取り組み等、ご関心のある対策をチェックしていただけます。

【ステップ2】成功企業による取り組み事例をご紹介

事故防止の効果をあげた企業の事例をご紹介することで、具体的な成功ノウハウのヒントをつかんでいただけます。

【ステップ3】事故防止サポートサービスをご紹介

34種類のサポートサービスをご用意しており、効果的な自動車事故防止対策実施のために、ご関心のあるサービスをご利用いただけます。

各種診断サービス

■ 防災診断サービス

火災・爆発や自然災害等、施設・設備にダメージを与え、企業活動を阻害する恐れのあるリスクへの対応状況を診断し、予防・軽減対策等をご提案しています。



■ リスク診断サービス

アンケートへのご回答をもとにリスクマネジメント診断を行い、リスク分類に応じた対策等をご提案しています。

- 雷リスク診断
- 瞬低(瞬時電圧低下)・停電リスク診断
- 中小企業・法人向けリスク診断

■ 火災保険物件調査サービス

企業のビルや工場等について、適切な保険金額をお決めいただくために、建物・機械等を調査・評価します。また、建物ごとに適正な保険料率を提示するために、割引適用が可能かどうかを調査し、合理的な契約方式も含め、最適な火災保険契約をご提案しています。

■ 賠償リスク診断サービス

社会の変化や法制化等を背景として、企業活動にダメージを与える賠償リスクへの対応状況診断や予防軽減策をご提案しています。

- ・ PL(生産物賠償責任)防災サービス
- ・ 個人情報保護支援サービス

リスクマネジメント情報の提供

■ 「Safety Information」の発行

情報ネットワークの拡大、技術の高度化、社会環境の変化等により、企業リスクはますます多様化・巨大化しています。リスクマネジメントジャーナル「Safety Information」では、リスクから企業をどう守っていくのか、そのヒントとなる最新情報をさまざまな角度から取り上げて届けています。



■ 防災資料の作成

火災・爆発、交通災害、傷害・賠償事故等の各種リスクに対する事故例や、防災対策に関する資料を、お客さまのご依頼に応じて作成し、提供しています。

新商品の開発状況および約款・料率の改定

新商品の開発状況

2010年(平成22年)	1月	・「住宅安心保険」発売
	11月	・ビジネス総合補償特約付企業財産包括保険「ビジコン」発売
2011年(平成23年)	4月	・新総合自動車保険「ユーサイド」発売

約款・料率の改定

2006年(平成18年)	3月	・リサイクル部品・指定修理工場入庫条件付自動車保険「Eco-ひいき」を「アサンテ」に名称変更
	4月	・生活安全総合保険「生活大臣」の改定
	10月	・「公務員賠償責任保険」の改定
2007年(平成19年)	1月	・総合自動車保険「VAP」の改定 ・家庭用自動車保険「HAP」の改定 ・建設工事保険の改定
	4月	・生活安全総合保険「生活大臣」の改定
	8月	・傷害保険(積立を含む)の改定
	10月	・地震保険の改定
	11月	・企業向け傷害保険「ろうむキーパー」の改定
	11月	・新総合自動車保険「VAP」の改定 ・家庭用自動車保険「HAP」の改定
2010年(平成22年)	1月	・新総合自動車保険「VAP」の改定 ・家庭用自動車保険「HAP」の改定 ・地震保険の改定 ・火災保険の改定 ・傷害保険(積立を含む)の改定
	4月	・賠償責任保険の改定 ・動産総合保険の改定 ・労働災害総合保険の改定 ・建設工事保険の改定
	10月	・傷害保険(積立を含む)の改定
	7月	・海外旅行保険の改定
	11月	・傷害保険(積立を含む)の改定 ・新総合自動車保険「ユーサイド」の改定
	2012年(平成24年)	2月
3月	・新総合自動車保険「ユーサイド」の改定	

業績データ

事業の状況	62
経理の状況	74

事業の状況

主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

項 目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
正味収入保険料 (対前期増減(△)率)	141,684 (△2.09%)	135,916 (△4.07%)	131,876 (△2.97%)	134,063 (1.66%)	136,602 (1.89%)
経常収益 (対前期増減(△)率)	168,952 (△0.56%)	166,114 (△1.68%)	167,119 (0.60%)	165,491 (△0.97%)	171,781 (3.80%)
保険引受利益 (対前期増減(△)率)	△637 (—%)	3,231 (—%)	△1,945 (△160.19%)	△5,868 (—%)	△3,048 (—%)
経常利益 (対前期増減(△)率)	2,622 (302.23%)	△16,179 (△716.94%)	6,423 (—%)	2,517 (△60.80%)	4,211 (67.25%)
当期純利益 (対前期増減(△)率)	1,962 (363.54%)	△10,315 (△625.57%)	4,281 (—%)	1,520 (△64.49%)	△4,759 (△413.05%)
正味損害率	61.39%	62.64%	64.59%	66.18%	76.38%
正味事業費率	37.14%	38.41%	39.24%	37.34%	34.85%
利息及び配当金収入 (対前期増減(△)率)	7,533 (△11.85%)	5,965 (△20.81%)	5,735 (△3.86%)	5,519 (△3.77%)	4,671 (△15.35%)
運用資産利回り (インカム利回り)	1.88%	1.52%	1.56%	1.53%	1.32%
資産運用利回り (実現利回り)	1.98%	△3.63%	3.23%	3.14%	2.49%
時価総合利回り	△8.98%	△6.93%	5.53%	1.35%	3.16%
資本金の額 (発行済株式総数)	20,389 (210,320千株)	20,389 (210,320千株)	20,389 (210,320千株)	20,389 (210,320千株)	20,389 (210,320千株)
純資産額	86,549	64,483	72,388	66,346	63,960
総資産額	481,808	443,040	439,481	428,509	408,959
積立勘定資産残高	91,407	82,156	73,918	64,830	57,520
責任準備金残高	329,070	319,512	306,056	295,067	275,493
貸付金残高	41,618	28,558	20,471	10,737	5,822
有価証券残高	305,170	256,175	285,515	279,920	298,267
単体ソルベンシー・マージン比率	899.3%	737.9%	747.7%	742.2%	570.4%
連結ソルベンシー・マージン比率	—	—	—	—	571.8%
自己資本比率	17.96%	14.55%	16.47%	15.48%	15.64%
配当性向	132.58%	—	84.57%	—	—
従業員数	2,745名	2,746名	2,615名	2,518名	2,606名

(注) 1. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

2. 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料

3. 単体ソルベンシー・マージン比率は、平成22年度までの比率と平成23年度の比率がそれぞれ異なる基準によって算出されています。

連結ソルベンシー・マージン比率は、平成23年度から導入のため、平成22年度までは“—”としています。

単体ソルベンシー・マージン比率および連結ソルベンシー・マージン比率の算出方法については、「P.72単体ソルベンシー・マージン比率」および「P.73連結ソルベンシー・マージン比率」をご参照ください。

保険事業の状況

元受正味保険料(含む積立保険料)及び一人当たり保険料

(単位:百万円)

年 度 種 目	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率
火 災	27,324	18.7%	△4.2%	27,499	18.7%	0.6%	28,084	18.8%	2.1%
海 上	2	0.0	△99.6	△11	△0.0	△672.3	—	—	—
傷 害	16,709	11.5	△5.3	16,145	11.0	△3.4	14,680	9.8	△9.1
自 動 車	74,477	51.1	0.1	76,363	51.9	2.5	78,086	52.3	2.3
自動車損害賠償責任	18,069	12.4	△4.5	18,153	12.3	0.5	19,651	13.2	8.3
そ の 他	9,213	6.3	△5.9	8,883	6.0	△3.6	8,703	5.8	△2.0
合 計	145,796	100.0	△2.6	147,034	100.0	0.8	149,206	100.0	1.5
従業員一人当たり 元受正味保険料(含む積立保険料)	55		2.2	58		4.7	57		△1.9

(注) 1.元受正味保険料(含む積立保険料)とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものをいいます。

2.従業員一人当たり元受正味保険料(含む積立保険料)=元受正味保険料(含む積立保険料)÷従業員数

正味収入保険料

(単位:百万円)

年 度 種 目	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率
火 災	23,154	17.6%	△5.3%	23,358	17.4%	0.9%	23,256	17.0%	△0.4%
海 上	140	0.1	△79.7	66	0.0	△52.8	93	0.1	40.8
傷 害	9,509	7.2	△2.9	9,607	7.2	1.0	9,512	7.0	△1.0
自 動 車	74,043	56.1	0.1	75,931	56.6	2.5	77,596	56.8	2.2
自動車損害賠償責任	16,377	12.4	△7.5	16,731	12.5	2.2	17,900	13.1	7.0
そ の 他	8,650	6.6	△7.1	8,368	6.2	△3.3	8,243	6.0	△1.5
合 計	131,876	100.0	△3.0	134,063	100.0	1.7	136,602	100.0	1.9

(注)正味収入保険料とは、元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

受再正味保険料及び支払再保険料

(単位:百万円)

年 度 種 目	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	受再正味保険料	支払再保険料	受再正味保険料	支払再保険料	受再正味保険料	支払再保険料
火 災	2,788	6,078	2,670	6,153	1,944	6,340
海 上	145	6	97	18	113	19
傷 害	0	104	—	106	—	128
自 動 車	35	469	35	468	40	529
自動車損害賠償責任	10,423	12,115	10,740	12,162	12,111	13,862
そ の 他	364	948	328	830	280	742
合 計	13,758	19,722	13,872	19,740	14,489	21,622

(注) 1.受再正味保険料とは、受再契約に係る収入保険料から受再解約返戻金および受再その他返戻金を控除したものをいいます。

2.支払再保険料とは、出再契約に係る支払保険料から出再保険返戻金およびその他の再保険収入を控除したものをいいます。

事業の状況

解約返戻金

(単位:百万円)

種 目	年 度	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火 災		1,697		1,667		1,523	
海 上		45		36		19	
傷 害		1,508		1,188		1,001	
自 動 車		825		821		894	
自動車損害賠償責任		611		628		574	
そ の 他		303		195		190	
合 計		4,992		4,539		4,203	

(注)解約返戻金とは、元受解約返戻金、受再解約返戻金および積立解約返戻金の合計額をいいます。

保険引受利益

(単位:百万円)

種 目	年 度	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火 災		△366		2		△3,674	
海 上		222		7		△12	
傷 害		△739		△1,826		△429	
自 動 車		34		△2,718		1,138	
自動車損害賠償責任		—		—		—	
そ の 他		△1,095		△1,334		△68	
合 計		△1,945		△5,868		△3,048	

元受正味保険金

(単位:百万円)

種 目	年 度	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
火 災		7,744	9.7 %	8,009	9.7 %	47,936	39.5 %
海 上		18	0.0	41	0.0	△2	△0.0
傷 害		5,730	7.2	5,872	7.1	5,634	4.6
自 動 車		44,995	56.2	47,102	56.8	45,543	37.5
自動車損害賠償責任		17,219	21.5	17,066	20.6	18,106	14.9
そ の 他		4,413	5.5	4,896	5.9	4,179	3.4
合 計		80,121	100.0	82,987	100.0	121,397	100.0

(注)元受正味保険金とは、元受契約に係る支払保険金から元受契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。

正味支払保険金

(単位:百万円)

年 度 種 目	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	金 額	構成比	正味損害率	金 額	構成比	正味損害率	金 額	構成比	正味損害率
火 災	8,647	11.1%	39.7%	9,232	11.3%	41.9%	24,854	26.1%	110.6%
海 上	130	0.2	96.1	99	0.1	163.5	128	0.1	146.9
傷 害	5,726	7.4	65.7	5,867	7.2	66.8	5,630	5.9	65.1
自 動 車	44,463	57.1	66.0	46,935	57.5	67.4	45,325	47.6	65.8
自動車損害賠償責任	14,518	18.6	96.7	14,777	18.1	96.3	15,043	15.8	92.0
そ の 他	4,413	5.7	56.4	4,669	5.7	61.5	4,276	4.5	57.8
合 計	77,900	100.0	64.6	81,582	100.0	66.2	95,260	100.0	76.4

(注) 1. 正味支払保険金とは、元受および受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。

2. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

受再正味保険金及び回収再保険金

(単位:百万円)

年 度 種 目	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	受再正味保険金	回収再保険金	受再正味保険金	回収再保険金	受再正味保険金	回収再保険金
火 災	1,249	346	1,661	437	13,432	36,513
海 上	120	8	79	21	97	△34
傷 害	0	4	0	4	0	4
自 動 車	39	570	28	194	30	247
自動車損害賠償責任	14,518	17,219	14,777	17,066	15,043	18,106
そ の 他	159	159	97	323	132	34
合 計	16,087	18,307	16,643	18,047	28,735	54,872

(注) 1. 受再正味保険金とは、受再契約に係る支払保険金から受再契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。

2. 回収再保険金とは、出再契約に係る回収保険金から出再契約に係る返還金を控除したものをいいます。

正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位:%)

年 度 種 目	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火 災	39.7	45.9	85.6	41.9	43.0	84.9	110.6	41.1	151.7
海 上	96.1	32.4	128.5	163.5	124.0	287.5	146.9	41.4	188.2
傷 害	65.7	54.2	119.9	66.8	51.7	118.5	65.1	50.7	115.9
自 動 車	66.0	35.7	101.7	67.4	33.8	101.2	65.8	31.6	97.4
自動車損害賠償責任	96.7	30.0	126.7	96.3	30.6	126.9	92.0	26.2	118.2
そ の 他	56.4	52.9	109.3	61.5	50.2	111.7	57.8	48.1	105.9
合 計	64.6	39.2	103.8	66.2	37.3	103.5	76.4	34.9	111.2

(注) 1. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

2. 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料

3. 合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

事業の状況

出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位:%)

種 目	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火 災	41.0	44.0	85.0	45.9	42.5	88.4	67.0	39.5	106.5
海 上	16.1	19.9	36.0	18.4	87.4	105.8	45.7	34.6	80.3
傷 害	60.1	52.9	113.0	73.7	50.7	124.4	57.8	48.7	106.5
(うち医療)	(4.3)			(26.9)			(27.8)		
(うちがん)	(44.5)			(54.0)			(55.9)		
自 動 車	67.6	35.6	103.2	69.5	33.7	103.2	66.3	31.6	97.9
そ の 他	53.3	47.8	101.1	59.7	45.1	104.8	51.8	43.2	95.0
(うち介護費用)	(—)			(—)			(51.9)		
合 計	60.2	39.7	99.9	64.3	37.8	102.1	64.6	35.5	100.1

- (注) 1.地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
 2.発生損害率=(出再控除前の発生損害額+損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料
 3.事業費率=(支払諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料
 4.合算率=発生損害率+事業費率
 5.出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額
 6.出再控除前の既経過保険料=収入保険料-出再控除前の未経過保険料積増額
 7.傷害のうち「介護」は取り扱いがありません。
 8.(うち介護費用)の発生損害率は、出再控除前の既経過保険料が負値である場合、「—」と表示しています。

国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
国 内 契 約	98.6%	98.7%	98.9%
海 外 契 約	1.4%	1.3%	1.1%

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しています。

出再先保険会社数と出再保険料上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合
平成23年度	9 (—)	94.9% (—)
平成22年度	24 (—)	73.0% (—)

- (注) 1.出再先保険会社数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象にしています。
 2.()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

出再保険料の格付区分別構成割合

格付区分	A-以上	BBB+～BBB-	その他 (BB+以下・格付無)	合計
平成23年度	100.0% (—)	0.0% (—)	0.0% (—)	100.0% (—)
平成22年度	99.3% (—)	0.0% (—)	0.7% (—)	100.0% (—)

(注) 1. 特約再保険を出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。
格付区分は、以下の方法により行っています。

- ①スタンダード・アンド・プアーズ社の格付を使用しています。
- ②スタンダード・アンド・プアーズ社の格付を持たない場合は、エイ・エム・ベスト社、ムーディーズ社、フィッチ社の順で格付の有無を確認し、利用できる格付に読み替えて使用しています。
- ③格付の読み替えは以下のとおりです。

スタンダード・アンド・プアーズ	A-以上	BBB+～BBB-	BB+以下
エイ・エム・ベスト	B+以上	—	B以下
ムーディーズ	A3以上	Baa1～Baa3	Ba1以下
フィッチ	A-以上	BBB+～BBB-	BB+以下

2.()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

未収再保険金の推移

(単位:百万円)

区 分	年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年度開始時の未収再保険金①		130 (—)	112 (—)	275 (—)
当該年度に回収できる事由が発生した額②		910 (—)	775 (—)	1,412 (—)
当該年度回収等③		928 (—)	612 (—)	874 (—)
年度末の未収再保険金④ = ① + ② - ③		112 (—)	275 (—)	813 (—)

(注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

2.()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

事業の状況

契約者配当金

積立保険(貯蓄型保険)では、保険期間が終了し満期を迎えたご契約者に対して、満期返戻金をお支払いするとともに、保険期間中の運用利回りが予定利回りを上回った場合には、毎月の満期契約ごとに契約者配当金を計算してお支払いします(運用利回りが予定利回りを超えなかった場合、契約者配当金はお支払できません。)

したがって、契約者配当金は毎月変動しますが、平成23年6月および平成24年6月に満期を迎えた積立普通傷害保険のご契約に対しては、運用利回りが予定利回りを超えなかったため、契約者配当金はお支払いしておりません。

資産運用等の状況

運用資産の推移

(単位:百万円)

区 分	平成21年度末			平成22年度末			平成23年度末		
		構成比	増減率		構成比	増減率		構成比	増減率
総 資 産	439,481	100.0%	△0.8%	428,509	100.0%	△2.5%	408,959	100.0%	△4.6%
運 用 資 産	364,516	82.9	4.4	358,553	83.7	△1.6	356,314	87.1	△0.6
運用資産内訳									
預貯金	25,280	5.8	△1.3	35,239	8.2	39.4	20,162	4.9	△42.8
買入金銭債権	—	—	△100.0	—	—	—	—	—	—
有価証券 (うち株式)	285,515 (47,318)	65.0 (10.8)	11.5 (△13.9)	279,920 (38,425)	65.3 (9.0)	△2.0 (△18.8)	298,267 (34,744)	72.9 (8.5)	6.6 (△9.6)
貸付金	20,471	4.7	△28.3	10,737	2.5	△47.6	5,822	1.4	△45.8
土地・建物	33,249	7.6	△1.9	32,655	7.6	△1.8	32,061	7.8	△1.8

利息及び配当金収入・運用資産利回り(インカム利回り)

(単位:百万円)

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		利回り		利回り		利回り
預貯金	19	0.08%	7	0.03%	4	0.02%
買入金銭債権	3	0.40	—	—	—	—
有価証券 (公社債)	4,811 (2,922)	1.74 (1.63)	4,798 (3,208)	1.72 (1.55)	4,183 (2,922)	1.48 (1.30)
(株式)	(918)	(2.23)	(822)	(2.63)	(659)	(2.46)
(外国証券)	(944)	(2.00)	(753)	(2.11)	(536)	(2.04)
(その他の証券)	(26)	(0.32)	(13)	(0.26)	(64)	(1.27)
貸付金	458	1.85	298	1.81	143	1.75
土地・建物	310	0.91	279	0.84	261	0.80
小 計	5,602	1.56	5,382	1.53	4,591	1.32
そ の 他	132		136		80	
合 計	5,735		5,519		4,671	

(注)運用資産利回り(インカム利回り)…運用資産に係る成果を、インカム収入(利息及び配当金収入)の観点から示す指標です。分子は運用資産に係る利息及び配当金収入、分母は取得原価または償却原価をベースとした利回りです。

事業の状況

運用資産利回り(インカム利回り)のみでは、運用の実態を必ずしも適切に反映できないため、以下二つの利回りを開示しています。

資産運用利回り(実現利回り)

(単位:百万円)

区 分	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り
預 貯 金	△15	23,430	△0.07%	△51	23,542	△0.22%	△10	23,886	△0.05%
買入金銭債権	3	846	0.40	—	—	—	—	—	—
有価証券	10,628	276,276	3.85	10,090	279,149	3.61	7,708	282,234	2.73
(公社債)	(2,898)	(179,673)	(1.61)	(7,301)	(206,813)	(3.53)	(4,402)	(224,057)	(1.96)
(株式)	(5,769)	(41,180)	(14.01)	(1,827)	(31,310)	(5.84)	(2,947)	(26,766)	(11.01)
(外国証券)	(1,226)	(47,209)	(2.60)	(1,064)	(35,747)	(2.98)	(290)	(26,304)	(1.11)
(その他の証券)	(733)	(8,212)	(8.93)	(△101)	(5,278)	(△1.93)	(67)	(5,107)	(1.32)
貸付金	459	24,723	1.86	296	16,474	1.80	143	8,179	1.75
土地・建物	310	33,938	0.91	279	33,260	0.84	261	32,615	0.80
金融派生商品	108	—	—	342	—	—	447	—	—
その他	117	—	—	122	—	—	89	—	—
合 計	11,611	359,215	3.23	11,080	352,427	3.14	8,638	346,916	2.49

(注)資産運用利回り(実現利回り)…資産運用に係る成果を、当期の期間損益への寄与の観点から示す指標です。

・資産運用損益(実現ベース)=資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用

・平均運用額(取得原価ベース)=取得原価または償却原価による平均残高(原則として各月末残高の平均に基づいて算出しています。ただし、買入金銭債権は日々残高の平均に基づいて算出しています。)

(参考)時価総合利回り

(単位:百万円)

区 分	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り
預 貯 金	△15	23,430	△0.07%	△51	23,542	△0.22%	△10	23,886	△0.05%
買入金銭債権	3	846	0.40	—	—	—	—	—	—
有価証券	19,246	283,569	6.79	3,945	295,061	1.34	10,329	292,001	3.54
(公社債)	(4,140)	(181,649)	(2.28)	(5,164)	(210,031)	(2.46)	(8,090)	(225,138)	(3.59)
(株式)	(9,639)	(50,562)	(19.07)	(△1,403)	(44,562)	(△3.15)	(1,346)	(36,787)	(3.66)
(外国証券)	(3,706)	(44,085)	(8.41)	(395)	(35,102)	(1.13)	(784)	(24,990)	(3.14)
(その他の証券)	(1,759)	(7,273)	(24.19)	(△211)	(5,365)	(△3.94)	(107)	(5,084)	(2.12)
貸付金	459	24,723	1.86	296	16,474	1.80	143	8,179	1.75
土地・建物	310	33,938	0.91	279	33,260	0.84	261	32,615	0.80
金融派生商品	135	—	—	393	—	—	447	—	—
その他	117	—	—	122	—	—	89	—	—
合 計	20,257	366,508	5.53	4,985	368,339	1.35	11,259	356,682	3.16

(注)時価総合利回り…時価ベースでの運用効率を示す指標です。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回りです。

・資産運用損益等(時価ベース)=(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用)

+ (当期末評価差額(*)-前期末評価差額(*))+繰延ヘッジ損益増減

・平均運用額(時価ベース)=取得原価または償却原価による平均残高+その他有価証券に係る前期末評価差額(*)

+ 売買目的有価証券に係る前期末評価損益

(*)税効果控除前の金額によっています。

海外投融資

(単位:百万円)

区 分		平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
			構成比		構成比		構成比
外貨建	外国公社債	7,420	19.9%	9,820	31.2%	8,279	39.8%
	外国株式	379	1.0	342	1.1	336	1.6
	その他	908	2.4	1,062	3.4	1,189	5.7
	計	8,707	23.3	11,226	35.7	9,805	47.2
円貨建	非居住者貸付	500	1.3	—	—	—	—
	外国公社債	23,815	63.7	17,341	55.2	8,569	41.2
	外国株式	300	0.8	—	—	—	—
	その他	4,043	10.8	2,874	9.1	2,407	11.6
計	28,659	76.7	20,216	64.3	10,977	52.8	
合 計		37,366	100.0	31,442	100.0	20,782	100.0
インカム利回り		2.00%		2.11%		2.04%	
実現利回り		2.59%		2.97%		1.11%	
(参考)時価総合利回り		8.39%		1.28%		3.14%	

(注) 1.外貨建および円貨建の「その他」には外国投資信託を含みます。

2.「インカム利回り」は、海外投融資に係る利息及び配当金収入を当該資産の平均運用額(取得原価ベース)で除した比率です。

3.「実現利回り」は、海外投融資に係る資産についてP.70「資産運用利回り(実現利回り)」と同様の方法により算出したものです。

4.「(参考)時価総合利回り」は、海外投融資に係る資産についてP.70「(参考)時価総合利回り」と同様の方法により算出したものです。

公共関係投融資の推移(新規引受ベース)

(単位:百万円)

区 分		平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
			構成比		構成比		構成比
公社債	国債	—	—%	—	—%	—	—%
	地方債	—	—	—	—	—	—
	公社・公団債	5	73.7	6	100.0	4	100.0
	計	5	73.7	6	100.0	4	100.0
貸付	公共団体	—	—	—	—	—	—
	公社・公団	2	26.3	—	—	—	—
	計	2	26.3	—	—	—	—
合 計		7	100.0	6	100.0	4	100.0

各種ローン金利

(単位:%)

貸出の種類	利 率											
	平成22年 4月1日	平成22年 4月9日	平成22年 5月11日	平成22年 6月10日	平成22年 8月10日	平成22年 9月10日	平成22年 10月8日	平成22年 11月10日	平成22年 12月10日	平成23年 1月12日	平成23年 2月10日	平成23年 3月10日
平成22年度 一般貸付標準金利 (長期プライムレート)	1.60	1.65	1.60	1.45	1.40	1.45	1.30	1.40	1.60	1.50	1.65	1.60
	5.56			5.36					5.21			
平成23年度 一般貸付標準金利 (長期プライムレート)	1.60	1.70	1.55	1.50	1.35	1.40						1.35
	5.21			5.36					5.16			

事業の状況

単体ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成22年度 (平成23年3月31日現在) 旧基準	平成23年度 (平成24年3月31日現在) 現行基準	【参考】平成22年度 (平成23年3月31日現在) 現行基準
(A)単体ソルベンシー・マージン総額		139,809	122,231	139,809
資本金等		59,481	54,722	59,481
価格変動準備金		731	953	731
危険準備金		—	—	—
異常危険準備金		63,779	52,900	63,779
一般貸倒引当金		161	121	161
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)×90% (評価損の場合は100%)		8,789	11,148	8,789
土地の含み損益×85%(評価損の場合は100%)		△2,193	△2,639	△2,193
払戻積立金超過額		—	—	—
負債性資本調達手段等		—	—	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段 等のうち、マージンに算入されない額		—	—	—
控除項目		—	—	—
その他		9,058	5,024	9,058
(B)単体リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2+R_5+R_6}$		37,672	42,854	44,160
一般保険リスク(R ₁)		7,768	11,751	11,530
第三分野保険の保険リスク(R ₂)		—	—	—
予定利率リスク(R ₃)		402	1,415	1,486
資産運用リスク(R ₄)		7,945	11,260	11,960
経営管理リスク(R ₅)		831	1,456	1,008
巨大災害リスク(R ₆)		25,437	24,113	25,437
(C)単体ソルベンシー・マージン比率 [(A)/{(B)×1/2}]×100		742.2%	570.4%	633.1%

(注)上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。なお、「資本金等」は、純資産の部の合計額から社外流出予定額、評価・換算差額等および繰延資産を控除した額です。また、「現行基準」は平成22年内閣府令第23号および平成23年内閣府令第11号、ならびに平成22年金融庁告示第48号、平成23年金融庁告示第24号および平成24年金融庁告示第33号(平成24年3月31日からの適用)の改正内容を反映した基準であり、「旧基準」とは当該改正内容を反映する前の基準です。

〈単体ソルベンシー・マージン比率〉

- 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、「通常の予測を超える危険」が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- こうした「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわち単体ソルベンシー・マージン総額:上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。
単体ソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等を図るため、平成23年度末(平成24年3月31日)から算出にかかる法令等が改正されています。
- 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ① 保 険 引 受 上 の 危 険 : 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
(一般保険リスク)
(第三分野保険の保険リスク)
 - ② 予 定 利 率 上 の 危 険 : 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
(予定利率リスク)
 - ③ 資 産 運 用 上 の 危 険 : 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
(資産運用リスク)
 - ④ 経 営 管 理 上 の 危 険 : 業務の運営上、通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑥以外のもの
(経営管理リスク)
 - ⑤ 巨 大 災 害 に 係 る 危 険 : 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
(巨大災害リスク)
 - ⑥ 巨 大 災 害 に 係 る 危 険 : 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
(巨大災害リスク)
- 「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(単体ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み損益の一部等の総額です。
- 単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

連結ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成23年度 (平成24年3月31日現在)
(A)連結ソルベンシー・マージン総額		122,547
資本金等		54,944
価格変動準備金		953
危険準備金		—
異常危険準備金		52,900
一般貸倒引当金		119
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)		11,148
土地の含み損益		△2,639
保険料積立金等余剰部分		—
負債性資本調達手段等		—
保険料積立金等余剰部分及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額		—
少額短期保険業者に係るマージン総額		—
控除項目		—
その他		5,119
(B)連結リスクの合計額		42,857
$\sqrt{(\sqrt{R_1^2+R_2^2})+R_3+R_4)^2+(R_5+R_6+R_7)^2+R_8+R_9}$		
損害保険契約の一般保険リスク(R ₁)		11,751
生命保険契約の保険リスク(R ₂)		—
第三分野保険の保険リスク(R ₃)		—
少額短期保険業者の保険リスク(R ₄)		—
予定利率リスク(R ₅)		1,415
生命保険契約の最低保証リスク(R ₆)		—
資産運用リスク(R ₇)		11,264
経営管理リスク(R ₈)		1,456
損害保険契約の巨大災害リスク(R ₉)		24,113
(C)連結ソルベンシー・マージン比率 [(A)/(B)×1/2]×100		571.8%

(注)「連結ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条の2(連結ソルベンシー・マージン)および第88条(連結リスク)ならびに平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出された比率です。

〈連結ソルベンシー・マージン比率〉

- 当社は損害保険事業を営むとともに、子会社において保険代理業等を営んでいます。
- 損害保険会社グループは、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- こうした「通常の予測を超える危険」を示す「連結リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社グループが保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわち連結ソルベンシー・マージン総額:上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「連結ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。
- 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ①保険引受上の危険: 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)(損害保険契約の一般保険リスク)(生命保険契約の保険リスク)(第三分野保険の保険リスク)(少額短期保険業者の保険リスク)
 - ②予定利率上の危険: 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険(予定利率リスク)
 - ③最低保証上の危険: 変額保険、変額年金保険の保険金等の最低保証に関する危険(生命保険契約の最低保証リスク)
 - ④資産運用上の危険: 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等(資産運用リスク)
 - ⑤経営管理上の危険: 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～④および⑥以外のもの(経営管理リスク)
 - ⑥巨大災害に係る危険: 通常の予測を超える損害保険契約の巨大災害(関東大震災、伊勢湾台風相当や外国で発生する巨大災害)により発生し得る危険(損害保険契約の巨大災害リスク)
- 連結ソルベンシー・マージン比率の計算対象となる範囲は、保険業法上の子会社(議決権が50%超の子会社)について計算対象に含めています。
- 「損害保険会社グループが保有している資本金・準備金等の支払余力」(連結ソルベンシー・マージン総額)とは、当社およびその子会社等の純資産(剰余金処分額を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額です。
- 連結ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

経理の状況

当社は、保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書等について、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、あらた監査法人による監査を受け、監査報告書を受領しています。なお、金融商品取引法第193条の2に規定する金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社その他の者で政令で定めるものには該当しないため、当該規定に基づいた監査法人の監査は受けておりません。

計算書類

貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	平成22年度 (平成23年3月31日現在)		平成23年度 (平成24年3月31日現在)		比較増減
	金 額	構成比 %	金 額	構成比 %	
(資産の部)					
現金及び預貯金	35,273	8.23	20,188	4.94	△15,084
現金	33		26		△7
預貯金	35,239		20,162		△15,077
有価証券	279,920	65.32	298,267	72.93	18,346
国債	100,195		135,725		35,530
地方債	6,165		6,938		773
社債	98,919		95,544		△3,375
株式	38,425		34,744		△3,681
外国証券	31,442		20,782		△10,659
その他の証券	4,772		4,531		△241
貸付金	10,737	2.51	5,822	1.42	△4,914
保険約款貸付	591		535		△55
一般貸付	10,146		5,287		△4,858
有形固定資産	33,805	7.89	33,167	8.11	△637
土地	20,234		20,248		13
建物	12,421		11,813		△607
リース資産	44		33		△11
その他の有形固定資産	1,105		1,072		△32
無形固定資産	94	0.02	91	0.02	△2
その他の資産	37,967	8.86	28,572	6.99	△9,395
未収保険料	7		10		2
代理店貸	6,351		6,278		△72
共同保険貸	344		411		67
再保険貸	6,305		6,826		521
外国再保険貸	534		1,463		928
未収金	2,326		2,450		123
未収収益	659		669		9
預託金	1,137		1,240		102
地震保険預託金	11,842		1,264		△10,578
仮払金	4,444		4,401		△43
金融派生商品	47		288		241
その他の資産	3,965		3,267		△697
繰延税金資産	32,358	7.55	23,912	5.85	△8,446
貸倒引当金	△1,647	△0.38	△1,063	△0.26	583
資産の部合計	428,509	100.00	408,959	100.00	△19,550

(単位：百万円)

科 目	平成22年度 (平成23年3月31日現在)		平成23年度 (平成24年3月31日現在)		比較増減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
(負債の部)		%		%	
保険契約準備金	346,869	80.95	326,930	79.94	△19,938
支払備金	51,801		51,437		△364
責任準備金	295,067		275,493		△19,574
その他負債	13,175	3.07	14,916	3.65	1,741
共同保険	439		378		△60
再保険	4,204		4,770		566
外国再保険	266		763		497
未払法人税等	388		388		△0
預り金	306		346		40
前受収益	7		7		0
未払金	2,072		2,320		247
仮受金	5,250		5,846		595
金融派生商品	150		17		△133
リース債務	46		34		△11
資産除去債務	40		39		△0
その他の負債	2		2		—
退職給付引当金	904	0.21	1,648	0.40	744
賞与引当金	482	0.11	548	0.13	66
特別法上の準備金	731	0.17	953	0.23	221
価格変動準備金	731		953		221
負債の部合計	362,163	84.52	344,998	84.36	△17,164
(純資産の部)					
資本金	20,389	4.76	20,389	4.99	—
資本剰余金	15,518	3.62	15,518	3.79	—
資本準備金	12,620		12,620		—
その他資本剰余金	2,898		2,898		—
利益剰余金	23,573	5.50	18,814	4.60	△4,759
利益準備金	7,732		7,732		—
その他利益剰余金	15,841		11,081		△4,759
特別準備金	10,840		10,840		—
不動産圧縮積立金	1,690		1,818		128
繰越利益剰余金	3,310		△1,576		△4,887
株主資本合計	59,481	13.88	54,722	13.38	△4,759
その他有価証券評価差額金	6,865	1.60	9,238	2.26	2,373
評価・換算差額等合計	6,865	1.60	9,238	2.26	2,373
純資産の部合計	66,346	15.48	63,960	15.64	△2,385
負債及び純資産の部合計	428,509	100.00	408,959	100.00	△19,550

現状

経営について

商品・サービスについて

業績データ

コーポレートデータ

経理の状況

〈平成23年度の注記事項〉

1. 有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりとしています。
 - (1) 子会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっています。
 - (2) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっています。
 なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいています。
 - (3) その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法によっています。
2. デリバティブ取引の評価は、時価法によっています。
3. 有形固定資産の減価償却は次のとおりとしています。
 - (1) リース資産以外の有形固定資産
 定率法により行っています。
 ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物付属設備等を除く)については、定額法により行っています。
 - (2) リース資産
 所有権移転外ファイナンス・リースに係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により行っています。
4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は外貨建取引等会計処理基準に基づき行っています。
5. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しています。
 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を計上しています。
 今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。
 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しています。
 また、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、各資産の主管部および審査所が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っています。
6. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づいて、当期末に発生していると認められる額を計上しています。
 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により費用処理しています。
 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により、翌年から費用処理しています。
7. 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しています。
8. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しています。
9. 消費税等の会計処理は税抜方式によっています。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっています。なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っています。
10. 貸付金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は1,063百万円です。
 この内訳は次のとおりです。
 - (1) 破綻先債権額は42百万円です。
 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除きます。以下「未収利息不計上貸付金」といいます。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまで(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。
 - (2) 延滞債権額は779百万円です。
 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。
 - (3) 3カ月以上延滞債権額はありません。
 3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。
 - (4) 貸付条件緩和債権額は241百万円です。
 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものです。
11. 有形固定資産の減価償却累計額は24,361百万円、圧縮記帳額は5,525百万円です。
12. 関係会社に対する金銭債権総額は205百万円、金銭債務総額は273百万円です。
13. 取締役および監査役に対する金銭債務の総額は76百万円です。
14. 繰延税金資産の総額は34,617百万円、繰延税金負債の総額は4,878百万円です。また、評価性引当額として繰延税金資産から控除した額は5,826百万円です。
 繰延税金資産の発生の主原因別の内訳は、責任準備金23,695百万円、退職給付引当金2,929百万円、有価証券評価損2,511百万円、支払備金2,009百万円およびソフトウェア1,181百万円です。
 繰延税金負債の発生の主原因別の内訳は、その他有価証券に係る評価差額金3,148百万円です。
15. 法人税率の変更等による繰延税金資産および繰延税金負債等の修正は次のとおりです。
 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げおよび復興特別法人税の課税が行われることとなりました。

これらに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は主として従来の36.2%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.3%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.8%となります。この税率変更により、繰延税金資産(繰延税金負債を控除した金額)は4,092百万円、責任準備金は1,763百万円減少し、法人税等調整額は4,642百万円増加し、当期純利益は2,879百万円減少しています。

また、欠損金の繰越控除制度が平成24年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の80相当額が控除限度額とされることに伴い、繰延税金資産は177百万円減少し、法人税等調整額は177百万円増加しています。

16. 関係会社株式の額は、43百万円です。

17. 担保に供している資産は、預貯金788百万円です。これは、信用状発行の目的により差入れているものです。

18. 支払備金の内訳は次のとおりです。

支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	46,879百万円
同上に係る出再支払備金	1,306百万円
差引(イ)	45,572百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る支払備金(ロ)	5,864百万円
計(イ+ロ)	51,437百万円

19. 責任準備金の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	121,815百万円
同上に係る出再責任準備金	270百万円
差引(イ)	121,544百万円
その他の責任準備金(ロ)	153,949百万円
計(イ+ロ)	275,493百万円

20. 1株当たりの純資産額は304円11銭です。

算定上の基礎である純資産額は63,960百万円、このうち普通株式に帰属しないものはありません。また、普通株式の当期末発行済株式数は210,320千株です。

21. 退職給付に関する事項は次のとおりです。

(1) 退職給付債務およびその内訳

イ.退職給付債務	△19,144百万円
ロ.年金資産	8,898百万円
ハ.退職給付信託	8,248百万円
ニ.未積立退職給付債務(イ+ロ+ハ)	△1,997百万円
ホ.未認識数理計算上の差異	3,665百万円
ヘ.未認識過去勤務債務	△208百万円
ト.貸借対照表計上額の純額(ニ+ホ+ヘ)	1,459百万円
チ.前払年金費用	3,108百万円
リ.退職給付引当金(トーチ)	△1,648百万円

(2) 退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	0.9%~2.0%
期待運用収益率	2.3%
過去勤務債務の額の処理年数	12年
数理計算上の差異の処理年数	12年

(3) 退職一時金制度、確定給付企業年金制度および自社年金制度に基づく退職給付引当金の当期末残高(年金資産のうち、退職給付信託に係る退職給付引当金に相当する金額を含む。)の内訳は、次のとおりです。

	退職一時金 百万円	確定給付企業年金 百万円	自社年金 百万円	合計 百万円
退職給付引当金(年金資産控除前)	△4,448	159	△4,926	△9,216
退職給付信託の年金資産	2,799	1,107	6,768	10,675
退職給付引当金(純額)	△1,648	—	—	△1,648
前払年金費用(純額)	—	1,266	1,841	3,108

22. 上記における子会社および関係会社の定義は、会社計算規則第2条に基づいています。

23. 重要な後発事象に関する事項は次のとおりです。

当期末日後に、翌期以降の財産または損益に重要な影響を及ぼす事象は生じていません。

24. ストック・オプションに関する事項は次のとおりです。

(1) ストック・オプションに係る当期における費用計上額および科目名

営業費及び一般管理費 67百万円

(2) 当期に付与したストック・オプションの内容

当社の親会社である東京海上ホールディングス株式会社より、当社の取締役、監査役および執行役員に対して株式報酬型ストック・オプションが付与されており、当社は自社負担額のうち当期末までに発生した額を報酬費用として計上しています。

25. (追加情報)

当期の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しています。

26. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

経理の状況

損益計算書

(単位:百万円)

科 目	年 度	平成22年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	平成23年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	比較増減
		金 額	金 額	
経 常 収 益		165,491	171,781	6,289
保 険 引 受 収 益		154,764	164,386	9,622
正味収入保険料		134,063	136,602	2,539
収入積立保険料		7,102	5,470	△1,631
積立保険料等運用益		2,577	2,347	△230
支払備金戻入額		—	364	364
責任準備金戻入額		10,988	19,574	8,585
その他保険引受収益		32	27	△4
資 産 運 用 収 益		10,155	7,254	△2,900
利息及び配当金収入		5,519	4,671	△847
有価証券売却益		6,384	4,259	△2,125
有価証券償還益		480	221	△259
金融派生商品収益		342	447	104
為替差益		—	1	1
その他運用収益		6	0	△6
積立保険料等運用益振替		△2,577	△2,347	230
そ の 他 経 常 収 益		572	140	△432
経 常 費 用		162,973	167,570	4,596
保 険 引 受 費 用		135,090	142,176	7,085
正味支払保険金		81,582	95,260	13,678
損害調査費		7,145	9,080	1,935
諸手数料及び集金		24,525	23,906	△618
満期返戻金		16,348	13,796	△2,552
契約者配当金		3	2	△1
支払備金繰入額		5,352	—	△5,352
為替差損		29	26	△2
その他保険引受費用		103	102	△1
資 産 運 用 費 用		1,652	963	△689
有価証券売却損		126	835	708
有価証券評価損		1,181	1	△1,179
有価証券償還損		189	85	△103
為替差損		91	—	△91
その他運用費用		63	40	△22
営業費及び一般管理費		26,131	24,292	△1,839
そ の 他 経 常 費 用		98	138	39
貸倒損失		0	0	△0
その他の経常費用		98	138	39
経 常 利 益		2,517	4,211	1,693
特 別 利 益		564	48	△515
固定資産処分益		537	46	△490
その他特別利益		27	2	△25
特 別 損 失		946	441	△504
固定資産処分損		157	46	△111
特別法上の準備金繰入額		225	221	△3
価格変動準備金		(225)	(221)	△3
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		48	—	△48
その他特別損失		514	174	△340
税引前当期純利益		2,136	3,818	1,681
法人税及び住民税		120	108	△11
法人税等調整額		495	8,469	7,973
法人税等合計		616	8,577	7,961
当期純利益		1,520	△4,759	△6,279

〈平成23年度の注記事項〉

1. 関係会社との取引による収益総額は133百万円、費用総額は2,565百万円です。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりです。

収入保険料	158,225百万円
支払再保険料	21,622百万円
差引	136,602百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりです。

支払保険金	150,133百万円
回収再保険金	54,872百万円
差引	95,260百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりです。

支払諸手数料及び集金費	24,965百万円
出再保険手数料	1,058百万円
差引	23,906百万円

(4) 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりです。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	965百万円
同上に係る出再支払備金繰入額	112百万円
差引(イ)	853百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る支払備金繰入額(口)	△1,217百万円
計(イ+口)	△364百万円

(5) 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	365百万円
同上に係る出再責任準備金繰入額	△2,167百万円
差引(イ)	2,533百万円
その他の責任準備金繰入額(口)	△22,107百万円
計(イ+口)	△19,574百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりです。

預貯金利息	4百万円
有価証券利息・配当金	4,183百万円
貸付金利息	143百万円
不動産賃貸料	261百万円
その他利息・配当金	80百万円
計	4,671百万円

3. 金融派生商品収益中の評価損益は374百万円の益です。

4. 1株当たりの当期純損失は22円62銭です。算定上の基礎である当期純損失は4,759百万円、このうち普通株式に帰属しないものはありません。また、普通株式の期中平均株式数は210,320千株です。

潜在株式調整後1株当たりの当期純損失については、潜在株式が存在しないため記載していません。

5. 損害調査費、営業費及び一般管理費に計上した退職給付費用は1,335百万円であり、その内訳は次のとおりです。

勤務費用	735百万円
利息費用	390百万円
期待運用収益	△209百万円
数理計算上の差異の費用処理額	556百万円
過去勤務債務の費用処理額	△137百万円
計	1,335百万円

6. 当期における法定実効税率は36.2%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は224.6%であり、この差異の主要な内訳は税率変更による期末繰延税金資産の減額修正126.2%、評価性引当額61.0%、受取配当等の益金不算入額△3.9%、住民税均等割等3.1%、交際費等の損金不算入額1.9%です。

7. その他特別損失の主な内訳は、災害に伴う損失117百万円です。

8. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

経理の状況

キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	年 度		比較増減
	平成22年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	平成23年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	
	金 額	金 額	
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益	2,136	3,818	1,681
減価償却費	1,207	1,105	△101
支払備金の増減額(△は減少)	5,352	△364	△5,716
責任準備金の増減額(△は減少)	△10,988	△19,574	△8,585
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△1,071	△583	487
退職給付引当金の増減額(△は減少)	112	196	84
賞与引当金の増減額(△は減少)	27	△2	△30
価格変動準備金の増減額(△は減少)	225	221	△3
利息及び配当金収入	△5,519	△4,671	847
有価証券関係損益(△は益)	△5,360	△3,517	1,842
為替差損益(△は益)	91	17	△74
有形固定資産関係損益(△は益)	△379	△0	379
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)	△630	9,365	9,995
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)	184	1,862	1,677
その他	603	531	△71
小 計	△14,007	△11,594	2,412
利息及び配当金の受取額	5,873	5,131	△741
法人税等の支払額	△103	△86	17
営業活動によるキャッシュ・フロー	△8,238	△6,549	1,688
投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増減額(△は増加)	1,320	342	△978
有価証券の取得による支出	△167,006	△141,148	25,858
有価証券の売却・償還による収入	179,755	128,322	△51,433
貸付けによる支出	△560	△534	25
貸付金の回収による収入	9,691	4,915	△4,775
資産運用活動計	23,200	△8,102	△31,303
営業活動及び資産運用活動計	14,962	△14,652	△29,615
有形固定資産の取得による支出	△524	△445	78
有形固定資産の売却による収入	577	30	△547
その他	△8	17	25
投資活動によるキャッシュ・フロー	23,245	△8,501	△31,746
財務活動によるキャッシュ・フロー			
配当金の支払額	△3,619	—	3,619
その他	△10	△11	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,629	△11	3,618
現金及び現金同等物に係る換算差額	△51	—	51
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	11,326	△15,061	△26,388
現金及び現金同等物期首残高	19,412	30,739	11,326
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	334	334
現金及び現金同等物期末残高	30,739	16,011	△14,727

〈平成23年度の注記事項〉

1. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金および取得日から満期日または償還日までの期間が3ヵ月以内の定期預金等の短期投資からなっています。

2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(平成24年3月31日現在)

現金及び預貯金	20,188百万円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△4,177百万円
現金及び現金同等物	16,011百万円

3. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。

現
状

経
営
に
つ
い
て

商
品
・
サ
ー
ビ
ス
に
つ
い
て

業
績
デ
ー
タ

コ
ー
ポ
レ
ー
ト
デ
ー
タ

経理の状況

株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	平成22年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	平成23年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	比較増減
		金 額	金 額	
株主資本				
資本金				
当期首残高		20,389	20,389	—
当期変動額				
当期変動額合計		—	—	—
当期末残高		20,389	20,389	—
資本剰余金				
資本準備金				
当期首残高		12,620	12,620	—
当期変動額				
当期変動額合計		—	—	—
当期末残高		12,620	12,620	—
その他資本剰余金				
当期首残高		2,898	2,898	—
当期変動額				
当期変動額合計		—	—	—
当期末残高		2,898	2,898	—
利益剰余金				
利益準備金				
当期首残高		7,008	7,732	723
当期変動額				
剰余金の配当		723	—	△723
当期変動額合計		723	—	△723
当期末残高		7,732	7,732	—
その他利益剰余金				
特別準備金				
当期首残高		10,840	10,840	—
当期変動額				
当期変動額合計		—	—	—
当期末残高		10,840	10,840	—
不動産圧縮積立金				
当期首残高		1,703	1,690	△12
当期変動額				
不動産圧縮積立金の積立		—	140	140
不動産圧縮積立金の取崩		△12	△12	0
当期変動額合計		△12	128	140
当期末残高		1,690	1,818	128
繰越利益剰余金				
当期首残高		6,120	3,310	△2,810
当期変動額				
不動産圧縮積立金の積立		—	△140	△140
不動産圧縮積立金の取崩		12	12	△0
剰余金の配当		△4,343	—	4,343
当期純利益		1,520	△4,759	△6,279
当期変動額合計		△2,810	△4,887	△2,076
当期末残高		3,310	△1,576	△4,887

(単位：百万円)

科 目	年 度		比較増減
	平成22年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	平成23年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	
	金 額	金 額	
株主資本合計			
当期首残高	61,580	59,481	△2,099
当期変動額			
剰余金の配当	△3,619	—	3,619
当期純利益	1,520	△4,759	△6,279
当期変動額合計	△2,099	△4,759	△2,659
当期末残高	59,481	54,722	△4,759
評価・換算差額等			
 その他有価証券評価差額金			
当期首残高	10,840	6,865	△3,975
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△3,975	2,373	6,348
当期変動額合計	△3,975	2,373	6,348
当期末残高	6,865	9,238	2,373
繰延ヘッジ損益			
当期首残高	△32	—	32
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	32	—	△32
当期変動額合計	32	—	△32
当期末残高	—	—	—
純資産合計			
当期首残高	72,388	66,346	△6,041
当期変動額			
剰余金の配当	△3,619	—	3,619
当期純利益	1,520	△4,759	△6,279
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△3,942	2,373	6,315
当期変動額合計	△6,041	△2,385	3,655
当期末残高	66,346	63,960	△2,385

現状

経営について

商品・サービスについて

業績データ

コーポレートデータ

経理の状況

〈平成23年度の注記事項〉

1.発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	210,320	—	—	210,320
合計	210,320	—	—	210,320

(注)自己株式については、該当ありません。

2.新株予約権および自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3.配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当ありません。

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当ありません。

4.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表(主要項目)の推移

(単位：百万円)

科 目	平成21年度 (平成22年3月31日現在)	平成22年度 (平成23年3月31日現在)	平成23年度 (平成24年3月31日現在)
現金及び預貯金	25,326	35,273	20,188
有価証券	285,515	279,920	298,267
貸付金	20,471	10,737	5,822
有形固定資産	34,674	33,805	33,167
無形固定資産	95	94	91
その他資産	45,413	37,967	28,572
繰延税金資産	30,702	32,358	23,912
貸倒引当金	△2,718	△1,647	△1,063
資産の部合計	439,481	428,509	408,959
保険契約準備金	352,504	346,869	326,930
その他負債	12,834	13,175	14,916
退職給付引当金	792	904	1,648
賞与引当金	454	482	548
特別法上の準備金	506	731	953
価格変動準備金	(506)	(731)	(953)
負債の部合計	367,093	362,163	344,998
資本金	20,389	20,389	20,389
資本剰余金	15,518	15,518	15,518
利益剰余金	25,672	23,573	18,814
株主資本合計	61,580	59,481	54,722
その他有価証券評価差額金	10,840	6,865	9,238
繰延ヘッジ損益	△32	—	—
評価・換算差額等合計	10,807	6,865	9,238
純資産の部合計	72,388	66,346	63,960
負債及び純資産の部合計	439,481	428,509	408,959

現
状

経
営
に
つ
い
て

商
品
・
サ
ー
ビ
ス
に
つ
い
て

業
績
デ
ー
タ

コ
ー
ポ
レ
ー
ト
デ
ー
タ

経理の状況

損益計算書(主要項目)の推移

(単位：百万円)

年 度 科 目	平成21年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	平成22年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	平成23年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
経 常 収 益	167,119	165,491	171,781
保 険 引 受 収 益	156,051	154,764	164,386
正味収入保険料	131,876	134,063	136,602
収入積立保険料	7,954	7,102	5,470
積立保険料等運用益	2,744	2,577	2,347
支払備金戻入額	—	—	364
責任準備金戻入額	13,456	10,988	19,574
その他の保険引受収益	18	32	27
資 産 運 用 収 益	10,956	10,155	7,254
利息及び配当金収入	5,735	5,519	4,671
有価証券売却益等	7,965	7,207	4,928
その他の運用収益	0	6	1
積立保険料等運用益振替	△2,744	△2,577	△2,347
そ の 他 経 常 収 益	111	572	140
経 常 費 用	160,695	162,973	167,570
保 険 引 受 費 用	130,426	135,090	142,176
正味支払保険金	77,900	81,582	95,260
損害調査費	7,279	7,145	9,080
諸手数料及び集金費	24,444	24,525	23,906
満期返戻金	19,147	16,348	13,796
契約者配当金	5	3	2
支払備金繰入額	1,523	5,352	—
その他の保険引受費用	125	132	129
資 産 運 用 費 用	2,089	1,652	963
有価証券売却損等	850	315	920
有価証券評価損	1,075	1,181	1
その他の運用費用	163	155	40
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	27,890	26,131	24,292
そ の 他 経 常 費 用	288	98	138
経 常 利 益	6,423	2,517	4,211
特 別 利 益	1,362	564	48
固定資産処分益	1,362	537	46
その他の特別利益	—	27	2
特 別 損 失	380	946	441
固定資産処分損	147	157	46
特別法上の準備金繰入額	233	225	221
価格変動準備金	(233)	(225)	(221)
その他の特別損失	—	563	174
税 引 前 当 期 純 利 益	7,404	2,136	3,818
法 人 税 及 び 住 民 税	122	120	108
法 人 税 等 調 整 額	3,001	495	8,469
法 人 税 等 合 計	3,123	616	8,577
当 期 純 利 益	4,281	1,520	△4,759

1株当たり配当等の推移

項 目 \ 年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
1株当たり配当額	17円21銭	—	—
1株当たり当期純利益	20円35銭	7円22銭	△22円62銭
配 当 性 向	84.57%	—	—
1株当たり純資産額	344円18銭	315円45銭	304円11銭
従業員一人当たり総資産	168百万円	170百万円	156百万円

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないので記載していません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項 目 \ 年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
当 期 純 利 益 (百万円)	4,281	1,520	△4,759
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	4,281	1,520	△4,759
普通株式の期中平均株式 (千株)	210,320	210,320	210,320

経理の状況

資産・負債の明細

現金及び預貯金

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
現 金	46	33	26
預 貯 金	25,280	35,239	20,162
(郵便振替郵便貯金)	(526)	(755)	(523)
(当座預金)	(516)	(511)	(491)
(普通預金)	(17,392)	(27,418)	(13,910)
(通知預金)	(930)	(2,020)	(1,060)
(定期預金)	(4,714)	(3,504)	(3,147)
(譲渡性預金)	(1,200)	(1,030)	(1,030)
合 計	25,326	35,273	20,188

商品有価証券・同平均残高・同売買高

該当ありません。

保有有価証券の内訳と推移

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
		構成比 %		構成比 %		構成比 %
国 債	87,545	30.7	100,195	35.8	135,725	45.5
地 方 債	3,153	1.1	6,165	2.2	6,938	2.3
社 債	105,279	36.9	98,919	35.3	95,544	32.0
株 式	47,318	16.6	38,425	13.7	34,744	11.6
外 国 証 券	36,866	12.9	31,442	11.2	20,782	7.0
その他の証券	5,351	1.9	4,772	1.7	4,531	1.5
合 計	285,515	100.0	279,920	100.0	298,267	100.0

保有有価証券利回りの内訳と推移

区 分		年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
インカム利回り	公 社 債		1.63%	1.55%	1.30%
	株 式 債		2.23	2.63	2.46
	外 国 証 券		2.00	2.11	2.04
	そ の 他		0.32	0.26	1.27
	合 計		1.74	1.72	1.48
実現利回り	公 社 債		1.61%	3.53%	1.96%
	株 式 債		14.01	5.84	11.01
	外 国 証 券		2.60	2.98	1.11
	そ の 他		8.93	△1.93	1.32
	合 計		3.85	3.61	2.73
時価総合利回り	公 社 債		2.28%	2.46%	3.59%
	株 式 債		19.07	△3.15	3.66
	外 国 証 券		8.41	1.13	3.14
	そ の 他		24.19	△3.94	2.12
	合 計		6.79	1.34	3.54

(注) 1. 「インカム利回り」は、利息及び配当金収入を当該資産の平均運用額(取得原価ベース)で除した比率です。

2. 「実現利回り」は、P.70「資産運用利回り(実現利回り)」と同様の方法により算出したものです。

3. 「時価総合利回り」は、P.70「(参考)時価総合利回り」と同様の方法により算出したものです。

有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分		残存期間	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
平成22年度末	国 債		16,690	11,200	1,027	1,000	11,900	57,000	98,817
	地 方 債		1	320	1,806	2,300	1,000	500	5,928
	社 債		10,259	19,577	22,743	17,132	16,992	9,800	96,504
	株 式 債		—	—	—	—	—	38,425	38,425
	外 国 証 券		7,935	8,469	1,106	4,375	3,938	5,033	30,859
	その他の証券		263	55	428	883	—	3,141	4,772
	合 計		35,150	39,623	27,113	25,690	33,830	113,900	275,308
平成23年度末	国 債		10,100	600	10,527	1,000	28,600	78,700	129,527
	地 方 債		320	100	2,806	1,300	2,100	—	6,626
	社 債		9,821	23,686	22,703	16,927	10,222	9,484	92,843
	株 式 債		—	—	—	—	—	34,744	34,744
	外 国 証 券		5,304	2,012	1,819	3,249	3,864	3,615	19,866
	その他の証券		78	239	886	—	—	3,327	4,531
	合 計		25,624	26,637	38,743	22,476	44,786	129,871	288,140

(注)「元本額(額面金額)」を表示しています。

経理の状況

業種別保有株式

(単位:千株、百万円)

年 度 区 分	平成21年度末			平成22年度末			平成23年度末		
	株 数	金 額	構成比	株 数	金 額	構成比	株 数	金 額	構成比
金 融 保 険 業	21,194	10,032	21.2 [%]	20,689	8,427	21.9 [%]	20,693	9,337	26.9 [%]
陸 運 業	18,422	7,310	15.4	16,882	5,781	15.0	13,151	4,658	13.4
機 械	12,440	3,774	8.0	9,822	3,368	8.8	9,579	3,114	9.0
商 業	7,786	3,735	7.9	6,276	2,765	7.2	5,894	2,858	8.2
建 設 業	7,758	3,405	7.2	7,583	3,911	10.2	6,760	2,677	7.7
食 料 品	4,623	2,767	5.8	4,389	2,101	5.5	4,215	2,306	6.6
鉄 鋼	21,508	4,612	9.7	9,158	2,166	5.6	11,158	1,680	4.8
金 属 製 品	2,481	1,715	3.6	2,159	1,391	3.6	2,006	1,488	4.3
電 気 機 器	3,444	1,694	3.6	3,436	1,608	4.2	2,054	1,315	3.8
そ の 他 製 品	1,016	1,283	2.7	509	1,340	3.5	420	990	2.9
そ の 他	14,522	6,986	14.8	12,157	5,563	14.5	10,536	4,317	12.4
合 計	115,199	47,318	100.0	93,065	38,425	100.0	86,471	34,744	100.0

(注)1.業種区分は証券取引所の業種分類に準じています。

2.陸運業は空運業を含んでいます。また、卸売業および小売業は商業として、銀行業、保険業およびその他金融業は金融保険業として記載しています。

貸付金の残存期間別残高

平成22年度末

(単位:百万円)

区 分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
国内企業向け	固定金利	433	642	1,281	—	310	—	2,666
	変動金利	2,928	887	700	—	111	—	4,627
	計	3,361	1,529	1,981	—	421	—	7,294
そ の 他	固定金利	12	78	294	505	419	1,272	2,583
	変動金利	—	5	8	8	93	152	267
	計	12	84	303	513	512	1,425	2,851
合 計	固定金利	445	720	1,575	505	730	1,272	5,250
	変動金利	2,928	893	708	8	204	152	4,895
	計	3,374	1,613	2,284	513	934	1,425	10,146

平成23年度末

(単位:百万円)

区 分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
国内企業向け	固定金利	403	1,419	—	—	—	—	1,822
	変動金利	978	16	—	—	98	—	1,093
	計	1,381	1,436	—	—	98	—	2,916
そ の 他	固定金利	9	96	364	323	344	1,531	2,668
	変動金利	1	2	6	29	71	127	237
	計	10	98	370	352	415	1,659	2,906
合 計	固定金利	412	1,515	364	323	344	1,531	4,491
	変動金利	979	18	6	29	169	127	1,330
	計	1,391	1,534	370	352	513	1,659	5,822

貸付金担保別内訳

(単位:百万円)

区 分	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
		構成比		構成比		構成比
担 保 貸 付	4,206	20.6 %	2,431	22.6 %	1,428	24.5 %
有価証券担保貸付	215	1.1	155	1.4	200	3.4
不動産・動産・財団担保貸付	3,152	15.4	1,965	18.3	1,228	21.1
指名債権担保貸付	839	4.1	310	2.9	—	—
保 証 貸 付	4,928	24.1	4,537	42.3	2,525	43.4
信 用 貸 付	10,690	52.2	3,177	29.6	1,329	22.8
そ の 他	13	0.1	—	—	3	0.1
一 般 貸 付 計	19,839	96.9	10,146	94.5	5,287	90.8
約 款 貸 付	632	3.1	591	5.5	535	9.2
合 計	20,471	100.0	10,737	100.0	5,822	100.0
(うち劣後特約付貸付)	(4,000)	(19.5)	(—)	(—)	(—)	(—)

貸付金使途別内訳

(単位:百万円)

区 分	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
		構成比		構成比		構成比
設 備 資 金	6,738	32.9 %	3,973	37.0 %	2,648	45.5 %
運 転 資 金	13,733	67.1	6,763	63.0	3,174	54.5
合 計	20,471	100.0	10,737	100.0	5,822	100.0

貸付金の業種別内訳と推移

(単位:百万円)

区 分	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
		構成比		構成比		構成比
農 林 ・ 水 産 業	—	— %	—	— %	—	— %
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	353	1.7	216	2.0	134	2.3
製 造 業	882	4.3	866	8.1	—	—
卸 売 業 ・ 小 売 業	952	4.7	755	7.0	364	6.3
金 融 業 ・ 保 険 業	6,236	30.5	1,702	15.9	539	9.3
不動産業・物品貸業	1,940	9.5	1,099	10.2	464	8.0
情 報 通 信 業	500	2.4	—	—	—	—
運 輸 業 ・ 郵 便 業	800	3.9	800	7.5	—	—
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	—	—	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業 等	4,268	20.9	1,854	17.3	1,413	24.3
そ の 他	3,891	19.0	2,851	26.6	2,370	40.7
(うち個人住宅・消費者ローン)	(3,358)	(16.4)	(2,826)	(26.3)	(2,345)	(40.3)
計	19,825	96.8	10,146	94.5	5,287	90.8
公 共 団 体	11	0.1	—	—	—	—
公 社 ・ 公 団	2	0.0	—	—	—	—
約 款 貸 付	632	3.1	591	5.5	535	9.2
合 計	20,471	100.0	10,737	100.0	5,822	100.0

(注) 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じています。

経理の状況

貸付金企業規模別内訳

(単位:百万円)

区 分	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
		構成比		構成比		構成比
大 企 業	11,150	56.2 %	4,558	44.9 %	1,101	20.8 %
中 堅 企 業	3,113	15.7	2,004	19.8	1,440	27.2
中 小 企 業	1,672	8.4	732	7.2	374	7.1
そ の 他	3,902	19.7	2,851	28.1	2,370	44.8
一 般 貸 付 計	19,839	100.0	10,146	100.0	5,287	100.0

- (注) 1.大企業とは資本金10億円以上の企業をいいます。
 2.中堅企業とは(注)1の「大企業」および(注)3の「中小企業」以外の企業をいいます。
 3.中小企業とは資本金3億円以下の企業をいいます。(ただし、卸売業は資本金1億円以下、小売業、飲食業、サービス業は資本金5千万円以下の企業をいいます。)
 4.その他とは非居住者貸付、公共団体・公企業、個人ローン等です。

貸付金地域別内訳

(単位:百万円)

区 分	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末		
		構成比		構成比		構成比	
国 内	首 都 圏	13,798	83.9 %	7,232	99.1 %	2,857	98.0 %
	その他の地域	2,149	13.1	62	0.9	59	2.0
	国 内 計	15,948	97.0	7,294	100.0	2,916	100.0
海 外 計	500	3.0	—	—	—	—	
合 計	16,448	100.0	7,294	100.0	2,916	100.0	

- (注) 1.個人ローン・約款貸付等は含みません。
 2.国内の区分は、当社取扱部店所在地による分類です。

有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位:百万円)

区 分	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
土 地	20,266	20,234	20,248
営業用	19,117	19,159	19,113
賃貸用	1,148	1,074	1,134
建 物	12,982	12,421	11,813
営業用	11,481	11,006	10,429
賃貸用	1,501	1,414	1,384
土地・建物合計	33,249	32,655	32,061
営業用	30,599	30,166	29,542
賃貸用	2,649	2,489	2,519
建設仮勘定	—	—	—
営業用	—	—	—
賃貸用	—	—	—
合 計	33,249	32,655	32,061
営業用	30,599	30,166	29,542
賃貸用	2,649	2,489	2,519
リ ー ス 資 産	54	44	33
その他の有形固定資産	1,371	1,105	1,072
有形固定資産合計	34,674	33,805	33,167

支払承諾の残高内訳

該当ありません。

支払承諾見返の担保別内訳

該当ありません。

長期性資産

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
長期性資産	78,308	70,659	63,835

(注)長期性資産は、積立保険の払戻積立金・契約者配当準備金の合計額を表示しています。

住宅関連融資

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
		構成比		構成比		構成比
個人向けローン	232	100.0 %	194	100.0 %	171	100.0 %
住宅金融会社貸付	—	—	—	—	—	—
地方住宅供給公社貸付	—	—	—	—	—	—
合 計	232 (1.1%)	100.0	194 (1.8%)	100.0	171 (2.9%)	100.0
総貸付残高	20,471		10,737		5,822	

(注)合計欄の()内は総貸付残高に対する比率です。

その他資産明細表

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
未収保険料	19	7	10
代理店貸	6,652	6,351	6,278
共同保険貸	413	344	411
再保険貸	6,302	6,305	6,826
外国再保険貸	672	534	1,463
未収金	10,049	2,326	2,450
未収収益	793	659	669
預託金	1,078	1,137	1,240
地震保険預託金	11,210	11,842	1,264
仮払金	4,067	4,444	4,401
金融派生商品	—	47	288
その他の資産	4,152	3,965	3,267
合 計	45,413	37,967	28,572

経理の状況

リスク管理債権

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
破綻先債権額	752	326	42
延滞債権額	1,799	976	779
3か月以上延滞債権額	—	—	—
貸付条件緩和債権額	1,035	546	241
合 計	3,586	1,850	1,063
貸付金残高に対する比率	17.5%	17.2%	18.3%
(参考)貸付金残高	20,471	10,737	5,822

(注)各債権の定義は次のとおりです。

(1)破綻先債権

破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本または利息の取り立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令に規定する事由が生じている貸付金です。

(2)延滞債権

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金以外の貸付金です。

(3)3か月以上延滞債権

3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。

(4)貸付条件緩和債権

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものです。

元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

債務者区分に基づいて区分された債権

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	761	326	42
危険債権	1,790	976	779
要管理債権	1,035	546	241
正常債権	16,915	8,907	4,769
合 計	20,502	10,758	5,832

(注)上記の表は、貸付金・貸付有価証券およびそれらに準ずる未収利息・仮払金を基礎として区分しています。

(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申し立て等により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であり、実質破綻先に対する債権および破綻先に対する債権です。

(2)危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権であり、破綻懸念先に対する債権です。

(3)要管理債権とは、要注意先に対する債権のうち3か月以上延滞貸付金(元本または利息の支払いが、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金)および条件緩和貸付金(債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金)です。ただし前記(1)(2)に掲げる貸付金を除きます。

(4)正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、前記(1)(2)(3)およびこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権であり、国、地方公共団体および被管理金融機関に対する債権、正常先に対する債権および要注意先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権です。

自己査定結果

当社が保有する貸付金・有価証券等の各資産について資産の健全性維持を目的として、合理的かつ客観的な査定基準を策定し、適正な償却および引当金の計上を行っています。なお、平成23年度末においてⅣ分類資産については、その全額について償却または引当を行っています。

平成22年度

(単位：百万円)

区 分	非分類資産 (Ⅰ分類)	分 類 資 産				合 計
		Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	計	
貸 付 金	8,631	916	605	583	2,105	10,737
有 価 証 券 等	279,077	843	—	88	931	280,008
有形固定資産	33,805	—	—	—	—	33,805
そ の 他	105,191	176	311	14	501	105,693
合 計	426,706	1,936	916	686	3,538	430,245

平成23年度

(単位：百万円)

区 分	非分類資産 (Ⅰ分類)	分 類 資 産				合 計
		Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	計	
貸 付 金	4,629	407	743	42	1,193	5,822
有 価 証 券 等	297,138	1,129	—	1	1,130	298,269
有形固定資産	33,167	—	—	—	—	33,167
そ の 他	72,332	248	145	39	433	72,765
合 計	407,267	1,785	888	83	2,757	410,024

(注) 1. 有価証券等とは、有価証券、買入金銭債権です。

2. その他とは、預貯金、保険料債権、預託金等です。

3. 資産の自己査定結果における各分類区分は次のとおりです。

(1) 非分類(Ⅰ分類)資産

回収の危険性または価値の毀損の可能性について、問題のない資産です。

(2) Ⅱ分類資産

債権確保上の諸条件が満足に充たされていないため、あるいは、信用上疑義が存する等の理由により、その回収について通常の度合を超える危険を含むと認められる債権等の資産です。

(3) Ⅲ分類資産

最終の回収または価値について重大な懸念が存し、したがって損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産です。

(4) Ⅳ分類資産

回収不可能または無価値と判定される資産です。

4. 各欄の金額は、自己査定による償却および評価損計上実施前の残高を表示しています。

経理の状況

貸付金に対する自己査定、債務者区分に基づく債権及びリスク管理債権の関係

(単位:百万円)

自己査定(貸付金)				自己査定の 債務者区分(貸付金)	リスク管理債権 (貸付金)	債務者区分に基づいて 区分された債権(貸付金)
Ⅳ分類	Ⅲ分類	Ⅱ分類	Ⅰ分類			
引当率 100% 42	引当率 100% -	不動産 担保等 -	有価証券 担保等 -	破綻先 42	破綻先債権 42	破産更生債権及び これらに準ずる債権 42
引当率 100% -	引当率 100% -	不動産 担保等 -	有価証券 担保等 -	実質破綻先 -	延滞債権	
	引当率 96.1% 743	不動産 担保等 35	有価証券 担保等 -	破綻懸念先 779	779	危険債権 779
		不動産担保等 または 無担保 241	有価証券 担保等 -	要注意先 371	うち 要管理先 241	要管理債権 241
		不動産担保等 または 無担保 130	有価証券 担保等 -		うち要管理先 以外の 要注意先 130	
			有価証券・ 不動産担保等 または 無担保 4,629	正常先 4,629	3か月以上延滞債権 - 貸付条件緩和債権 241	正常債権 4,759

〈合計〉

Ⅳ分類	Ⅲ分類	Ⅱ分類	Ⅰ分類
42	743	407	4,629

合計	5,822
----	-------

合計	1,063
----	-------

合計	5,822
----	-------

(注) 1. リスク管理債権は貸付金のみを対象としています。

2. 「債務者区分に基づいて区分された債権」には、本来は貸付金以外の債権(未収利息、仮払金、貸付有価証券、支払承諾見返)を含みますが、上図では、他の分類との関係をわかりやすくするため、貸付金以外の債権を除き、貸付金のみを表示しています。

3. 破綻先、実質破綻先、破綻懸念先向け貸付金のうち無担保部分(Ⅲ分類・Ⅳ分類)については、個別の債権を精査した上で引き当てを行っており、その引当率は上図に示すとおりです。

4. 要注意先、正常先向け貸付金については、担保等により保全された部分も含めた債権額全体に対して、過去の貸倒実績に基づく引き当てを行っており、その引当率は、要管理先18.13%、要管理先以外の要注意先13.52%、正常先1.17%となっています。

5. 上図の計数は直接償却後の金額となっており、貸借対照表計上額と同額となっています。

支払備金

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
火 災		5,346	7,644	7,179
海 上		259	171	118
傷 害		4,158	4,943	4,464
自 動 車		27,793	29,635	30,152
自動車損害賠償責任		5,315	5,610	5,864
そ の 他		3,575	3,796	3,657
合 計		46,448	51,801	51,437

期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位：百万円)

会 計 年 度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握 見積り差額
平成19年度	37,267	23,909	17,628	△4,271
平成20年度	38,251	22,461	18,014	△2,224
平成21年度	37,849	21,402	19,242	△2,794
平成22年度	39,415	22,530	18,973	△2,087
平成23年度	44,628	24,973	19,509	146

(注) 1.国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2.地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

3.当期把握見積り差額=期首支払備金-(前期以前発生事故に係る当期支払保険金+前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

経理の状況

事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

自動車保険

(単位:百万円)

事故発生年度	平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	
累計 保険金+ 支払備金	事故発生年度末	45,113			43,708			44,207			47,767			45,688		
	1年後	45,482	1.008	369	43,672	0.999	△36	44,646	1.010	439	48,261	1.010	494			
	2年後	45,983	1.011	501	43,710	1.001	38	44,828	1.004	182						
	3年後	46,072	1.002	89	43,538	0.996	△172									
	4年後	45,958	0.998	△114												
最終損害見積り額		45,958			43,538			44,828			48,261			45,688		
累計保険金		44,711			41,921			41,394			41,992			30,682		
支払備金		1,247			1,617			3,434			6,269			15,006		

傷害保険

(単位:百万円)

事故発生年度	平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	
累計 保険金+ 支払備金	事故発生年度末	5,190			5,611			5,353			6,099			5,297		
	1年後	5,654	1.089	464	5,395	0.962	△215	5,695	1.064	342	6,144	1.007	45			
	2年後	5,720	1.012	66	5,375	0.996	△20	5,687	0.999	△8						
	3年後	5,689	0.995	△31	5,356	0.996	△19									
	4年後	5,683	0.999	△6												
最終損害見積り額		5,683			5,356			5,687			6,144			5,297		
累計保険金		5,601			5,236			5,415			5,437			2,179		
支払備金		82			120			272			707			3,118		

賠償責任保険

(単位:百万円)

事故発生年度	平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	
累計 保険金+ 支払備金	事故発生年度末	2,530			2,348			2,594			2,636			2,545		
	1年後	2,487	0.983	△43	2,521	1.074	173	2,699	1.040	105	2,533	0.961	△103			
	2年後	2,526	1.016	39	2,506	0.994	△15	2,693	0.998	△6						
	3年後	2,496	0.988	△30	2,476	0.988	△30									
	4年後	2,514	1.007	18												
最終損害見積り額		2,514			2,476			2,693			2,533			2,545		
累計保険金		2,428			2,437			2,544			2,278			1,377		
支払備金		86			39			149			255			1,168		

(注)1.国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2.「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。

3.「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。

責任準備金

(単位:百万円)

年 度		平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
種 目				
火 災		136,104	134,232	123,494
海 上		2,597	2,553	2,536
傷 害		70,856	65,734	61,170
自 動 車		27,400	27,409	27,763
自動車損害賠償責任		45,447	41,420	37,151
そ の 他		23,650	23,718	23,377
合 計		306,056	295,067	275,493

責任準備金積立水準

区 分		平成22年度末	平成23年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式又は全期チルメル式	平準純保険料式又は全期チルメル式
積立率		100.0%	100.0%

(注)1. 積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いています。

2. 保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しています。

3. 積立率=(実際に積み立てている普通責任準備金+払戻積立金)÷(下記(1)~(3)の合計額)

(1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)

(2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに平成13年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金

(3) 平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

責任準備金の残高内訳

(単位:百万円)

区 分		普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	合 計
平成22年度末	火 災	91,748	30,619	—	11,860	3	134,232
	海 上	68	2,485	—	—	—	2,553
	傷 害	3,804	5,096	—	56,774	58	65,734
	自 動 車	23,569	3,706	—	133	—	27,409
	自動車損害賠償責任	41,420	—	—	—	—	41,420
	そ の 他	11,476	10,216	—	2,012	13	23,718
	合 計	172,087	52,123	—	70,780	76	295,067
平成23年度末	火 災	84,277	30,153	—	9,056	7	123,494
	海 上	85	2,451	—	—	—	2,536
	傷 害	3,594	4,707	—	52,794	73	61,170
	自 動 車	23,994	3,768	—	—	—	27,763
	自動車損害賠償責任	37,151	—	—	—	—	37,151
	そ の 他	11,225	10,186	—	1,950	14	23,377
	合 計	160,328	51,267	—	63,802	95	275,493

(注)地震保険と自動車損害賠償責任保険の責任準備金については、普通責任準備金として記載しています。

経理の状況

引当金明細表

平成22年度

(単位：百万円)

区 分	平成21年度末 残 高	平成22年度 増 加 額	平成22年度減少額		平成22年度末 残 高	摘 要	
			目的使用	その他			
貸倒引当金	一般貸倒引当金	365	161	—	365*	161	※洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	2,352	1,485	612	1,740*	1,485	※回収等による取崩額
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	
	計	2,718	1,647	612	2,106	1,647	
賞 与 引 当 金	454	482	454	—	482		
価 格 変 動 準 備 金	506	225	—	—	731		

平成23年度

(単位：百万円)

区 分	平成22年度末 残 高	平成23年度 増 加 額	平成23年度減少額		平成23年度末 残 高	摘 要	
			目的使用	その他			
貸倒引当金	一般貸倒引当金	161	121	—	161*	121	※洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	1,485	942	533	952*	942	※回収等による取崩額
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	
	計	1,647	1,063	533	1,114	1,063	
賞 与 引 当 金	482	548	482	—	548		
価 格 変 動 準 備 金	731	221	—	—	953		

(注)退職給付引当金に関する事項はP.77に記載しています。

貸付金償却の額

(単位：百万円)

年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
区 分			
貸付金償却額	824	135	526

資本金等明細表

純資産の変動については、「P.82、83株主資本等変動計算書」をご参照ください。

特別勘定資産・同残高・同運用収支

該当ありません。

損益の明細

有価証券売却損益および評価損明細表

(単位：百万円)

年 度 区 分	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損
国 債 等	794	60	415	4,189	21	9	1,670	140	—
株 式	5,205	53	300	2,082	42	1,034	2,338	48	1
外 国 証 券	705	349	359	112	63	137	250	646	—
合 計	6,705	463	1,075	6,384	126	1,181	4,259	835	1

(注)国債等には、国内公社債およびその他の証券等を含みます。

固定資産処分損益明細表

(単位：百万円)

年 度 区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	処分益	処分損	処分益	処分損	処分益	処分損
土 地 ・ 建 物	1,361	84	537	101	30	22
その他の有形固定資産	0	61	0	55	0	24
小 計	1,362	146	537	156	30	46
無形固定資産	—	0	—	1	15	—
合 計	1,362	147	537	157	46	46

事業費

(単位：百万円)

年 度 区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人 件 費	19,895	18,666	19,931
物 件 費	13,586	12,943	11,859
税 金	1,600	1,580	1,559
拠 出 金	0	0	1
負 担 金	85	85	21
諸手数料及び集金費	24,444	24,525	23,906
合 計	59,614	57,801	57,279

(注)1.金額は、損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計額です。

2.拠出金は、火災予防拠出金および交通事故予防拠出金です。

3.負担金は、保険業法第265条の33の規程に基づく保険契約者保護機構負担金です。

経理の状況

減価償却費及び賃貸用不動産等減価償却明細表

平成22年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	平成22年度償却額	償却累計額	平成22年度末残高	償却累計率
建 物	31,424	758	19,002	12,421	60.47%
営業用	27,523	664	16,517	11,006	60.01%
賃貸用	3,900	93	2,485	1,414	63.73%
リース資産	66	10	22	44	33.33%
その他の有形固定資産	5,478	487	4,373	1,105	79.82%
合 計	36,969	1,256	23,398	13,570	

平成23年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	平成23年度償却額	償却累計額	平成23年度末残高	償却累計率
建 物	31,405	676	19,591	11,813	62.38%
営業用	27,358	583	16,929	10,429	61.88%
賃貸用	4,046	92	2,662	1,384	65.79%
リース資産	66	11	33	33	50.00%
その他の有形固定資産	5,809	417	4,736	1,072	81.53%
合 計	37,280	1,105	24,361	12,919	

(注)1.取得原価は、減損評価損控除後としています。

2.社宅用・厚生用の建物は、営業用を含めて表示しています。

3.賃貸割合に応じて営業用・賃貸用に区分し表示しています。

売買目的有価証券運用損益明細表

該当ありません。

リース取引

(所有権移転外ファイナンス・リース取引)

	平成23年度
リース資産の内容	有形固定資産 保険事業における機械装置(封入封緘機)
リース資産の減価償却の方法	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引) (単位:百万円)

区 分	年 度	平成22年度	平成23年度
取得価額相当額		—	—
減価償却累計額相当額		—	—
年度末残高相当額		—	—
未経過リース料年度末残高相当額			
1年内		—	—
1年超		—	—
合計		—	—
支払リース料		1	—
減価償却費相当額		1	—

(注) 1.取得価額相当額は、支払利子込み法により算定しています。

2.未経過リース料年度末残高相当額は、支払利子込み法により算定しています。

3.減価償却費相当額は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により算定しています。

4.リース資産に配分された減損損失はありません。

(オペレーティング・リース取引)

該当ありません。

現
状

経
営
に
関
し
て

商
品
・
サ
ー
ビ
ス
に
関
し
て

業
績
デ
ー
タ

コ
ー
ポ
レ
ー
ト
デ
ー
タ

経理の状況

損害率感応度

損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動

平成22年度

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。
計 算 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ● 増加する発生損害額=既経過保険料×1% ● 増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 ● 増加する異常危険準備金取崩額=正味支払保険金の増加を考慮した取崩額-決算時取崩額 ● 経常利益の減少額=増加する発生損害額-増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	1,106百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額 53百万円

平成23年度

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。
計 算 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ● 増加する発生損害額=既経過保険料×1% ● 増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 ● 増加する異常危険準備金取崩額=正味支払保険金の増加を考慮した取崩額-決算時取崩額 ● 経常利益の減少額=増加する発生損害額-増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	908百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額 250百万円

金融商品関係

平成22年度

①金融商品の状況に関する事項

当社では、保険料として収受した金銭やその他の資金の運用を行っています。運用する資産は、主として積立保険や長期火災保険等の複数年にわたる保険契約に対応する負債対応資産とそれ以外に大きく分けて取り組みを行っています。

負債対応資産については、将来の保険金や満期返戻金を確実に支払うために、保険負債とのバランスを考え、ALM(資産・負債総合管理)を行っています。当社ALMにおいては、保険負債が抱える金利リスクを適切にコントロールしつつ、高格付債券を中心とした運用を行い、安定的な剰余の価値(運用資産価値-保険負債価値)の拡大を目指しています。

負債対応資産以外については、保険金支払に備える流動性の維持も考慮しつつ、安定的な収益の獲得に向けて、投資対象の分散や資産運用の効率性の向上等に取り組んでいます。投資にあたっては、投資対象ごとのリスク・リターン特性のバランスを考慮し、債券・株式等幅広い投資対象への分散投資を行っています。保有する資産に係るリスクの軽減や収益獲得にあたっては、一定のリスクの範囲内においてデリバティブ取引も活用しています。

これらの資産運用に伴うリスクに対応するため、取引部門から独立したリスク管理部門で、定量・定性の両面から、個別的、総合的なリスク管理を行っています。

こうした取り組みによって、短期的な収益のプレを抑えながら資産運用収益を安定的に拡大させて、中長期的な純資産価値の拡大および財務基盤の健全性の維持につなげていくことを目指しています。

②金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれていません((注)2をご参照ください)。

(単位：百万円)

	平成22年度末		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預貯金	35,273	35,273	—
(2)有価証券			
その他有価証券	275,241	275,241	—
(3)貸付金	10,146		
貸倒引当金(*1)	△1,306		
	8,840	9,012	172
資産計	319,354	319,527	172
(4)デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(103)	(103)	—
デリバティブ取引計	(103)	(103)	—

(*1)貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

(*2)その他資産およびその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しています。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しています。

(注)1.金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預貯金

預金は短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額としています。

(2)有価証券

有価証券のうち、株式は取引所の価格によっており、債券は店頭取引による価格または取引金融機関から提示された価格等としています。また、投資信託については、公表されている基準価格等としています。

(3)貸付金

貸付金のうち変動金利貸付については、市場金利の変動が短期間で将来キャッシュ・フローに反映されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、原則として、当該帳簿価額を時価としています。ただし、貸出先の信用状況が実行後に大きく悪化した先については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値等によっています。固定金利貸付については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値等によっています。

なお、貸付金のうち、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先については、担保および保証による回収見込額等に基づいて個別契約ごとに貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から貸倒見積額を控除した金額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としています。

(4)デリバティブ取引

「P.111デリバティブ取引関係」をご参照ください。

経理の状況

(注)2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、「(2)有価証券」および「(3)貸付金」には含まれていません。

非上場株式および非上場株式会社中心に資産が構成されている組合出資金等(貸借対照表計上額4,603百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

発行体が破綻し、将来キャッシュ・フローの想定が困難であることから合理的な価額を算出するための要素が不足している社債等(貸借対照表計上額75百万円)は時価開示対象としていません。

約款貸付(貸借対照表計上額591百万円)については、保険契約に基づいた融資制度で、解約返戻金の範囲内で返済期限を定めずに行っており、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(注)3. 金銭債権および満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

種 類	平成22年度			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預貯金(*1)	6,554	—	—	—
有価証券	35,150	66,736	59,521	71,924
その他有価証券のうち 満期があるもの				
国債	16,690	12,227	12,900	57,000
地方債	1	2,126	3,300	500
社債	10,259	42,320	34,124	9,800
外国証券	7,935	9,576	8,314	4,624
その他	263	484	883	—
貸付金(*2)	2,482	3,597	1,337	1,425
資産計	44,187	70,333	60,858	73,349

(*1)「預貯金」には、譲渡性預金を含めています。

(*2)貸付金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない1,303百万円は含めていません。また、期間の定めのないものはありません。

平成23年度

①金融商品の状況に関する事項

当社は、保険料として収受した資金等の運用を行っています。運用する資産は、長期火災保険や積立保険等の複数年にわたる保険契約に対応する負債対応資産とそれ以外に区分して管理しています。

負債対応資産については、将来、保険金や満期戻金等を確実にお支払いするために、保険負債とのバランスを考え、資産・負債総合管理(ALM)を行っています。ALMにおいては、保険負債が抱える金利リスクを適切にコントロールしつつ、高格付債券を中心として一定の信用リスクをとる運用を行い、安定的な剰余の価値(運用資産価値－保険負債価値)の拡大を目指しています。

負債対応資産以外については、保険金のお支払いに備える流動性の維持も考慮しつつ、安定的な収益の獲得に向けて、投資対象の分散や資産運用の効率性の向上等に取り組んでいます。投資にあたっては、投資対象ごとのリスク・リターン特性のバランスを考慮し、債券、株式および貸付金をはじめ、幅広い投資対象への分散投資を行っています。また、保有する資産に係るリスクの軽減や、一定のリスクの範囲内での収益獲得を目的として、為替予約取引やデリバティブ取引も活用しています。

こうした取り組みによって、短期的な収益のブレを抑えながら運用収益を安定的に拡大させ、中長期的な純資産価値の拡大および財務基盤の健全性の維持につなげることを目指しています。

②金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれていません((注)2をご参照ください)。

(単位：百万円)

	平成23年度末		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預貯金	20,188	20,188	—
(2)有価証券			
その他有価証券	293,515	293,515	—
(3)貸付金	5,287		
貸倒引当金(*1)	△866		
	4,420	4,650	229
資産計	318,125	318,354	229
(4)デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	270	270	—
デリバティブ取引計	270	270	—

(*1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

(*2) その他資産およびその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しています。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しています。

(注)1.金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預貯金

預金は短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額としています。

(2)有価証券

有価証券のうち、株式は取引所の価格によっており、債券は店頭取引による価格または取引金融機関から提示された価格等としています。また、投資信託については、公表されている基準価格等としています。

(3)貸付金

貸付金のうち変動金利貸付については、市場金利の変動が短期間で将来キャッシュ・フローに反映されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、原則として、当該帳簿価額を時価としています。ただし、貸出先の信用状況が実行後に大きく悪化した先については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値等によっています。固定金利貸付については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値等によっています。

なお、貸付金のうち、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先については、担保および保証による回収見込額等に基づいて個別契約ごとに貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から貸倒見積額を控除した金額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としています。

(4)デリバティブ取引

「P.112デリバティブ取引関係」をご参照ください。

経理の状況

(注)2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、「(2)有価証券」および「(3)貸付金」には含まれていません。

非上場株式および非上場株式会社中心に資産が構成されている組合出資金等(貸借対照表計上額4,688百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

発行体が破綻し、将来キャッシュ・フローの想定が困難であることから合理的な価額を算出するための要素が不足している社債等(貸借対照表計上額63百万円)は時価開示の対象とはしていません。

約款貸付(貸借対照表計上額535百万円)については、保険契約に基づいた融資制度で、解約返戻金の範囲内で返済期限を定めずに行っており、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(注)3.金銭債権および満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

種 類	平成23年度			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預貯金(*1)	5,237	—	—	—
有価証券	25,624	65,381	67,262	91,406
その他有価証券のうち 満期があるもの				
国債	10,100	11,127	29,600	78,700
地方債	320	2,906	3,400	—
社債	9,821	46,389	27,149	9,484
外国証券	5,304	3,831	7,113	3,222
その他	78	1,126	—	—
貸付金(*2)	668	1,905	767	1,123
資産計	31,529	67,286	68,030	92,530

(*1)「預貯金」には、譲渡性預金を含めています。

(*2)貸付金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない821百万円は含めていません。また、期間の定めのないものはありません。

有価証券関係

平成22年度

①売買目的有価証券

該当ありません。

②満期保有目的の債券

該当ありません。

③子会社株式及び関連会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式63百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものです。

④その他有価証券

(単位：百万円)

種 類	平成22年度末			
	取得原価	貸借対照表 計上額	差 額	
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	公 社 債	139,877	142,334	2,456
	株 式	15,567	26,617	11,050
	外国証券	15,985	17,289	1,304
	そ の 他	1,916	2,179	262
	小 計	173,347	188,421	15,074
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	公 社 債	64,245	62,869	△1,375
	株 式	9,438	8,409	△1,029
	外国証券	15,885	13,478	△2,407
	そ の 他	3,368	3,091	△276
	小 計	92,938	87,849	△5,088
合 計	266,285	276,271	9,985	

(注) 1.時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は上表に含めていません。

2.平成22年度の貸借対照表において現金及び預貯金として処理されている譲渡性預金(1,030百万円)をその他に含めています。

⑤売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類	平成22年度		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公 社 債	136,008	4,165	20
株 式	7,036	2,082	42
外 国 証 券	2,659	112	63
そ の 他	693	24	0
合 計	146,398	6,384	126

⑥保有目的の変更

該当ありません。

⑦減損処理を行った有価証券

平成22年度において、その他有価証券について1,181百万円(時価のあるもの1,093百万円、時価を把握することが極めて困難と認められるもの88百万円)の減損処理を行っています。

なお、当該有価証券の減損にあたっては、原則として、時価が帳簿価額と比べて30%以上下落したものを対象としています。

経理の状況

平成23年度

①売買目的有価証券

該当ありません。

②満期保有目的の債券

該当ありません。

③子会社株式及び関連会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式43百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものです。

④その他有価証券

(単位：百万円)

種 類	平成23年度末			
	取得原価	貸借対照表計上額	差 額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公 社 債	205,482	210,775	5,293
	株 式	18,284	27,204	8,920
	外国証券	9,650	10,923	1,273
	そ の 他	2,283	2,545	262
	小 計	235,700	251,450	15,749
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公 社 債	27,893	27,369	△524
	株 式	4,558	4,058	△500
	外国証券	10,910	9,037	△1,872
	そ の 他	2,856	2,630	△225
	小 計	46,219	43,095	△3,123
合 計	281,919	294,545	12,626	

(注) 1.時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は上表に含めていません。

2.平成23年度末の貸借対照表において現金及び預貯金として処理されている譲渡性預金(1,030百万円)をその他に含めています。

⑤売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類	平成23年度		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公 社 債	86,118	1,567	81
株 式	5,797	2,338	48
外 国 証 券	10,391	250	646
そ の 他	4,911	103	58
合 計	107,218	4,259	835

⑥保有目的の変更

該当ありません。

⑦減損処理を行った有価証券

平成23年度において、その他有価証券について1百万円(時価を把握することが極めて困難と認められるもの1百万円)の減損処理を行っています。

金銭の信託関係

該当ありません。

デリバティブ取引関係

平成22年度

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

a. 通貨関連

(単位：百万円)

区分	取引の種類	平成22年度末			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 ユーロ	1,009	—	47	47
	売建 米ドル	2,941	—	△34	△34
	ユーロ	3,287	—	△116	△116
	合計	—	—	△103	△103

(注)時価の算定方法

為替予約取引…先物為替相場によっています。

b. 金利関連

該当ありません。

c. 株式関連

該当ありません。

d. 債券関連

該当ありません。

e. その他

該当ありません。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当ありません。

経理の状況

平成23年度

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

a. 通貨関連

(単位：百万円)

区分	取引の種類	平成23年度末			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 ユーロ	2,800	—	274	274
	売建 米ドル	835	—	14	14
	ユーロ	5,910	—	△17	△17
	合計	—	—	270	270

(注)時価の算定方法

為替予約取引…先物為替相場によっています。

b. 金利関連

該当ありません。

c. 株式関連

該当ありません。

d. 債券関連

該当ありません。

e. その他

該当ありません。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当ありません。

財務諸表の適正性と財務諸表作成に係る内部監査の有効性について

当社取締役社長は、当社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの事業年度に係る財務諸表等は、不実の記載がないものと平成24年6月1日付で認識しています。

不実の記載がないと認識するに至った理由は、当社は、財務諸表等を適正に作成するため内部監査を含む以下の内部管理体制を整備していますが、その体制が機能していることを確認したためです。

- 1.業務分掌と所管部署ならびに権限基準が明確にされ、各部署が適正に業務を遂行する体制を整備していること。
- 2.経理部門では、財務諸表等の作成に必要な情報を把握し、その内容を財務諸表等に適正に反映していること。
- 3.経理部門では、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき財務諸表等を作成していること。
- 4.財務諸表等の作成にあたっては、適宜会計監査人の助言を受け、適正に対応していること。
- 5.内部監査部門では、財務諸表作成に係る各部門の業務プロセスが、法令・社内規程等に従い、適切に遂行されていることを事業年度ごとに確認していること。

コーポレートデータ

沿革	114
株式の状況	115
会社の組織	117
役員の状況	118
従業員の状況	121
企業集団の状況	122
設備の状況	124

沿革

日新火災のあゆみ

年 月	事 項
明治	
41年(1908年) 6月	帝国帆船海上保険株式会社として東京に設立
43年(1910年) 8月	社名を東洋海上保険株式会社と改称
大正	
14年(1925年)10月	社名を東洋海上火災保険株式会社と改称
昭和	
17年(1942年) 4月	東明火災海上保険株式会社を合併
18年(1943年) 7月	豊国火災保険株式会社と福寿火災保険株式会社の両社と合併して現在の日新火災海上保険株式会社と改称
24年(1949年) 5月	東京証券取引所に株式を上場
32年(1957年) 7月	日新実業株式会社(現 日新火災インシュアランスサービス株式会社)を設立
45年(1970年) 4月	株式会社日新損害調査センター(日新火災損害調査株式会社)を設立
53年(1978年) 7月	TALKクラブ(当社専業代理店ならびに代理店会による連合組織)発足
58年(1983年) 2月	トークビルサービス株式会社(現 日新火災総合サービス株式会社)を設立
63年(1988年)11月	日新情報システム開発株式会社を設立
平成	
3年(1991年) 4月	日新総合サービス株式会社(現 日新火災総合サービス株式会社)を設立
4年(1992年) 2月	東京本社・浦和本社(現 さいたま本社) の2本社体制スタート
11年(1999年)12月	東京本社を千代田区神田駿河台に移転
12年(2000年) 4月	ユニバーサルリスクソリューション株式会社を設立
15年(2003年) 3月	東京海上火災保険株式会社(現 東京海上日動火災保険株式会社)と業務提携・資本提携
18年(2006年) 9月	株式会社ミアホールディングス(現 東京海上ホールディングス株式会社)との経営統合による完全子会社化(株式上場廃止)
19年(2007年) 6月	日新総合サービス株式会社とトークビルサービス株式会社が合併し、日新火災総合サービス株式会社と改称
23年(2011年) 4月	日新火災損害調査株式会社を吸収合併

株式の状況

株主及び株式の状況

平成24年3月31日現在、当社の発行可能株式総数は389,957千株、発行済株式総数は210,320千株です。なお、当社は、株式交換により平成18年9月30日付で東京海上ホールディングス株式会社の完全子会社となっています。

基本事項

決算期日	毎年3月31日
定時株主総会	毎年4月1日から4ヵ月以内に開催
期末配当の基準日	毎年3月31日
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載します。 (注)公告を掲載する当社ホームページ http://www.nisshinfire.co.jp
1単元の株式数	1,000株
株主名簿管理人	なし
上場証券取引所	なし

第105期定時株主総会

第105期定時株主総会の報告事項および決議事項は以下のとおりです。(決議日：平成24年6月20日)

報告事項 平成23年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)事業報告および計算書類報告の件
本件は、上記事業報告および計算書類の内容を報告しました。

決議事項

第1号議案 取締役9名選任の件

本件は、原案どおり、村島雅人、竹野泰生、釜中貞彦、花村吉昭、村本英治、横川卓事、坂井輝雄、夏迫清治、小宮暁の9氏が選任され、就任しました。

第2号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり、松原裕氏が選任され、就任しました。

株式の状況

大株主

(平成24年3月31日現在)

氏名又は名称	所在地	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
東京海上ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	210,320 ^{千株}	100.0 [%]
合計		210,320	100.0

(注)1,000株未満は切り捨てて表示しています。

発行済株式総数及び資本金の額の推移

年月日	発行済株式総数		資本金の額		摘要
	増減数	残高	増減数	残高	
平成13年3月31日	△1,942 ^{千株}	194,805 ^{千株}	— ^{千円}	15,634,652 ^{千円}	利益による株式の消却 (平成12年4月1日～平成13年3月31日)
平成14年3月31日	△5,648	189,157	—	15,634,652	利益による株式の消却 (平成13年4月1日～平成14年3月31日)
平成17年3月31日	2	189,159	499	15,635,152	転換社債の株式への転換 (平成16年4月1日～平成17年3月31日)
平成18年3月31日	23,537	212,696	4,754,488	20,389,640	転換社債の株式への転換 (平成17年4月1日～平成18年3月31日)
平成19年3月31日	△2,376	210,320	—	20,389,640	自己株式の消却 (平成18年4月1日～平成19年3月31日)
平成24年3月31日	—	210,320	—	20,389,640	

役員 の 状況

取締役

(平成24年7月1日現在)

役名	氏名 (生年月日)	略歴	担当
代表取締役社長	村島 雅人 (昭和35年3月21日生)	昭和57年4月 当社入社 以後 営業推進部長を経て、 平成20年6月 執行役員営業推進部長 平成21年4月 執行役員経営企画部長 同 年6月 取締役執行役員経営企画部長 平成22年6月 取締役常務執行役員経営企画部長 平成23年4月 取締役常務執行役員 平成24年6月 取締役社長(代表取締役)(現職)	
代表取締役	竹野 泰生 (昭和26年4月3日生)	昭和50年4月 当社入社 以後 本店営業第1部長を経て、 平成18年4月 執行役員東海事業本部長 平成20年4月 常務執行役員首都圏第1事業本部長 平成22年6月 取締役(代表取締役)専務執行役員 営業推進本部長兼首都圏第1事業本部長 平成23年4月 取締役(代表取締役)専務執行役員(現職)	事業部統括、 人事総務部、 損害サービス企画部、 本店営業部、 火新損害サービス部
取締役	釜中 貞彦 (昭和30年6月13日生)	昭和53年7月 当社入社 以後 情報システム部長を経て、 平成19年4月 執行役員損害サービス業務部長 平成20年6月 取締役執行役員損害サービス本部長兼 損害サービス業務部長 平成21年4月 取締役執行役員損害サービス本部長 平成22年6月 取締役常務執行役員(現職)	リスク管理部、 コンプライアンス業務部、 お客さまサービス部
取締役	花村 吉昭 (昭和33年11月19日生)	昭和56年4月 当社入社 以後 経営企画部長を経て、 平成20年6月 取締役執行役員経営企画部長 平成21年4月 取締役執行役員 同 年6月 取締役執行役員人事部長 平成22年4月 取締役執行役員 同 年6月 取締役常務執行役員損害サービス本部長 平成23年4月 取締役常務執行役員(現職)	経営企画部、 経理部、 資産運用部、 (商品サービス企画部)
取締役	村本 英治 (昭和33年10月15日生)	昭和56年4月 東京海上火災保険株式会社入社 平成18年7月 東京海上日動火災保険株式会社群馬支店長 平成22年6月 当社取締役執行役員営業推進本部副本部長 平成23年4月 当社取締役執行役員(現職)	東京事業部、 関東第1事業部、 神奈川事業部、 首都圏損害サービス業務部、 (営業企画部)、 (本店営業部)
取締役	横川 卓事 (昭和31年8月26日生)	昭和55年4月 当社入社 以後 北海道事業部長を経て、 平成21年6月 執行役員北海道事業部長 平成22年6月 執行役員首都圏第3事業本部長兼 神奈川統括営業部長 平成23年4月 執行役員営業企画部長 同 年6月 取締役執行役員営業企画部長 平成24年6月 取締役常務執行役員営業企画部長(現職)	営業企画部
取締役	坂井 輝雄 (昭和31年2月15日生)	昭和53年4月 当社入社 以後 人事部長を経て、 平成19年4月 執行役員人事部長 平成20年4月 執行役員首都圏第3事業本部長 平成22年6月 執行役員東海事業本部長 平成23年4月 執行役員内部監査部長 平成24年6月 取締役執行役員内部監査部長(現職)	内部監査部
取締役	夏迫 清治 (昭和34年4月9日生)	昭和57年4月 当社入社 以後 首都圏損害サービス第1部長を経て、 平成21年6月 執行役員首都圏損害サービス第1部長 平成22年4月 執行役員東北事業本部副本部長 同 年6月 執行役員東北事業本部長 平成23年4月 執行役員 平成24年4月 執行役員事業支援部長 同 年6月 取締役執行役員事業支援部長(現職)	事業支援部、 事務部、 安心サービス部
取締役	小宮 暁 (昭和35年8月15日生)	昭和58年4月 東京海上火災保険株式会社入社 平成19年8月 東京海上日動火災保険株式会社営業開発部部長 平成21年6月 同社営業開発部長 平成24年6月 当社取締役常務執行役員(現職)	商品サービス企画部、 IT企画部、 (営業企画部)

(注) 1.平成18年6月28日以降、当社は会長・社長以外の役付取締役を廃止しました。

2.担当欄の()は副担当です。

監査役

(平成24年7月1日現在)

役名	氏名 (生年月日)	略歴
監査役 (常勤)	まつ ぼし ゆう 松原 裕 (昭和29年5月11日生)	昭和52年11月 当社入社 以後 経営企画部長を経て、 平成19年4月 執行役員経営企画部長 同 年6月 取締役執行役員内部管理本部長兼経営企画部長 平成20年4月 取締役執行役員内部管理本部長 平成21年6月 取締役常務執行役員 平成24年6月 監査役(常勤)(現職)
監査役 (常勤)	こん けん ぞう 近藤 健三 (昭和25年10月13日生)	昭和49年4月 当社入社 以後 総務部長を経て、 平成21年6月 監査役(常勤)(現職)
監査役	や ぼし りゅう 八木 利朗 (昭和22年11月1日生)	昭和46年4月 東京海上火災保険株式会社入社 平成13年6月 同社取締役東京企業第一本部化学産業営業部長 同 年10月 同社取締役経営企画部長 平成14年6月 同社執行役員経営企画部長 平成15年6月 同社常務取締役 同 年6月 株式会社ミレアホールディングス(現 東京海上ホールディングス株式会社)取締役 平成16年10月 東京海上日動火災保険株式会社常務取締役 平成17年6月 同社常務取締役経営企画部長 平成18年6月 同社常務取締役退任 同 年6月 株式会社ミレアホールディングス(現 東京海上ホールディングス株式会社)専務取締役 平成19年6月 同社取締役副社長 平成22年6月 同社常勤監査役(現職) 同 年6月 当社監査役(現職)
監査役	かわい けん いち 河合 健一 (昭和24年4月5日生)	昭和48年4月 株式会社静岡銀行入行 平成4年4月 同社中山支店長 平成6年4月 同社新宿支店長 平成9年4月 同社営業推進部長兼支店担当部長 平成10年6月 同社理事営業推進部長 同 年12月 同社理事名古屋支店長 平成11年4月 同社執行役員名古屋支店長 平成13年6月 同社常務執行役員首都圏カンパニー長 平成15年6月 静岡コンピューターサービス株式会社代表取締役社長 平成23年6月 当社監査役(現職)

(注)監査役 八木利朗および河合健一は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

現
状

経
営
に
つ
い
て

商
品
・
サ
ー
ビ
ス
に
つ
い
て

業
績
デ
ー
タ

コ
ー
ポ
レ
ー
ト
デ
ー
タ

役員状況

執行役員

(平成24年7月1日現在)

役名	氏名 (生年月日)	略歴	担当
社長執行役員	村島 雅人	「取締役」の欄をご参照ください。	
専務執行役員	竹野 泰生	「取締役」の欄をご参照ください。	
常務執行役員	稲垣 信夫 (昭和28年7月22日生)	昭和51年4月 当社入社 以後 静岡事業部長を経て、 平成19年4月 執行役員静岡事業部長 平成20年4月 執行役員東海事業本部長 平成21年6月 常務執行役員東海事業本部長 平成22年6月 常務執行役員西日本事業本部長 平成23年4月 常務執行役員(現職)	京滋事業部、 関西第1事業部、 関西第2事業部、 中国四国事業部、 九州第1事業部、 九州第2事業部、 西日本損害サービス業務部、 九州損害サービス業務部
常務執行役員	釜中 貞彦	「取締役」の欄をご参照ください。	
常務執行役員	花村 吉昭	「取締役」の欄をご参照ください。	
常務執行役員	横川 卓事	「取締役」の欄をご参照ください。	
常務執行役員	川上 活明 (昭和31年9月8日生)	昭和56年4月 当社入社 以後 営業推進部長を経て、 平成21年6月 執行役員営業推進部長 平成23年4月 執行役員 平成24年6月 常務執行役員(現職)	北東北事業部、 南東北事業部、 関東第2事業部、 信越事業部、 北海道・東北損害サービス業務部、 東日本損害サービス業務部
常務執行役員	小宮 暁	「取締役」の欄をご参照ください。	
執行役員	坂井 輝雄	「取締役」の欄をご参照ください。	
執行役員	夏迫 清治	「取締役」の欄をご参照ください。	
執行役員	高橋 道郎 (昭和28年11月27日生)	昭和51年4月 当社入社 以後 神奈川統括営業部長を経て、 平成22年6月 執行役員静岡事業部長 平成23年4月 執行役員(現職)	静岡事業部、 東海第1事業部、 東海第2事業部、 北陸事業部、 東海損害サービス業務部
執行役員	村本 英治	「取締役」の欄をご参照ください。	
執行役員	光岡 哲太郎 (昭和33年11月9日生)	昭和57年4月 当社入社 以後 北海道事業部長を経て、 平成24年6月 執行役員北海道事業部長(現職)	北海道事業部
執行役員	菅田 基 (昭和35年7月29日生)	昭和58年4月 当社入社 以後 リスク管理部長を経て、 平成24年6月 執行役員リスク管理部長(現職)	

従業員の状況

従業員数等

(平成24年3月31日現在)

従業員数	2,606名
平均年齢	42.5歳
平均勤務年数	12.7年
平均年間給与	5,694,375円

(注) 1. 従業員数については、就業人員数を記載しています。
2. 平均年間給与は、賞とおよび基準外賃金を含んでいます。

新規採用数の推移

(各年度とも4月1日現在)

年 度	社員(全国型・広域型)	社員(地域型)	合 計
平成20年度	28名	42名	70名
平成21年度	28名	32名	60名
平成22年度	19名	18名	37名
平成23年度	25名	2名	27名
平成24年度	22名	9名	31名

(注) 1. 職種転換者および関連会社からの移籍者は除く
2. 平成21年4月1日より、総合職・一般職等の区分を全国型・広域型・地域型へと変更しています。

社員の採用と教育

採用方針

お客さまに最も身近で信頼されるリテール損害保険会社の実現を目指す当社では、日本国内における地域に密着した営業活動を通じて人と人の和を大切に考える独自のビジネスモデルを実践することのできる人材を求め、積極的な採用活動を行っています。具体的には、「円滑な人間関係を築くことのできるコミュニケーション能力を持つ」、「決定したことに対し、責任をもって最後まで執着して完遂させる粘り強さを持つ」人物像を求めています。

採用にあたっては、応募や入社試験の機会を等しく提供し、公平・公正な選考を行うとともに、面接を重視し、一人ひとりの適性・能力および意欲を見極めた採用を行っています。

採用選考過程において、応募者に対する基本的人権の尊重や就職の機会均等をすべての人に保障し、就職差別のない公平・明白な採用選考を行うという観点から、「公正採用基本方針」を策定し、面接者への教育を実施しています。

社員育成体制

「お客さま本位の最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指す」ことを経営理念に掲げた当社は、その実現のためにあるべき社員像を、「『ありがとう』と言っていただけの人」という言葉で具体的に表しました。当社では、その社員像および社員像の具現化を目的に定めた8つの基本行動(チームワーク・挨拶・身だしなみ・コミュニケーション・行動・約束・感謝・仕事で学ぶ)を柱に、真の意味のお客さま本位を自らの業務を通じて実践できる社員の教育・研修・育成を、体系的なプログラムに基づき実施しています。

新入社員に対しては、入社後2年以内に会社戦力として十分な技量を身につけることを目標に、教育・研修を実施しています。その後については、①階層別、②部門別、③職務別、④経験年数別、⑤年齢層別、⑥選択制、⑦OJT、⑧自己啓発、あるいは全社員共通等の各種研修メニューを提供し、個々に必要な知識や能力等に応じた教育・研修を実施しています。

また当社では、業務知識の習得のみならず、時代の要請に応える意識の変革・醸成や、お客さまのニーズを敏感にとらえ、的確に対応しうる幅広い知識と実践力を持つ、損害保険サービス業に従事するにふさわしい社員の育成に努めています。

福利厚生制度

法律で定められている社会保険等の福利厚生制度の他、以下の諸制度を実施しています。

・財形貯蓄制度 ・持株会制度 ・共済会 ・各種保養施設 他

企業集団の状況

主要な事業の内容および組織の構成

当社および当社の関係会社において営まれている主な事業の内容と、各関係会社の当該事業における位置付けは、次のとおりです。

(1) 保険および保険関連事業

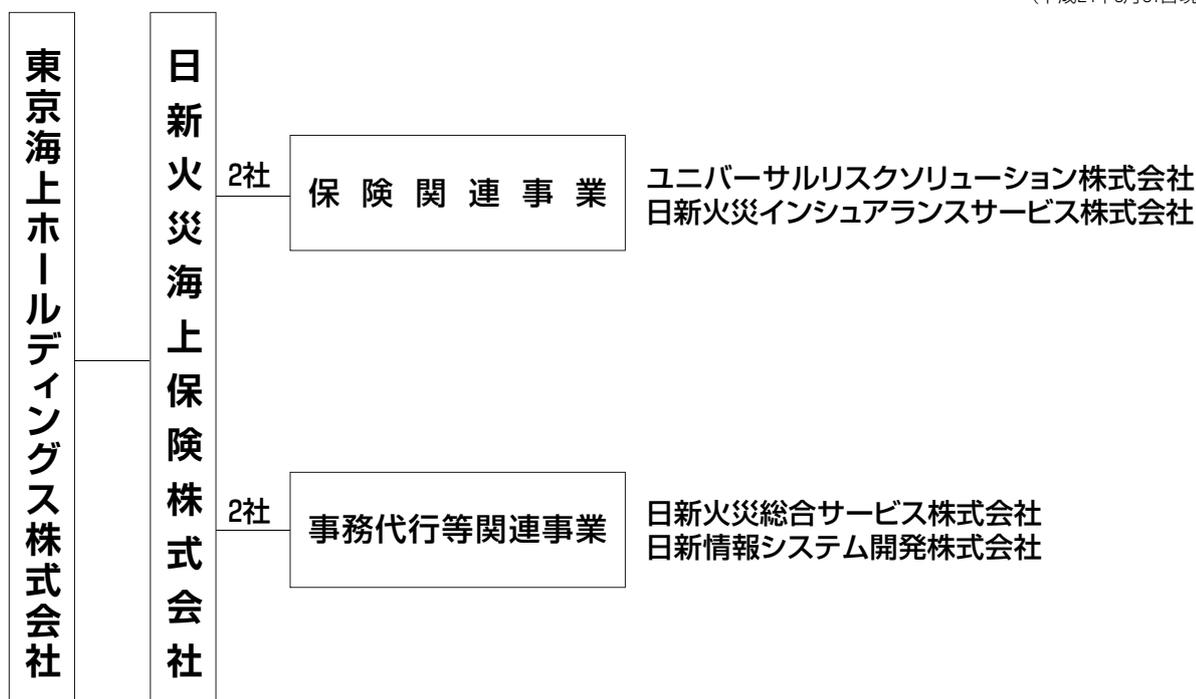
各種損害保険の元受・再保険の引受業務および保険金の支払業務等を営む部門で、関係会社はこのうちリスクコンサルタント業務ならびに保険販売代理業務等を行っています。

(2) 事務代行等関連事業

上記以外の各種業務を営む部門で、関係会社は物流関係のほか、各種事務代行業務を行っています。

[事業系統図]

(平成24年3月31日現在)



子会社等

(平成24年3月31日現在)

会社名	設立年月日	資本金	当社の議決権の 所有割合	当社子会社等の 議決権の所有割合	本社所在地	主な事業内容
日新火災インシュアランス サービス(株)	昭和 32. 7. 24	百万円 20	100 %	— %	東京都千代田区 神田駿河台2-3	保険代理業
日新火災総合サービス(株)	58. 2. 1	10	100	—	東京都千代田区 神田駿河台2-3	荷造・印刷・製本・集配業 務、付随設備保守管理 業務等
日新情報システム開発(株)	63. 11. 1	20	100	—	埼玉県さいたま市 浦和区上木崎2-7-5	プログラム作成、 ソフトウェア開発
ユニバーサルリスクソリュー ション(株)	平成 12. 4. 11	10	100	—	東京都千代田区 神田駿河台2-3	リスクコンサルタント業務

連結財務諸表

当社では、連結財務諸表を作成していません。

現
状

経
営
に
つ
い
て

商
品
・
サ
ー
ビ
ス
に
つ
い
て

業
績
デ
ー
タ

コ
ー
ポ
レ
ー
ト
デ
ー
タ

設備の状況

設備投資等の概要

当期の設備投資は、主として損害保険事業において、営業店舗の建物・設備等の維持改善を目的に実施しました。当期中の投資総額は4億5千万円でした。

主要な設備の状況

(平成24年3月31日現在)

店名 (所在地)	所属 出先機関	帳簿価額(百万円)				従業員数
		土地(面積 m ²)	建物	動産	リース資産	
本店/東京本社 ^{※1} (東京都千代田区)	14 店	11,571(4,102)	4,531	108	—	682 人
さいたま本社 ^{※2} (さいたま市浦和区)	5	3,069(9,468)	1,563	407	33	282
信越事業部 (新潟市・長野市)	8	281(1,827)	121	12	—	100
神奈川事業部 (横浜市中区)	6	0(212)	234	25	—	128
北海道事業部 (札幌市中央区)	6	5(664)	165	32	—	92
南東北事業部 ^{※3} (仙台市青葉区)	18	1,027(2,561)	760	52	—	230
静岡事業部 (静岡市葵区)	4	4(164)	108	13	—	92
東海第1事業部 ^{※4} (名古屋市中区)	9	541(2,418)	864	47	—	215
北陸事業部 (富山市)	3	28(472)	219	7	—	76
関西第1事業部 ^{※5} (大阪市北区)	29	386(1,814)	261	75	—	482
九州第1事業部 ^{※6} (福岡市博多区)	12	395(1,933)	185	26	—	227

※1 東京事業部、関東第1事業部を含む。

※2 関東第2事業部を含む。

※3 北東北事業部を含む。

※4 東海第2事業部を含む。

※5 京滋事業部、関西第2事業部、中国四国事業部を含む。

※6 九州第2事業部を含む。

(注) 1. 上記「店名」は、本部または独立統括営業部ごとの区分によって記載し、「所属出先機関」以下の各計数は、同一の本部または統括営業部に属する支店、支社および営業所等出先機関の合計を記載しています。海外駐在員事務所は本店の所属出先機関に含んでいます。

2. 上記は全て営業用設備です。

3. 上記の他、主要な賃貸用設備として以下のものがあります。

(単位：百万円)

設備名	帳簿価額	
	土地(面積 m ²)	建物
名古屋ビル (名古屋市中区)	1 (210)	228
武蔵野ビル (東京都武蔵野市)	119 (1,090)	243

4. 前記の他、主要な社宅用・厚生用設備として以下のものがあります。

(単位：百万円)

設備名	帳簿価額	
	土地(面積 m ²)	建物
トークハイム日進 (さいたま市北区)	757 (3,330)	494

5. 主要な設備のうち、リース契約によるものについては該当ありません。

損害保険用語の解説

か行

価格変動準備金

保険会社が保有する株式等の価格変動による損失に備えることを目的とした準備金です。資産の一定割合を積み立て、株式等の売買等による損失が利益を超える場合にその差額を取り崩します。

過失相殺

損害賠償額を算出するにあたり、被害者にも過失があった場合、その過失の割合に応じて損害賠償額を減額することをいいます。

クーリングオフ

契約の取消請求権のことです。損害保険の場合には、保険業法の定めにより、保険期間が1年を超える個人契約について、契約の申込日からその日を含め8日以内であれば契約の解除ができる場合があります。

契約者配当金

積立保険(貯蓄型保険)の積立保険料部分において、保険会社が予定利率を超える運用益をあげた場合に、満期返戻金と合わせて保険会社から保険契約者に支払われる配当金をいいます。

契約の解除

保険契約者または保険会社の意思表示によって、契約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。

契約の失効

保険契約が効力を失い終了することをいいます。例えば、保険金支払の対象とならない事故によって保険の対象が滅失した場合には、保険契約は失効します。

告知義務

保険契約を締結する際に、保険契約者は保険会社に対して重要な事実を申し出なければならないという義務、また、重要な事項について事実と異なることを申し出てはならないという義務のことをいいます。

さ行

再調達価額

時価(額)に対する言葉で、保険の対象と同等の物を新たに建築または購入するために必要な金額をいいます。

再保険

保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の保険金支払責任の一部または全部を他の保険会社に転嫁するための保険のことをいいます。

再保険料

保険上の責任を他の保険会社に転嫁する際に、対価として支払う保険料のことをいいます。

時価(額)

再調達価額から、経過年数や使用・消耗による減価分を差し引いた金額のことをいいます。

事業費

保険会社が事業を行うための経費で、損害保険会計では「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」、「諸手数料及び集金費」を総称したものです。

質権設定

火災保険等で、保険契約を締結した物件が災害に遭った場合の保険金請求権を、被保険者が他人(質権者)に質入れすることをいいます。

支払備金

決算日までに発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて、保険金支払のために積み立てる準備金のことをいいます。

責任準備金

将来の保険金支払等の保険契約上の保険会社が負う債務に対して、あらかじめ積み立てておく準備金をいいます。これには、次年度以降の債務のためにその分の保険期間に対応する保険料を積み立てる「普通責任準備金」と、積立保険において、満期返戻金、契約者配当金のお支払いに備えるための「払戻積立金」「契約者配当準備金」および、異常な大災害に備えるための「異常危険準備金」等の種類があります。

全損

保険の対象が完全に滅失した場合(火災保険であれば全焼・全壊)や、修理・回収に要する費用が再調達価額または時価(額)を超えるような場合をいいます。

損害てん補

保険事故によって生じた損害に対し、保険会社が保険金を支払うことをいいます。

損害保険募集人一般試験

損害保険代理店ならびにその役員および使用人が保険募集にあたり、保険契約の内容等について適切かつ十分な説明を行うために必要となる募集品質の確保・向上を図ること、ならびに募集人の保険募集に関する法令等の遵守および保険契約に関する知識等の修得度の検証を目的として一般社団法人日本損害保険協会が実施する試験制度のことをいいます。

損害率

収入保険料に対する支払保険金の割合のことで、保険会社の経営分析や保険料率の算定に用いられます。通常は、正味支払保険金に損害調査費を加えて正味収入保険料で除した割合をさします。

そんぽADRセンター

保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会が設置する損害保険会社の営業活動に関する苦情や紛争対応を行う専任組織。損害保険会社に苦情解決依頼をするなど適正な解決に努めるとともに、当事者間で解決がつかない場合には専門の知識や経験を有する弁護士等が中立・公正な立場から紛争解決手続きを行います。

損害保険用語の解説

た行

大数の法則

サイコロを振ったときに1の目が出る確率は、振る回数を増やすほど6分の1に近づいていきます。このように、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されれば、その事象の発生する確率が一定値に近づくという法則のことです。例えば、火災等の事故を長年にわたって統計学的に調べると、その発生率を全体として予測できることとなります。保険料の算出のもととなる保険事故の発生率は、この「大数の法則」に基づいて算出されています。

超過保険／一部保険

保険金額(契約金額)が保険価額(保険の対象であるものの実際の価額)を超える保険のことを超過保険といい、超える部分は無駄になります。また、保険価額よりも保険金額が少ない保険のことを一部保険といい、保険金額の保険価額に対する割合で保険金が支払われます。

重複保険

同一の被保険利益について、保険期間の全部または一部を共通にする複数の保険契約が存在する場合、また、複数の保険契約の保険金額(契約金額)の合計額が保険価額(保険の対象であるものの実際の価額)を超えている場合をいいます。

通知義務

保険契約締結後、保険の対象を変更した場合等、契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者が保険会社に通知しなければならない義務のことをいいます。

積立勘定

積立保険(貯蓄型保険)において、その積立資産を他の資産と区分して運用する仕組みのことです。

積立保険(貯蓄型保険)

火災保険・傷害保険等の補償機能のほかに貯蓄機能を持ちあわせられた長期保険のことで、満期時には満期返戻金が支払われます。

な行

ノンフリート契約者

自らが所有・使用し、自動車保険契約を締結している自動車が9台以下の契約者のことです。これに対し、10台以上の契約者をフリート契約者といいます。

ノンフリート等級別料率

ノンフリート契約者の自動車に適用する無事故割引(割増)制度です。事故の有無により翌年の継続契約の等級が決められ、その等級に応じて保険料が割引(割増)されます。

は行

被保険者

保険事故が起こったとき、保険の補償を受ける人または保険の対象となる人をいいます。

比例てん補

保険金額(契約金額)が保険価額(保険の対象であるものの実際の価額)を下回っている一部保険の場合に、保険金額の保険価額に対する割合に応じて保険金を削減して支払うことをいいます。

分損

保険の対象の一部に損害が生じた場合のことで、全損に至らない損害をいいます。

保険価額

保険事故が発生した場合に、被保険者が被る可能性のある損害の最高見積額をいいます。保険契約によって時価(額)または再調達価額のいずれかを基準として評価します。

保険期間

保険の契約期間、すなわち保険会社が責任を負う期間をいいます。この期間内に保険事故が発生した場合にのみ、保険会社は保険金を支払います。ただし、特に約定がある場合を除き、保険期間中であっても保険料が支払われていないときには保険会社の責任は開始しないため、保険金は支払われません。

保険金

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭のことをいいます。

保険金額

保険契約において設定する契約金額をいいます。保険事故が発生した場合に保険会社が支払う保険金の限度額のこと、その金額は、保険会社と保険契約者との事前の契約によって定められます。

保険契約者

自己の名前で保険会社に対し保険契約の申し込みをする人のことで、契約が成立すれば保険料の支払義務を負います。ほとんどの場合、保険契約者が同時に被保険者となりますが、他人を被保険者とする保険契約もあります。

保険契約準備金

保険契約に基づく保険金支払等の責任を果たすために保険会社が決算期末に積み立てる準備金で、支払備金、責任準備金等があります。

保険事故

保険契約において、保険会社はその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。火災、交通事故、人の死傷等がその例です。

保険証券

保険契約の成立およびその内容を証明するために、保険会社が作成して保険契約者に交付する文書のことをいいます。

保険の対象

保険を付ける対象のことで、自動車保険での自動車、火災保険での建物・家財等がこれにあたります。

保険引受利益

正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査費・満期返戻金等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものであり、保険本業における最終的な損益を示すものです。なお、その他収支は自賠責保険等に係る法人税相当額等です。

保険約款

保険会社が保険契約者と結ぶ保険契約の内容を定めたものです。保険約款には、同一種類の保険契約の全てに共通する契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・変更・排除する特別約款(特約)があります。

保険料

被保険者の被る危険を保険会社が負担する対価として、保険契約者が保険会社に支払う金銭をいいます。

保険料控除制度

地震保険契約を締結し保険料を支払った場合に、その一定額が契約者のその年の所得から差し引かれ、所得税と住民税の負担が軽減される制度です(損害保険料控除制度は廃止されましたが、経過措置があります。)

保険料即収の原則

保険契約を締結すると同時に保険料の全額を領収しなければならないという原則のことで、なお、保険料分割払契約等特に約定がある場合にはこの原則は適用されません。

ま行

マリン／ノンマリン

マリンは海上保険を意味し、船舶保険・貨物保険・運送保険のことをいいます。ノンマリンはマリン以外の保険のことをいい、火災保険・自動車保険・傷害保険等が該当します。

満期返戻金

積立保険(貯蓄型保険)において、保険期間の満了まで契約が有効に存続し、保険料全額の払い込みが完了している契約について、満期時に保険会社が保険契約者に支払う金銭のことをいいます。この金額は契約時に定められています。

免責

保険金が支払われない契約上の事由のことで、保険会社は、保険事故が発生した場合には保険契約に基づいて保険金支払の義務を負いますが、特定の事由が生じたときには例外としてその義務を免れることになっています。たとえば、戦争その他変乱によって生じた事故、保険契約者が自ら招いた事故、地震・噴火・津波等による事故があります。保険約款に「保険金を支払わない場合」等として記載されています。

免責金額

自己負担額のことをいいます。一定金額以下の損害について、保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額のことで、免責金額を超える損害については、免責金額を控除した金額を支払う方式と、損害額の全額を支払う方式とがあります。

元受保険

再保険に対応する用語で、ある保険契約について再保険契約がなされているとき、再保険契約に対してそのある保険を元受保険といいます。また、保険会社が個々の保険契約者と契約する全ての保険をさす場合もあります。

店舗の一覧

東京本社 (本店)	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03) 3292-8000
さいたま本社	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048) 834-2211

(平成24年7月1日現在)

営業店舗の一覧 (営業時間 9:00~17:00・土日祝除く)

北海道事業部	〒060-0063	北海道札幌市中央区南三条西3-12-1(札幌トークビル)	(011)241-1311
札幌第1支店	〒060-0063	北海道札幌市中央区南三条西3-12-1(札幌トークビル7F)	(011)241-1315
函館支社	〒040-0001	北海道函館市五稜郭町33-1(五稜郭フコク生命ビル8F)	(0138)54-8591
札幌第2支店	〒060-0063	北海道札幌市中央区南三条西3-12-1(札幌トークビル6F)	(011)241-1316
道南支社	〒053-0022	北海道苫小牧市表町2-1-14(王子不動産第3ビル3F)	(0144)34-8191
旭川サービス支店	〒070-0035	北海道旭川市五条通9-1703-4	(0166)26-4431
北見支社	〒090-0022	北海道北見市北二条東1(大槻ビル2F)	(0157)24-6471
道東サービス支店	〒085-0016	北海道釧路市錦町5-3(三ツ輪ビル5F)	(0154)23-8251
帯広支社	〒080-0010	北海道帯広市大通南10-8(帯広フコク生命ビル6F)	(0155)22-8711
北東北事業部	〒020-0034	岩手県盛岡市盛岡駅前通15-19(フコク生命ビル2F)	(019)623-4330
盛岡サービス支店	〒020-0034	岩手県盛岡市盛岡駅前通15-19(フコク生命ビル2F)	(019)623-4316
三陸事務所※	〒026-0024	岩手県釜石市大町1-8-6(明治中央ビル2F)	(0193)24-3118
岩手南サービス支店	〒024-0032	岩手県北上市川岸3-10-2(東北永愛友商事ビル2F)	(0197)65-3821
花巻支社	〒025-0312	岩手県花巻市二枚橋6-335-1(ユーズステーション花巻)	(0198)26-1771
青森サービス支店	〒030-0861	青森県青森市長島2-10-3(青森フコク生命ビル6F)	(017)775-1461
むつ事務所	〒035-0072	青森県むつ市金谷1-4-6(アドバンスビル1F)	(0175)23-8621
弘前支社	〒036-8012	青森県弘前市北瓦ヶ町13-1(日本生命弘前ビル4F)	(0172)36-1555
八戸サービス支店	〒031-0072	青森県八戸市城下4-5-9	(0178)43-1567
秋田サービス支店	〒010-0001	秋田県秋田市中通4-5-2(明治安田生命秋田第二ビル4F)	(018)837-5255
南東北事業部	〒980-0804	宮城県仙台市青葉区大町1-4-7	(022)227-3153
仙台第1支店	〒980-0804	宮城県仙台市青葉区大町1-4-7	(022)263-5465
仙台第2支店	〒980-0804	宮城県仙台市青葉区大町1-4-7	(022)227-2182
気仙沼事務所※	〒988-0124	宮城県気仙沼市松崎高谷48-1(熊谷商事2F)	(0226)24-2004
山形サービス支店	〒990-0023	山形県山形市松波1-8-14	(023)622-4006
酒田サービス支社	〒998-0853	山形県酒田のみずほ1-19-1	(0234)23-5106
郡山サービス支店	〒963-8871	福島県郡山市本町2-1-12	(024)932-2266
白河支社	〒961-0975	福島県白河市立石山1-3(丸昌ビル2F)	(0248)22-6618
福島サービス支店	〒960-8035	福島県福島市本町5-5(殖産銀行フコク生命ビル7F)	(024)526-0205
いわきサービス支店	〒970-8026	福島県いわき市平字大町7-1(平セントラルビル7F)	(0246)22-1881
会津若松サービス支店	〒965-0042	福島県会津若松市大町2-14-24(山本中央ビル2F)	(0242)24-5661
本店営業部	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5550
公務課	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5547
金融課	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5548
営業第1課	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5550
営業第2課	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5554
東京事業部	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5555
東京中央支店	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5556
東京東支店	〒130-0014	東京都墨田区亀沢4-5-4(ブルームビル1F)	(03)3625-2040
東京西支店	〒164-0012	東京都中野区本町1-32-2(ハーモニータワー24F)	(03)5354-7081
東京南支店	〒141-0022	東京都品川区東五反田1-11-15(電波ビル4F)	(03)5423-6100
多摩サービス支店	〒190-0012	東京都立川市曙町2-22-22(TBK立川ビル5F)	(042)527-7771
山梨サービス支店	〒400-0032	山梨県甲府市中央4-7-13	(055)228-1277
富士吉田支社	〒403-0004	山梨県富士吉田市下吉田2-4-32(山吉商店ビル2F)	(0555)22-5801

※平成24年7月1日現在、三陸事務所と気仙沼事務所は東日本大震災の影響により仮事務所にて営業しております。各仮事務所の住所は上記住所とは異なりますが、上記電話番号につきましては、三陸事務所は盛岡サービス支店に、気仙沼事務所は仮事務所につながります。

関東第1事業部	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5555
水戸サービス支店	〒310-0805	茨城県水戸市中央1-1-7	(029)221-9125
下館サービス支社	〒308-0031	茨城県筑西市丙205-2(レジデンスミマス3F3-B)	(0296)25-0312
千葉北サービス支店	〒277-0011	千葉県柏市東上町2-28(第1水戸屋ビル4F)	(04)7163-7443
千葉支店	〒260-0021	千葉県千葉市中央区新宿2-7-10(千葉TALKビル2F)	(043)244-0521
木更津支社	〒292-0057	千葉県木更津市東中央2-4-14(木更津東中央ビル5F)	(0438)23-2262
宇都宮サービス支店	〒320-0815	栃木県宇都宮市中河原町1-24	(028)635-1571
小山営業所	〒323-0807	栃木県小山市城東1-6-42(第3高岩ビル3F)	(0285)24-4094
関東第2事業部	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-1479
埼玉新都心支店	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-2295
埼玉東支店	〒344-0067	埼玉県春日部市中央1-13-6(春日部フコク生命ビル3F)	(048)761-6181
埼玉北サービス支店	〒360-0042	埼玉県熊谷市本町2-48(熊谷第一生命ビル7F)	(048)523-1313
埼玉西サービス支店	〒350-1123	埼玉県川越市脇田本町1-2(山崎ビル8F)	(049)249-5117
群馬サービス支店	〒371-0023	群馬県前橋市本町2-4-3	(027)224-3622
太田サービス支店	〒373-0851	群馬県太田市飯田町945	(0276)45-4691
信越事業部	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-1479
長野サービス支店	〒380-0901	長野県長野市居町47	(026)244-0232
上田支社	〒386-0018	長野県上田市常田2-20-26(常田ビル)	(0268)27-3240
松本サービス支店	〒390-0874	長野県松本市大手2-10-3	(0263)33-3210
諏訪支社	〒392-0026	長野県諏訪市大手1-10-5(AZUSAビル201号)	(0266)57-6600
新潟サービス支店	〒950-0087	新潟県新潟市中央区東大通1-3-8(明治安田生命新潟駅前ビル2F)	(025)245-0324
長岡サービス支店	〒940-0052	新潟県長岡市神田町2-1-6	(0258)32-2285
六日町支社	〒949-6600	新潟県南魚沼市六日町800-1(装宴ビル2F)	(025)773-3547
三条サービス支店	〒955-0065	新潟県三条市旭町2-13-23	(0256)33-1045
神奈川事業部	〒231-0007	神奈川県横浜市中区弁天通5-72	(045)633-5280
横浜自動車営業課	〒221-0052	神奈川県横浜市神奈川区栄町8-1(ポートサイドビル1F)	(045)461-2223
横浜支店	〒231-0007	神奈川県横浜市中区弁天通5-72	(045)633-5288
横浜中央支店	〒231-0007	神奈川県横浜市中区弁天通5-72	(045)633-5291
川崎支店	〒210-0014	神奈川県川崎市川崎区貝塚1-1-3(川崎フコク生命ビル3F)	(044)244-0171
神奈川県央サービス支店	〒252-0303	神奈川県相模原市南区相模大野7-1-6(相模大野第一生命ビル6F)	(042)749-1912
湘南サービス支店	〒254-0034	神奈川県平塚市宝町3-1(平塚MNビル9F)	(0463)21-2176
静岡事業部	〒420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町1-1-2(静岡呉服町スクエア9F)	(054)253-3105
静岡サービス支店	〒420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町1-1-2(静岡呉服町スクエア9F)	(054)254-8861
藤枝支店	〒426-0034	静岡県藤枝市駅前2-14-8(フルカワクリエイトビル2F)	(054)645-2200
沼津サービス支店	〒410-0801	静岡県沼津市大手町4-3-45(アゴラ沼津6F)	(055)962-1311
富士サービス支店	〒417-0045	静岡県富士市錦町1-2-1(シンセアビル錦町6F)	(0545)52-1532
浜松サービス支店	〒430-0928	静岡県浜松市中区板屋町527(静岡不動産ビル4F)	(053)455-4311
東海第1事業部	〒460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11	(052)231-7196
知多営業所	〒475-0922	愛知県半田市昭和町1-35(半田名鉄南館ビル2F)	(0569)22-8267
三河サービス支店	〒444-0044	愛知県岡崎市康生通南2-5	(0564)21-1601
愛知北サービス支店	〒486-0844	愛知県春日井市鳥居松町2-268	(0568)81-8400
一宮サービス支店	〒491-0042	愛知県一宮市松降1-2-18(松降ビル2F)	(0586)72-0178

店舗の一覧

東海第2事業部	〒460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11	(052)231-7531
岐阜サービス支店	〒500-8069	岐阜県岐阜市今小町28	(058)264-7261
高山支社	〒506-0025	岐阜県高山市天満町4-64-8(第一ビル2F)	(0577)32-1277
多治見サービス支店	〒507-0034	岐阜県多治見市豊岡町2-57-2	(0572)22-7268
三重サービス支店	〒510-0068	三重県四日市市三栄町2-17	(059)351-2477
三重中央サービス支店	〒514-0028	三重県津市東丸之内22-14(津フコク生命ビル3F)	(059)227-5185
北陸事業部	〒930-0004	富山県富山市桜橋通り6-11(富山フコク生命第2ビル3F)	(076)433-2533
金沢サービス支店	〒920-0981	石川県金沢市片町1-3-27(日新火災金沢ビル)	(076)263-2150
七尾事務所	〒926-0052	石川県七尾市山王町ソ部41-8	(0767)53-0878
福井サービス支店	〒910-0024	福井県福井市照手1-2-15	(0776)21-0401
富山支店	〒930-0004	富山県富山市桜橋通り6-11(富山フコク生命第2ビル3F)	(076)433-3545
京滋事業部	〒600-8004	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F)	(075)211-4591
京都サービス支店	〒600-8004	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F)	(075)211-4592
福知山サービス支社	〒620-0059	京都府福知山市厚東町208(FM-Eビル2F)	(0773)22-6327
大津サービス支店	〒520-0806	滋賀県大津市打出浜13-49(日新火災大津ビル2F)	(077)522-4077
彦根サービス支店	〒522-0073	滋賀県彦根市旭町1-24(田中ビル2nd5F)	(0749)22-1826
八日市支社	〒527-0022	滋賀県東近江市八日市上之町1-43(松原ビル3F)	(0748)23-6378
関西第1事業部	〒530-0017	大阪府大阪市北区角田町8-1(梅田阪急ビルオフィスタワー19F)	(06)6312-9820
大阪中央支店	〒530-0017	大阪府大阪市北区角田町8-1(梅田阪急ビルオフィスタワー19F)	(06)6312-9825
北大阪サービス支店	〒567-0032	大阪府茨木市西駅前町5-1(京都銀行茨木ビル3F)	(072)623-6146
神戸サービス支店	〒651-0086	兵庫県神戸市中央区磯上通7-1-30(三宮フコク生命ビル2F)	(078)242-4911
姫路サービス支店	〒670-0924	兵庫県姫路市紺屋町6	(079)288-5580
関西第2事業部	〒530-0017	大阪府大阪市北区角田町8-1(梅田阪急ビルオフィスタワー19F)	(06)6312-9805
大阪東サービス支店	〒577-0056	大阪府東大阪市長堂2-3-21(日本生命布施駅前ビル4F)	(06)4308-8570
南大阪サービス支店	〒590-0063	大阪府堺市堺区中安井町3-2-13(堺フコク生命ビル3F)	(072)238-1985
和歌山サービス支店	〒640-8045	和歌山県和歌山市ト半町31	(073)422-1131
田辺サービス支店	〒646-0046	和歌山県田辺市本町49-3(田辺中央ビル2F)	(0739)24-1621
新宮支社	〒647-0052	和歌山県新宮市橋本2-14-35	(0735)22-2353
奈良サービス支店	〒634-0078	奈良県橿原市八木町1-6-1(草楽ビル6F)	(0744)23-3650
中国四国事業部	〒700-0904	岡山県岡山市北区柳町2-6-25(朝日生命岡山柳町ビル8F)	(086)235-1575
広島サービス支店	〒730-0036	広島県広島市中区袋町3-17(シンヨービル6F)	(082)247-9262
福山サービス支店	〒720-0801	広島県福山市入船町2-8-3	(084)922-2129
山口サービス支店	〒747-0809	山口県防府市寿町2-11(吉幸ビル1F)	(0835)25-1711
岡山サービス支店	〒700-0904	岡山県岡山市北区柳町2-6-25(朝日生命岡山柳町ビル8F)	(086)225-0541
倉敷支社	〒710-0051	岡山県倉敷市幸町1-40(倉敷ナカヨシビルII 2F)	(086)424-5556
松江サービス支店	〒690-0886	島根県松江市母衣町34	(0852)22-3525
出雲サービス支社	〒693-0004	島根県出雲市渡橋町398(正友ビル2F)	(0853)23-6699
浜田事務所	〒697-0024	島根県浜田市黒川町4196(岡本ビル2F)	(0855)23-1090
鳥取サービス支社	〒680-0034	鳥取県鳥取市元魚町2-105(アイシンビル2F)	(0857)23-4651
高松サービス支店	〒760-0025	香川県高松市古新町8-1(四国パナソニックビル8F)	(087)851-0030
松山サービス支社	〒790-0002	愛媛県松山市二番町4-5-2(R-2番町ビル5F)	(089)941-8298
伊予三島サービス支社	〒799-0411	愛媛県四国中央市下柏町75-1(ロイヤルマンション柏1F)	(0896)24-5306
徳島サービス支社	〒770-0831	徳島県徳島市寺島本町西1-7-1(日通朝日徳島ビル4F)	(088)622-3711
高知サービス支店	〒780-0834	高知県高知市堺町2-26(高知中央第一生命ビル9F)	(088)823-4488
四万十支社	〒787-0033	高知県四万十市中村大橋通7-8-3	(0880)34-6010

九州第1事業部	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル8F)	(092)281-8162
福岡第1支店	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル8F)	(092)281-8161
福岡第2支店	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル8F)	(092)281-8165
沖縄事務所	〒900-0015	沖縄県那覇市久茂地2-12-21(電波堂ビル3F)	(098)863-3235
久留米サービス支店	〒830-0018	福岡県久留米市通町5-18(日栄第2ビル)	(0942)35-2819
佐賀サービス支社	〒840-0833	佐賀県佐賀市中の小路6-26(佐嘉栄商事ビル)	(0952)22-4711
北九州サービス支店	〒802-0066	福岡県北九州市小倉北区萩崎町1-4	(093)923-1581
大分サービス支店	〒870-0026	大分県大分市金池町2-6-15(EME大分駅前ビル3F)	(097)535-2143

九州第2事業部	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル8F)	(092)281-8162
熊本サービス支店	〒860-0844	熊本県熊本市中央区水道町14-27(KADビル8F)	(096)325-7211
八代支社	〒866-0843	熊本県八代市花園町17-11(森ビル2F)	(0965)35-5270
鹿児島サービス支店	〒890-0063	鹿児島県鹿児島市鴨池2-10-20	(099)254-1115
宮崎サービス支店	〒880-0805	宮崎県宮崎市橘通東1-7-4(第1宮銀ビル5F)	(0985)24-3833
長崎サービス支店	〒850-0023	長崎県長崎市出来大工町25	(095)825-4131
諫早支社	〒854-0026	長崎県諫早市東本町5-17(ねむの木ビル4F)	(0957)21-4855
佐世保サービス支店	〒857-0805	長崎県佐世保市光月町4-14	(0956)23-3171

現
状

経営について

商品・サービスについて

業績データ

コーポレートデータ

店舗の一覧

(平成24年7月1日現在)

損害サービス店舗の一覧 (営業時間9:00~17:00・土日祝除く)

北海道事業部			
旭川サービス支店	〒070-0035	北海道旭川市五条通9-1703-4	(0166)23-2732
道東サービス支店	〒085-0016	北海道釧路市錦町5-3(三ツ輪ビル5F)	(0154)23-8260
札幌サービスセンター	〒060-0063	北海道札幌市中央区南三条西3-12-1(札幌トークビル2F)	(011)241-1313
北東北事業部			
盛岡サービス支店	〒020-0034	岩手県盛岡市盛岡駅前通15-19(フコク生命ビル2F)	(019)623-4368
岩手南サービス支店	〒024-0032	岩手県北上市川岸3-10-2(東北永愛友商事ビル2F)	(0197)65-3833
青森サービス支店	〒030-0861	青森県青森市長島2-10-3(青森フコク生命ビル6F)	(017)775-1465
八戸サービス支店	〒031-0072	青森県八戸市城下4-5-9	(0178)44-5309
秋田サービス支店	〒010-0001	秋田県秋田市中通4-5-2(明治安田生命秋田第二ビル4F)	(018)837-5254
南東北事業部			
山形サービス支店	〒990-0023	山形県山形市松波1-8-14	(023)624-2900
酒田サービス支社	〒998-0853	山形県酒田市みずほ2-19-1	(0234)23-5968
郡山サービス支店	〒963-8871	福島県郡山市本町2-1-12	(024)932-2280
福島サービス支店	〒960-8035	福島県福島市本町5-5(殖産銀行フコク生命ビル7F)	(024)522-9831
いわきサービス支店	〒970-8026	福島県いわき市平字大町7-1(平セントラルビル7F)	(0246)22-1951
会津若松サービス支店	〒965-0042	福島県会津若松市大町2-14-24(山本中央ビル2F)	(0242)24-5797
仙台サービスセンター	〒980-0804	宮城県仙台市青葉区大町1-4-7	(022)227-2133
東京事業部			
多摩サービス支店	〒190-0012	東京都立川市曙町2-22-22(TBK立川ビル5F)	(042)524-0771
山梨サービス支店	〒400-0032	山梨県甲府市中央4-7-13	(055)228-1218
東京第1サービスセンター	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5560
東京第2サービスセンター	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5668
関東第1事業部			
水戸サービス支店	〒310-0805	茨城県水戸市中央1-1-7	(029)224-0823
下館サービス支社	〒308-0031	茨城県筑西市丙205-2(レジデンスミマス3F3-B)	(0296)25-0320
千葉北サービス支店	〒277-0011	千葉県柏市東上町2-28(第1水戸屋ビル4F)	(04)7163-8256
宇都宮サービス支店	〒320-0815	栃木県宇都宮市中河原町1-24	(028)635-1183
千葉サービスセンター	〒260-0021	千葉県千葉市中央区新宿2-7-10(千葉TALKビル3F)	(043)244-3130
関東第2事業部			
埼玉北サービス支店	〒360-0042	埼玉県熊谷市本町2-48(熊谷第一生命ビル7F)	(048)523-1215
埼玉西サービス支店	〒350-1123	埼玉県川越市脇田本町1-2(山崎ビル8F)	(049)249-5125
群馬サービス支店	〒371-0023	群馬県前橋市本町2-4-3	(027)224-5021
太田サービス支店	〒373-0851	群馬県太田市飯田町945	(0276)45-4702
埼玉新都心サービスセンター	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-1834
信越事業部			
長野サービス支店	〒380-0901	長野県長野市居町47	(026)244-0442
松本サービス支店	〒390-0874	長野県松本市大手2-10-3	(0263)33-9700
新潟サービス支店	〒950-0087	新潟県新潟市中央区東大通1-3-8(明治安田生命新潟駅前ビル2F)	(025)245-0345
長岡サービス支店	〒940-0052	新潟県長岡市神田町2-1-6	(0258)32-2293
三条サービス支店	〒955-0065	新潟県三条市旭町2-13-23	(0256)32-8159
神奈川事業部			
神奈川(県央)サービス支店	〒252-0303	神奈川県相模原市南区相模大野7-1-6(相模大野第一生命ビル6F)	(042)749-1921
湘南サービス支店	〒254-0034	神奈川県平塚市宝町3-1(平塚MNLビル9F)	(0463)21-6651
神奈川サービスセンター	〒231-0007	神奈川県横浜市中区弁天通5-72	(045)633-5295
横浜サービスセンター	〒221-0052	神奈川県横浜市神奈川区栄町8-1(ポートサイドビル1F)	(045)461-2521

静岡事業部			
静岡サービス支店	〒420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町1-1-2(静岡呉服町スクエア9F)	(054)254-8896
沼津サービス支店	〒410-0801	静岡県沼津市大手町4-3-45(アゴラ沼津6F)	(055)962-7086
富士サービス支店	〒417-0045	静岡県富士市錦町1-2-1(シンセアビル錦町6F)	(0545)51-9731
浜松サービス支店	〒430-0928	静岡県浜松市中区板屋町527(静岡不動産ビル4F)	(053)455-4395
東海第1事業部			
三河サービス支店	〒444-0044	愛知県岡崎市康生通南2-5	(0564)21-1576
愛知北サービス支店	〒486-0844	愛知県春日井市鳥居松町2-268	(0568)81-6911
一宮サービス支店	〒491-0042	愛知県一宮市松降1-2-18(松降ビル2F)	(0586)72-0511
名古屋サービスセンター	〒460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11	(052)231-9226
東海第2事業部			
岐阜サービス支店	〒500-8069	岐阜県岐阜市今小町28	(058)264-8231
多治見サービス支店	〒507-0034	岐阜県多治見市豊岡町2-57-2	(0572)25-8661
三重サービス支店	〒510-0068	三重県四日市市三栄町2-17	(059)351-2977
三重中央サービス支店	〒514-0028	三重県津市東丸之内22-14(津フコク生命ビル3F)	(059)227-6231
北陸事業部			
金沢サービス支店	〒920-0981	石川県金沢市片町1-3-27(日新火災金沢ビル)	(076)263-2180
福井サービス支店	〒910-0024	福井県福井市照手1-2-15	(0776)27-2851
富山サービスセンター	〒930-0004	富山県富山市桜橋通り6-11(富山フコク生命第2ビル3F)	(076)433-3557
京滋事業部			
京都サービス支店	〒600-8004	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル8F)	(075)211-4594
福知山サービス支社	〒620-0059	京都府福知山市厚東町208(FM-Eビル2F)	(0773)24-6390
大津サービス支店	〒520-0806	滋賀県大津市打出浜13-49(日新火災大津ビル2F)	(077)522-4179
彦根サービス支店	〒522-0073	滋賀県彦根市旭町1-24(田中ビル2nd5F)	(0749)23-1960
関西第1事業部			
北大阪サービス支店	〒567-0032	大阪府茨木市西駅前町6-26(田畑ビル3F)	(072)625-3071
神戸サービス支店	〒651-0086	兵庫県神戸市中央区磯上通7-1-30(三宮フコク生命ビル2F)	(078)242-4930
姫路サービス支店	〒670-0924	兵庫県姫路市紺屋町6	(079)288-5376
大阪サービスセンター	〒530-0017	大阪府大阪市北区角田町8-1(梅田阪急ビルオフィスタワー19F)	(06)6312-9843
関西第2事業部			
大阪東サービス支店	〒577-0056	大阪府東大阪市長堂2-3-21(日本生命布施駅前ビル4F)	(06)4308-8580
南大阪サービス支店	〒590-0063	大阪府堺市堺区中安井町3-2-13(堺フコク生命ビル3F)	(072)222-3873
和歌山サービス支店	〒640-8045	和歌山県和歌山市ト半町31	(073)422-1134
田辺サービス支店	〒646-0046	和歌山県田辺市本町49-3(田辺中央ビル3F)	(0739)24-1671
奈良サービス支店	〒634-0078	奈良県橿原市八木町1-6-1(草葉ビル6F)	(0744)23-3982
中国四国事業部			
広島サービス支店	〒730-0036	広島県広島市中区袋町3-17(シシンヨービル6F)	(082)247-9265
福山サービス支店	〒720-0801	広島県福山市入船町2-8-3	(084)923-4108
山口サービス支店	〒747-0809	山口県防府市寿町2-11(吉幸ビル1F)	(0835)38-6250
岡山サービス支店	〒700-0904	岡山県岡山市北区柳町2-6-25(朝日生命岡山柳町ビル8F)	(086)224-7976
松江サービス支店	〒690-0886	島根県松江市母衣町34	(0852)22-3575
出雲サービス支社	〒693-0004	島根県出雲市渡橋町398(正友ビル2F)	(0853)23-6699
鳥取サービス支社	〒680-0034	鳥取県鳥取市元魚町2-105(アイシンビル2F)	(0857)21-7415
高松サービス支店	〒760-0025	香川県高松市古新町8-1(四国パナソニックビル8F)	(087)851-0032
松山サービス支社	〒790-0002	愛媛県松山市二番町4-5-2(R-2番ビル5F)	(089)941-8298
伊予三島サービス支社	〒799-0411	愛媛県四国中央市下柏町75-1(ロイヤルマンション柏1F)	(0896)24-5324
徳島サービス支社	〒770-0831	徳島県徳島市寺島本町西1-7-1(日通朝日徳島ビル4F)	(088)622-3716
高知サービス支店	〒780-0834	高知県高知市堺町2-26(高知中央第一生命ビル9F)	(088)823-4469

店舗の一覧

九州第1事業部

久留米サービス支店	〒830-0018	福岡県久留米市通町5-18(日栄第2ビル)	(0942)33-4450
佐賀サービス支社	〒840-0833	佐賀県佐賀市中央の小路6-26(佐嘉栄商事ビル)	(0952)22-4181
北九州サービス支店	〒802-0066	福岡県北九州市小倉北区萩崎町1-4	(093)923-1591
大分サービス支店	〒870-0026	大分県大分市金池町2-6-15(EME大分駅前ビル3F)	(097)535-2141
福岡サービスセンター	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル7F)	(092)281-8164

九州第2事業部

熊本サービス支店	〒860-0844	熊本県熊本市中央区水道町14-27(KADビル8F)	(096)325-7115
鹿児島サービス支店	〒890-0063	鹿児島県鹿児島市鴨池2-10-20	(099)254-1115
宮崎サービス支店	〒880-0805	宮崎県宮崎市橋通東1-7-4(第1宮銀ビル5F)	(0985)24-3883
長崎サービス支店	〒850-0023	長崎県長崎市出来大工町25	(095)825-4135
佐世保サービス支店	〒857-0805	長崎県佐世保市光月町4-14	(0956)23-3230

安心サービス部

安心受付センター(受付チーム)	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-1539
安心受付センター(初期対応チーム)	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-1539
安心お支払センター(車物チーム)	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-2731
安心お支払センター(人傷チーム)	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-1776
安心お支払センター(書類管理チーム)	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-1539
債権管理センター	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-1723
自賠責損害サービスセンター	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-2577

火新損害サービス部

損害サービス課	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5557
医療保険サービスセンター	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5647
東北火新サービスセンター	〒980-0804	宮城県仙台市青葉区大町1-4-7	(022)227-2135
北海道火新サービスセンター	〒060-0063	北海道札幌市中央区南三条西3-12-1(札幌トークビル3F)	(011)241-1314
傷害サービスセンター(第1G)	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-2371
傷害サービスセンター(第2G)	〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-2371
首都圏火新サービスセンター	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5558
東海火新サービスセンター	〒460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11	(052)231-9225
西日本火新サービスセンター	〒530-0017	大阪府大阪市北区角田町8-1(梅田阪急ビルオフィスタワー19F)	(06)6312-9850
九州火新サービスセンター	〒812-0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル7F)	(092)281-8136

海上保険部門

商品サービス企画部			
新種グループ運送保険チーム	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5532

テレフォンサービスセンター (24時間365日受付)

0120-25-7474

店舗ネットワーク

(平成24年7月1日現在)

国内営業店舗および損害サービス拠点数

支店	84	営業所	2	損害サービス拠点	87
支社	28	事務所	6		

- ……営業店・損害サービス拠点(併設)
- ……営業店

下記のほか、営業所・事務所を各地に設置しております。
※P.128「店舗の一覧」をご覧ください。



